

## 令和3年度 児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）

- 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 頁
- 児童相談所での児童虐待相談対応件数（対前年度比較、都道府県別）・・・・・・・・・・ 2 頁
- 児童相談所での月別の児童虐待相談対応件数（対前年比較）・・・・・・・・・・・・ 3 頁
- 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 頁
- 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5 頁

# 児童相談所での児童虐待相談対応件数とその推移

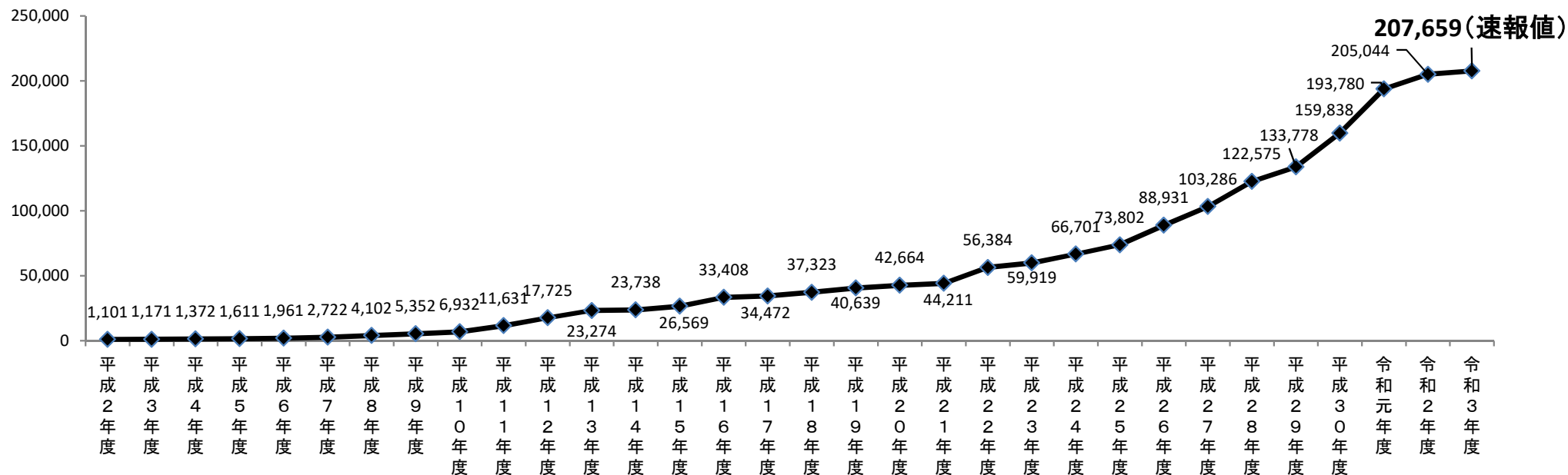
## 1. 令和3年度の児童相談所での児童虐待相談対応件数

令和3年度中に、全国225か所の児童相談所が児童虐待相談として対応した件数は 207,659 件（速報値）で、過去最多。

※ 対前年度比+1.3%（2,615件の増加）（令和2年度：対前年度比+5.8%（11,264件の増加））

※ 相談対応件数とは、令和3年度中に児童相談所が相談を受け、援助方針会議の結果により指導や措置等を行った件数。

## 2. 児童虐待相談対応件数の推移



年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度(速報値)
件数	44,211	注 56,384	59,919	66,701	73,802	88,931	103,286	122,575	133,778	159,838	193,780	205,044	207,659
対前年度比	+3.6%	-	-	+11.3%	+10.6%	+20.5%	+16.1%	+18.7%	+9.1%	+19.5%	+21.2%	+5.8%	+1.3%

（注）平成22年度の件数は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値。

## 3. 主な増加要因

- 心理的虐待に係る相談対応件数の増加（令和2年度：121,334件→令和3年度：124,722件（+3,388件））
- 家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告の増加（令和2年度：46,521件→令和3年度：47,948件（+1,427件））

（令和2年度と比して児童虐待相談対応件数が増加した自治体からの聞き取り）

- 虐待相談窓口の普及などにより、家族親戚、近隣知人、児童本人等からの通告が増加。

# 児童相談所での児童虐待相談対応件数(対前年度比較、都道府県、指定都市、児童相談所設置市別)

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和2年度	令和3年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
1 北海道	3,694	4,019	325	9%
2 青森県	1,749	1,693	▲ 56	▲ 3%
3 岩手県	1,376	1,709	333	24%
4 宮城県	1,431	1,764	333	23%
5 秋田県	651	596	▲ 55	▲ 8%
6 山形県	666	570	▲ 96	▲ 14%
7 福島県	1,871	1,985	114	6%
8 茨城県	3,478	3,743	265	8%
9 栃木県	1,595	1,625	30	2%
10 群馬県	2,255	1,932	▲ 323	▲ 14%
11 埼玉県	13,661	14,370	709	5%
12 千葉県	9,863	9,593	▲ 270	▲ 3%
13 東京都	25,736	26,047	311	1%
14 神奈川県	7,021	7,195	174	2%
15 新潟県	2,064	2,074	10	0%
16 富山県	1,035	894	▲ 141	▲ 14%
17 石川県	754	814	60	8%
18 福井県	1,113	1,018	▲ 95	▲ 9%
19 山梨県	1,347	1,462	115	9%
20 長野県	2,825	2,651	▲ 174	▲ 6%
21 岐阜県	2,268	2,390	122	5%
22 静岡県	2,398	2,222	▲ 176	▲ 7%
23 愛知県	6,019	6,588	569	9%
24 三重県	2,315	2,147	▲ 168	▲ 7%
25 滋賀県	1,992	2,264	272	14%
26 京都府	2,474	2,505	31	1%
27 大阪府	16,055	14,212	▲ 1,843	▲ 11%
28 兵庫県	5,581	5,567	▲ 14	▲ 0%
29 奈良県	1,761	1,837	76	4%
30 和歌山県	1,726	1,792	66	4%
31 鳥取県	109	135	26	24%
32 島根県	364	378	14	4%
33 岡山県	615	669	54	9%
34 広島県	2,868	2,956	88	3%
35 山口県	729	662	▲ 67	▲ 9%
36 徳島県	919	910	▲ 9	▲ 1%

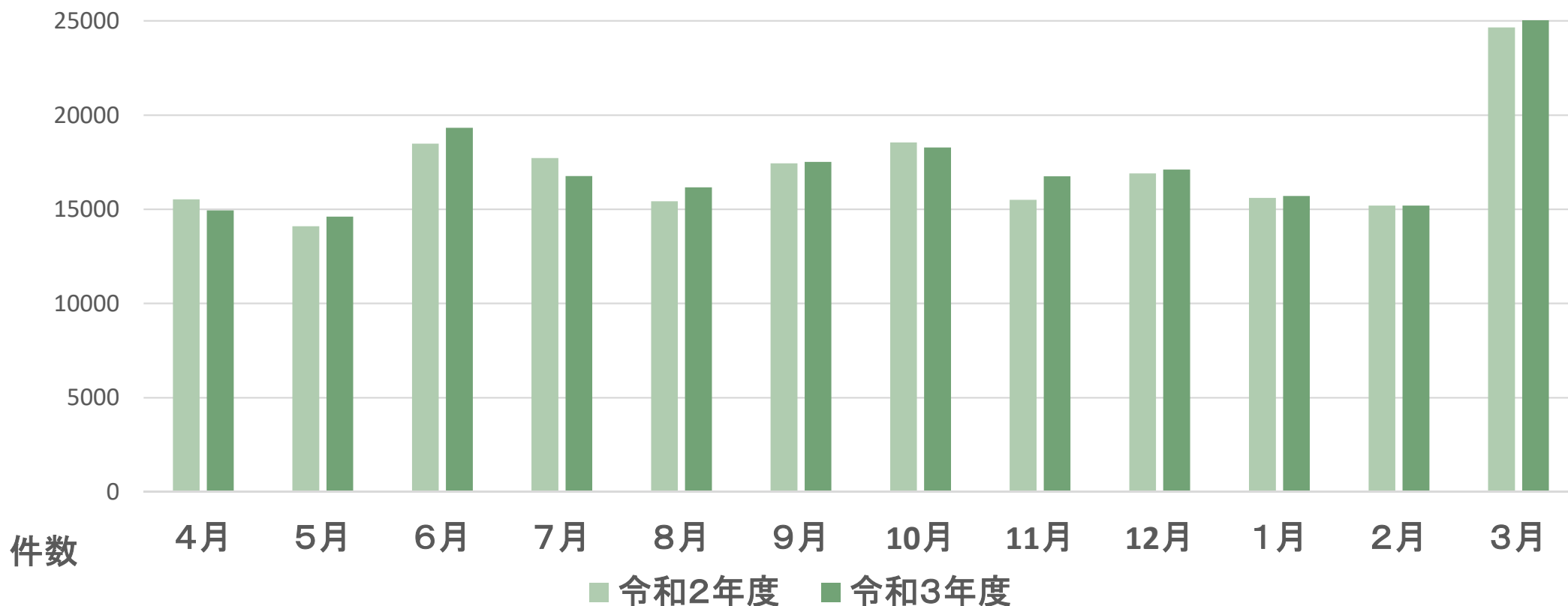
※指定都市、児童相談所設置市の件数は、都道府県の件数の外数である。

都道府県・指定都市・児童相談所設置市	児童相談所相談対応件数			対前年度比
	令和2年度	令和3年度 (速報値)	対前年度 増減件数	
37 香川県	1,264	1,037	▲ 227	▲ 18%
38 愛媛県	1,470	1,406	▲ 64	▲ 4%
39 高知県	583	452	▲ 131	▲ 22%
40 福岡県	5,280	6,184	904	17%
41 佐賀県	898	987	89	10%
42 長崎県	1,018	974	▲ 44	▲ 4%
43 熊本県	1,070	1,027	▲ 43	▲ 4%
44 大分県	1,516	1,664	148	10%
45 宮崎県	1,883	1,843	▲ 40	▲ 2%
46 鹿児島県	2,017	2,114	97	5%
47 沖縄県	1,835	2,509	674	37%
48 札幌市	2,562	2,402	▲ 160	▲ 6%
49 仙台市	1,243	1,733	490	39%
50 さいたま市	3,241	3,236	▲ 5	▲ 0%
51 千葉市	1,766	2,277	511	29%
52 横浜市	8,853	7,659	▲ 1,194	▲ 13%
53 川崎市	3,851	3,965	114	3%
54 相模原市	1,636	1,976	340	21%
55 新潟市	1,272	1,431	159	13%
56 静岡市	699	672	▲ 27	▲ 4%
57 浜松市	833	823	▲ 10	▲ 1%
58 名古屋市	3,865	3,735	▲ 130	▲ 3%
59 京都市	2,175	2,170	▲ 5	▲ 0%
60 大阪市	6,239	6,136	▲ 103	▲ 2%
61 堺市	2,339	2,209	▲ 130	▲ 6%
62 神戸市	2,840	2,934	94	3%
63 岡山市	351	408	57	16%
64 広島市	1,736	1,951	215	12%
65 北九州市	2,355	2,363	8	0%
66 福岡市	2,637	2,685	48	2%
67 熊本市	1,360	1,325	▲ 35	▲ 3%
68 横須賀市	732	859	127	17%
69 金沢市	572	830	258	45%
70 明石市	675	695	20	3%
全国	205,044	207,659	2,615	1%

※児童相談所を開設した特別区(世田谷区、荒川区、江戸川区、港区)の件数は、東京都の件数に含む。

## 児童相談所での月別の児童虐待相談対応件数(対前年比較)

○ 令和3年度は、前年同月と比べて、多い月もあれば、横ばいの月もある。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
令和2年度	15,524	14,089	18,480	17,714	15,423	17,439	18,539	15,495	16,902	15,598	15,191	24,650
令和3年度	14,938	14,606	19,317	16,753	16,154	17,505	18,278	16,750	17,105	15,695	15,187	25,371
(対前年同月比)	(▲4%)	(+4%)	(+5%)	(▲5%)	(+5%)	(+0%)	(▲1%)	(+8%)	(+1%)	(+1%)	(▲0%)	(+3%)



## 児童相談所での虐待相談の内容別件数の推移

○ 令和3年度は、心理的虐待の割合が最も多く、次いで身体的虐待の割合が多い。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	総数
平成22年度	21,559( 38.2%)	18,352( 32.5%)	1,405( 2.5%)	15,068( 26.7%)	56,384(100.0%)
平成23年度	21,942( 36.6%)	18,847( 31.5%)	1,460( 2.4%)	17,670( 29.5%)	59,919(100.0%)
平成24年度	23,579( 35.4%)	19,250( 28.9%)	1,449( 2.2%)	22,423( 33.6%)	66,701(100.0%)
平成25年度	24,245( 32.9%)	19,627( 26.6%)	1,582( 2.1%)	28,348( 38.4%)	73,802(100.0%)
平成26年度	26,181( 29.4%)	22,455( 25.2%)	1,520( 1.7%)	38,775( 43.6%)	88,931(100.0%)
平成27年度	28,621( 27.7%)	24,444( 23.7%)	1,521( 1.5%)	48,700( 47.2%)	103,286(100.0%)
平成28年度	31,925( 26.0%)	25,842( 21.1%)	1,622( 1.3%)	63,186( 51.5%)	122,575(100.0%)
平成29年度	33,223( 24.8%)	26,821( 20.0%)	1,537( 1.1%)	72,197( 54.0%)	133,778(100.0%)
平成30年度	40,238( 25.2%)	29,479( 18.4%)	1,730( 1.1%)	88,391(55.3%)	159,838(100.0%)
令和元年度	49,240( 25.4%)	33,345( 17.2%)	2,077( 1.1%)	109,118(56.3%)	193,780(100.0%)
令和2年度	50,035( 24.4%)	31,430( 15.3%)	2,245( 1.1%)	121,334(59.2%)	205,044(100.0%)
令和3年度 (速報値)	49,238( 23.7%) (▲797)	31,452( 15.1%) (+22)	2,247( 1.1%) (+2)	124,722(60.1%) (+3,388)	207,659(100.0%) (+2,615)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

## 児童相談所での虐待相談の経路別件数の推移

○ 令和3年度に、児童相談所に寄せられた虐待相談の相談経路は、警察等、近隣・知人、家族・親戚、学校からが多くなっている。

	家族親戚	近隣知人	児童本人	都道府県 指定都市・中核市			市町村		児童福祉施設		保健所・医療機関		警察等	児童委員	学校等			その他	総数
				児童相談所	福祉事務所	保健センター	福祉事務所	保健センター	保育所	児童福祉施設	保健所	医療機関			幼稚園	学校	教育委員会		
22年度	8,908 (15.8%)	12,175 (21.6%)	696 (1.2%)	3,152 (5.6%)	1,324 (2.3%)	372 (0.7%)	5,535 (9.8%)	453 (0.8%)	862 (1.5%)	722 (1.3%)	155 (0.3%)	2,116 (3.8%)	9,135 (16.2%)	208 (0.4%)	216 (0.4%)	5,197 (9.2%)	254 (0.5%)	4,904 (8.7%)	56,384 (100.0%)
23年度	8,949 (14.9%)	12,813 (21.4%)	741 (1.2%)	3,621 (6.0%)	1,282 (2.1%)	340 (0.6%)	5,160 (8.6%)	366 (0.6%)	882 (1.5%)	634 (1.1%)	202 (0.3%)	2,310 (3.9%)	11,142 (18.6%)	220 (0.4%)	213 (0.4%)	5,536 (9.2%)	313 (0.5%)	5,195 (8.7%)	59,919 (100.0%)
24年度	8,664 (13.0%)	13,739 (20.6%)	773 (1.2%)	4,165 (6.2%)	1,220 (1.8%)	424 (0.6%)	5,339 (8.0%)	375 (0.6%)	909 (1.4%)	689 (1.0%)	221 (0.3%)	2,653 (4.0%)	16,003 (24.0%)	233 (0.3%)	211 (0.3%)	5,730 (8.6%)	303 (0.5%)	5,050 (7.6%)	66,701 (100.0%)
25年度	8,947 (12.1%)	13,866 (18.8%)	816 (1.1%)	4,835 (6.6%)	1,195 (1.6%)	375 (0.5%)	5,423 (7.3%)	292 (0.4%)	881 (1.2%)	799 (1.1%)	179 (0.2%)	2,525 (3.4%)	21,223 (28.8%)	225 (0.3%)	213 (0.3%)	6,006 (8.1%)	279 (0.4%)	5,723 (7.8%)	73,802 (100.0%)
26年度	9,802 (11.0%)	15,636 (17.6%)	849 (1.0%)	5,806 (6.5%)	1,448 (1.6%)	482 (0.5%)	5,625 (6.3%)	353 (0.4%)	906 (1.0%)	808 (0.9%)	155 (0.2%)	2,965 (3.3%)	29,172 (32.8%)	225 (0.3%)	259 (0.3%)	6,719 (7.6%)	278 (0.3%)	7,443 (8.4%)	88,931 (100.0%)
27年度	10,936 (10.6%)	17,415 (16.9%)	930 (0.9%)	6,372 (6.2%)	1,428 (1.4%)	429 (0.4%)	5,708 (5.5%)	339 (0.3%)	1,047 (1.0%)	678 (0.7%)	192 (0.2%)	3,078 (3.0%)	38,524 (37.3%)	179 (0.2%)	288 (0.3%)	7,546 (7.3%)	349 (0.3%)	7,848 (7.6%)	103,286 (100.0%)
28年度	11,535 (9.4%)	17,428 (14.2%)	1,108 (0.9%)	6,747 (5.5%)	1,499 (1.2%)	428 (0.3%)	6,174 (5.0%)	306 (0.2%)	947 (0.8%)	825 (0.7%)	203 (0.2%)	3,109 (2.5%)	54,812 (44.7%)	157 (0.1%)	248 (0.2%)	8,264 (6.7%)	338 (0.3%)	8,447 (6.9%)	122,575 (100.0%)
29年度	11,835 (8.8%)	16,982 (12.7%)	1,118 (0.8%)	6,328 (4.7%)	1,332 (1.0%)	457 (0.3%)	6,294 (4.7%)	273 (0.2%)	1,047 (0.8%)	999 (0.7%)	168 (0.1%)	3,199 (2.4%)	66,055 (49.4%)	131 (0.1%)	333 (0.2%)	8,605 (6.4%)	343 (0.3%)	8,279 (6.2%)	133,778 (100.0%)
30年度	13,492 (8.4%)	21,449 (13.4%)	1,414 (0.9%)	7,460 (4.7%)	1,345 (0.8%)	428 (0.3%)	6,986 (4.4%)	348 (0.2%)	1,397 (0.9%)	1,042 (0.7%)	216 (0.1%)	3,542 (2.2%)	79,138 (49.5%)	168 (0.1%)	406 (0.3%)	10,649 (6.7%)	394 (0.2%)	9,964 (6.2%)	159,838 (100.0%)
元年度	15,799 (8.2%)	25,285 (13.0%)	1,663 (0.9%)	9,313 (4.8%)	1,552 (0.8%)	467 (0.2%)	8,890 (4.6%)	396 (0.2%)	1,616 (0.8%)	1,255 (0.6%)	232 (0.1%)	3,675 (1.9%)	96,473 (49.8%)	148 (0.1%)	525 (0.3%)	13,856 (7.2%)	447 (0.2%)	12,188 (6.3%)	193,780 (100.0%)
2年度	16,765 (8.2%)	27,641 (13.5%)	2,115 (1.0%)	9,947 (4.9%)	1,466 (0.7%)	705 (0.3%)	8,265 (4.0%)	405 (0.2%)	1,607 (0.8%)	1,346 (0.7%)	233 (0.1%)	3,427 (1.7%)	103,625 (50.5%)	150 (0.1%)	479 (0.2%)	13,644 (6.7%)	553 (0.3%)	12,671 (6.2%)	205,044 (100.0%)
3年度 (速報値)	17,344 (8.4%)	28,075 (13.5%)	2,529 (1.2%)	9,584 (4.6%)	1,634 (0.8%)	808 (0.4%)	9,044 (4.4%)	309 (0.1%)	1,663 (0.8%)	1,183 (0.6%)	226 (0.1%)	3,608 (1.7%)	103,104 (49.7%)	135 (0.1%)	524 (0.3%)	13,972 (6.7%)	448 (0.2%)	13,469 (6.5%)	207,659 (100.0%)

※ 割合は四捨五入のため、100%にならない場合がある。

※ 平成22年度は、東日本大震災の影響により、福島県を除いて集計した数値である。

## 児童虐待相談対応件数の動向について（令和3年4月～令和4年3月分（速報値））

- 令和3年4月から令和4年3月までの各月における児童相談所での児童虐待相談対応件数（速報値）は、以下のとおり。
- 通常、児童虐待相談対応件数は年度単位の数値で公表している。（令和3年度：207,659件（対前年度+1.3%））月単位の数値は、自治体ごとの集計処理の影響等（※）があるため、留意が必要。
- 全国の合計で見ると、前年同月と比較して、令和3年4月は-4%、5月は+4%、6月は+5%、7月は-5%、8月は+5%、9月は+0%、10月は-1%、11月は+8%、12月は+1%、令和4年1月は+1%、2月は+0%、3月+3%となっている。
- 児童虐待相談対応件数等の状況については、引き続き、注視していくが、新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもを見守る機会が懸念されることから、引き続き、支援対象児童等の状況を定期的に確認し、必要な支援につなげるとともに、地域の見守り体制の強化を図っていく。
- 以下の表における括弧内の数値は、前年（令和2年、令和3年）同月の件数となっている。

	令和3年										令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
北海道	571 (670)	389 (489)	388 (431)	395 (528)	482 (424)	530 (437)	488 (593)	403 (405)	522 (464)	481 (402)	484 (425)	1,288 (988)	
青森県	71 (119)	93 (87)	164 (157)	132 (119)	154 (150)	145 (142)	183 (144)	140 (152)	139 (160)	120 (119)	127 (140)	225 (260)	
岩手県	71 (42)	78 (54)	121 (121)	110 (107)	91 (89)	90 (117)	203 (124)	166 (108)	113 (124)	130 (70)	155 (115)	381 (313)	
宮城県	268 (165)	261 (237)	383 (278)	317 (211)	330 (272)	318 (231)	301 (195)	258 (218)	241 (161)	294 (240)	255 (192)	271 (274)	
秋田県	16 (27)	57 (64)	35 (32)	34 (39)	91 (56)	25 (37)	38 (36)	64 (99)	27 (46)	26 (24)	89 (104)	94 (87)	
山形県	39 (52)	61 (46)	64 (71)	41 (62)	35 (47)	48 (68)	34 (65)	42 (48)	58 (45)	38 (46)	36 (32)	74 (84)	
福島県	66 (113)	81 (106)	147 (126)	117 (116)	175 (106)	148 (147)	167 (179)	194 (165)	129 (162)	148 (120)	148 (136)	426 (395)	
茨城県	275 (246)	299 (260)	409 (307)	366 (253)	272 (338)	281 (310)	388 (358)	248 (239)	326 (227)	284 (253)	278 (267)	317 (337)	
栃木県	133 (141)	124 (129)	141 (188)	145 (141)	125 (129)	154 (148)	136 (137)	135 (113)	134 (128)	96 (96)	119 (112)	183 (133)	
群馬県	145 (127)	131 (154)	190 (192)	105 (160)	171 (236)	163 (194)	162 (177)	201 (164)	137 (215)	149 (149)	121 (180)	257 (307)	
埼玉県	1,117 (1,164)	1,269 (1,285)	1,741 (1,672)	1,504 (1,437)	1,353 (1,306)	1,463 (1,507)	1,658 (1,621)	1,421 (1,276)	1,535 (1,407)	1,318 (1,172)	1,213 (1,251)	2,014 (1,804)	
千葉県	876 (801)	795 (763)	1,128 (1,074)	953 (1,052)	853 (824)	1,169 (911)	955 (1,062)	960 (825)	962 (828)	847 (976)	1,465 (836)	1,655 (1,677)	
東京都	1,729 (1,675)	1,685 (1,486)	2,496 (2,029)	2,040 (2,629)	1,975 (1,973)	2,365 (2,274)	2,294 (2,178)	1,903 (1,983)	2,216 (2,282)	2,007 (2,041)	2,004 (1,924)	3,333 (3,262)	
神奈川県	1,478 (1,694)	1,302 (1,378)	1,929 (1,844)	1,612 (1,617)	1,944 (1,439)	1,777 (1,817)	1,933 (2,031)	1,788 (1,554)	1,873 (1,874)	1,724 (2,081)	1,644 (1,832)	2,650 (2,932)	
新潟県	282 (283)	288 (278)	325 (365)	307 (301)	272 (231)	291 (256)	266 (232)	293 (246)	262 (286)	306 (197)	220 (229)	393 (432)	
富山県	66 (52)	63 (84)	101 (98)	51 (112)	55 (64)	94 (103)	88 (94)	66 (69)	81 (94)	63 (50)	46 (94)	120 (121)	
石川県	253 (175)	94 (95)	191 (130)	143 (128)	101 (95)	142 (127)	120 (105)	102 (97)	122 (85)	109 (87)	121 (104)	146 (98)	
福井県	94 (69)	82 (76)	118 (74)	72 (84)	70 (111)	60 (96)	70 (119)	81 (111)	97 (73)	94 (59)	82 (101)	98 (140)	
山梨県	133 (96)	96 (102)	159 (98)	144 (135)	95 (114)	138 (120)	134 (144)	103 (99)	121 (84)	100 (120)	88 (109)	151 (126)	
長野県	262 (218)	240 (197)	253 (258)	237 (309)	208 (237)	248 (263)	215 (214)	197 (197)	202 (256)	219 (222)	170 (214)	200 (220)	
岐阜県	92 (89)	133 (145)	191 (215)	198 (167)	137 (179)	234 (143)	175 (228)	204 (175)	227 (207)	175 (171)	187 (176)	437 (373)	
静岡県	190 (232)	370 (309)	376 (412)	327 (391)	305 (337)	308 (363)	315 (370)	365 (271)	300 (352)	271 (266)	281 (280)	309 (347)	
愛知県	707 (694)	700 (646)	1,025 (1,017)	788 (773)	940 (786)	801 (961)	912 (844)	975 (716)	833 (832)	684 (742)	766 (640)	1,192 (1,233)	
三重県	171 (157)	186 (211)	216 (242)	206 (182)	151 (174)	168 (224)	189 (186)	164 (202)	184 (193)	154 (163)	146 (146)	212 (235)	

	令和3年										令和4年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
滋賀県	254 (210)	160 (135)	175 (147)	158 (149)	173 (152)	197 (162)	231 (196)	151 (127)	171 (165)	165 (186)	143 (156)	286 (207)	
京都府	309 (408)	377 (318)	436 (352)	388 (434)	353 (311)	404 (343)	442 (410)	349 (303)	362 (364)	322 (370)	370 (310)	563 (726)	
大阪府	1,738 (2,543)	1,665 (1,813)	2,081 (2,265)	2,031 (2,034)	1,691 (1,780)	1,807 (2,078)	1,959 (2,257)	1,842 (1,805)	1,786 (1,811)	1,633 (1,815)	1,535 (1,653)	2,789 (2,779)	
兵庫県	671 (657)	704 (674)	825 (994)	720 (824)	820 (736)	763 (727)	898 (840)	766 (828)	737 (801)	694 (668)	721 (611)	877 (736)	
奈良県	153 (119)	139 (120)	170 (161)	132 (192)	107 (118)	175 (150)	146 (174)	138 (131)	137 (124)	129 (102)	128 (118)	283 (252)	
和歌山県	105 (100)	97 (79)	239 (200)	165 (182)	125 (106)	176 (135)	127 (149)	142 (145)	162 (166)	125 (115)	121 (133)	208 (216)	
鳥取県	4 (12)	4 (7)	8 (5)	7 (6)	10 (8)	8 (8)	12 (6)	21 (15)	21 (9)	10 (6)	4 (14)	26 (13)	
島根県	34 (18)	20 (17)	30 (31)	18 (28)	32 (29)	16 (25)	33 (23)	39 (33)	24 (44)	33 (34)	27 (27)	78 (65)	
岡山県	64 (60)	37 (59)	72 (57)	81 (91)	69 (73)	68 (67)	36 (65)	56 (65)	125 (109)	96 (75)	87 (83)	286 (162)	
広島県	261 (267)	351 (200)	357 (303)	342 (386)	288 (391)	464 (315)	449 (444)	438 (353)	460 (525)	338 (354)	424 (442)	735 (624)	
山口県	33 (27)	16 (63)	42 (40)	47 (70)	44 (58)	58 (71)	53 (63)	46 (50)	51 (50)	93 (49)	56 (48)	123 (140)	
徳島県	92 (72)	85 (72)	90 (90)	78 (82)	76 (78)	56 (74)	91 (76)	78 (50)	70 (69)	81 (71)	55 (78)	96 (107)	
香川県	84 (108)	59 (91)	65 (106)	61 (68)	61 (127)	81 (103)	104 (101)	71 (49)	65 (89)	40 (121)	112 (106)	234 (195)	
愛媛県	67 (65)	82 (54)	108 (89)	60 (54)	80 (89)	106 (202)	142 (143)	104 (111)	150 (234)	176 (113)	154 (170)	177 (146)	
高知県	30 (35)	34 (49)	44 (68)	27 (46)	41 (49)	36 (53)	37 (42)	40 (31)	44 (57)	40 (26)	36 (50)	43 (77)	
福岡県	868 (782)	899 (776)	1,094 (1,061)	930 (993)	818 (675)	945 (872)	1,008 (1,015)	969 (929)	903 (815)	870 (694)	796 (697)	1,132 (963)	
佐賀県	140 (82)	81 (64)	111 (105)	66 (55)	68 (55)	69 (76)	55 (75)	85 (71)	85 (70)	65 (80)	56 (75)	106 (90)	
長崎県	64 (68)	50 (53)	103 (73)	85 (75)	78 (86)	61 (70)	88 (95)	78 (92)	65 (66)	66 (78)	76 (84)	160 (178)	
熊本県	212 (201)	197 (208)	235 (206)	279 (199)	208 (199)	203 (204)	253 (230)	157 (171)	200 (228)	117 (162)	93 (198)	198 (224)	
大分県	170 (165)	152 (138)	175 (176)	157 (150)	117 (116)	119 (156)	181 (126)	129 (102)	143 (89)	132 (109)	82 (68)	107 (121)	
宮崎県	137 (168)	168 (135)	164 (214)	176 (161)	149 (132)	127 (182)	175 (173)	155 (174)	138 (155)	153 (138)	143 (137)	158 (114)	
鹿児島県	205 (163)	202 (179)	206 (162)	196 (197)	222 (183)	178 (167)	194 (237)	202 (174)	169 (153)	160 (148)	108 (134)	72 (120)	
沖縄県	138 (93)	150 (104)	208 (162)	207 (185)	159 (155)	193 (203)	153 (145)	229 (154)	185 (124)	247 (133)	242 (160)	398 (217)	
合計 (前年同月比)	14,938 (15,524) (▲4%)	14,606 (14,089) (+4%)	19,317 (18,480) (+5%)	16,753 (17,714) (▲5%)	16,154 (15,423) (+5%)	17,505 (17,439) (+0%)	18,278 (18,539) (▲1%)	16,750 (15,495) (+8%)	17,105 (16,902) (+1%)	15,695 (15,598) (+1%)	15,187 (15,191) (+0%)	25,371 (24,650) (+3%)	

(※) 児童虐待相談対応件数は、児童虐待の通告等を受けて児童相談所において対応を行った件数であるが、前月の通告等を翌月に対応した場合は翌月に計上されるほか、自治体によっては年度末までの複数月を通じて対応したときに年度末の3月に計上している場合もあるなど、自治体毎に特定の月の件数のみを単純に比較することは難しい面もあることに留意が必要。  
 全体的な動向を把握するため、月単位の件数を速報値として集計したものであるため、今後、精査を行う過程で、数値が変動することがある。

# 子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第18次報告）の概要

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会【令和4年9月】

## 1. 検証対象

### (1) 死亡事例

厚生労働省が、都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）に対する調査により把握した、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例66例（77人）を対象とした。

※（ ）内は、都道府県等が虐待による死亡と断定できないと報告のあった事例について、本委員会にて検証を行い、虐待死として検証すべきと判断された事例数を内数として記載。

区分	第18次報告			(参考)第17次報告		
	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計	心中以外の虐待死	心中による虐待死(未遂を含む)	計
例数	47(15)	19(0)	66(15)	56(35)	16(3)	72(38)
人数	49(15)	28(0)	77(15)	57(35)	21(6)	78(41)

(未遂とは、親は生存したが子どもは死亡した事例をいう。)

### (2) 重症事例（死亡に至らなかった事例）

厚生労働省が、都道府県等に対する調査により把握した、令和2年4月1日から6月30日までの間に全国の児童相談所が虐待相談として受理した事例の中で、同年9月1日時点までに、「身体的虐待」等による生命の危険にかかわる受傷、又は「養育の放棄・怠慢」等のために衰弱死の危険性があつた事例14例（14人）を対象とした。

### 【参考】死亡事例数及び人数（第1次報告から第17次報告）

	第1次報告 (平成17年4月)			第2次報告 (平成18年3月)			第3次報告 (平成19年6月)			第4次報告 (平成20年3月)			第5次報告 (平成21年7月)			第6次報告 (平成22年7月)			第7次報告 (平成23年7月)			第8次報告 (平成24年7月)			第9次報告 (平成25年7月)			第10次報告 (平成26年9月)			第11次報告 (平成27年10月)			第12次報告 (平成28年9月)			第13次報告 (平成29年8月)			第14次報告 (平成30年8月)			第15次報告 (令和元年8月)			第16次報告 (令和2年9月)			第17次報告 (令和3年8月)		
	H15.7.1～ H15.12.31 (6か月間)			H16.1.1～ H16.12.31 (1年間)			H17.1.1～ H17.12.31 (1年間)			H18.1.1～ H18.12.31 (1年間)			H19.1.1～ H20.3.31 (1年3か月間)			H20.4.1～ H21.3.31 (1年間)			H21.4.1～ H22.3.31 (1年間)			H22.4.1～ H23.3.31 (1年間)			H23.4.1～ H24.3.31 (1年間)			H24.4.1～ H25.3.31 (1年間)			H25.4.1～ H26.3.31 (1年間)			H26.4.1～ H27.3.31 (1年間)			H27.4.1～ H28.3.31 (1年間)			H28.4.1～ H29.3.31 (1年間)			H29.4.1～ H30.3.31 (1年間)			H30.4.1～ H31.3.31 (1年間)			H31.4.1～ R2.3.31 (1年間)		
	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計	心中以外	心中	計			
例数	24	—	24	48	5	53	51	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63	43	21	64	48	24	72	49	18	67	50	8	58	51	13	64	56	16	72
人数	25	—	25	50	8	58	56	30	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	52	28	80	51	39	90	36	33	69	44	27	71	52	32	84	49	28	77	52	13	65	54	19	73	57	21	78

## 2. 死亡事例（66例・77人）の分析

### （1）心中以外の虐待死（47例・49人） 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「0歳」…31例・32人（65.3%）  
（0歳のうち月齢0か月児が15例・16人（50.0%））
- 主な虐待の種類 「ネグレクト」…20例・22人（44.9%）  
「身体的虐待」…21例・21人（42.9%）
- 直接の死因 「頭部外傷」…7例・7人（20.6%※）  
「頸部絞扼以外による窒息」…7例・7人（20.6%※）
- 主たる加害者 「実母」…28例・29人（59.2%）  
「実父」…4例・4人（8.2%） 「実母と実父」…2例・2人（4.1%）
- 加害の動機（複数回答） 「子どもの世話・養育をする余裕がない」…5例・5人（10.2%）  
「泣きやまないことにいらだったため」…4例・4人（8.2%）  
「その他」…7例・8人（16.3%）
- 妊娠期・周産期における問題（複数回答） 「妊婦健康診査未受診」…19例・19人（38.8%）  
「予期しない妊娠/計画していない妊娠」…14例・14人（28.6%）
- 乳幼児健康診査の受診状況 「3～4か月児健康診査」の未受診者…7人（29.2%※）  
「1歳6か月児健康診査」の未受診者…2人（14.3%※）  
「3歳児健康診査」の未受診者…3人（27.3%※）
- 養育者（実母）の心理的・精神的問題等 「養育能力の低さ」…15例・15人（30.6%）  
「育児不安」…15例・15人（30.6%）  
「産後うつ」…5例・5人（10.2%）  
「精神障害」…5例・5人（10.2%）  
（養育能力の低さとは、子どもの成長発達を促すために必要な関わり（授乳や食事、保清、情緒的な要求への応答、子どもの体調変化の把握、安全面への配慮等）が適切にできない場合としている。）
- 関係機関の関与 児童相談所のみ関与ありが0例（0%）、市区町村（虐待対応担当部署）のみ関与ありが5例（10.6%）、児童相談所と市区町村（虐待対応担当部署）の両方関与ありが11例（23.4%）であった。その他の関係機関（保健センター等）を含めた関与ありが37例（78.7%）であった。0か月児事例16人については関係機関の関与無しが5人であった。
- 要保護児童対策地域協議会 検討対象とされていた事例は14例（29.8%）であった。

## (2) 心中による虐待死 (19例・28人) 各項目において人数割合が多かったものを主に掲載

- 死亡した子どもの年齢 「2歳」…5例・5人(17.9%)  
「4歳」…4例・4人(14.3%)
- 直接の死因 「頸部絞扼による窒息」…7例・10人(43.5%※)  
「火災による熱傷・一酸化炭素中毒」…2例・5人(21.7%※)  
「溺水」…3例・4人(17.4%※)
- 主たる加害者 「実母」…12例・18人(64.3%)  
「実父」…5例・7人(25.0%)
- 加害の動機(複数回答) 「保護者自身の精神疾患、精神不安」…7例・11人(39.3%)  
「育児不安や育児負担感」…5例・9人(32.1%)  
「夫婦間のトラブルなど家庭に不和」…4例・6人(21.4%)
- 関係機関の関与 児童相談所のみ関与ありが4例(21.1%)、市区町村(虐待対応担当部署)のみ関与ありが1例(5.3%)、児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方関与ありが2例(10.5%)であった。
- 要保護児童対策地域協議会 検討対象とされていた事例は4例(22.2%)であった。

## 3. 重症事例(14例・14人)の分析

- 重症となった子どもの年齢 「0歳」…13例・13人  
(月齢0か月児…3例・3人、1か月、2か月、3か月児…各2例・2人)
- 虐待の類型 「身体的虐待」…11例・11人
- 直接の受傷要因 「頭部外傷」…10例・10人
- 主たる加害者 「実母」…7例・7人、「実父」…3例・3人
- 関係機関の関与(重症の受傷以前) 児童相談所の関与ありは10例、市区町村(虐待対応担当部署)の関与ありが4例であった。  
児童相談所と市区町村(虐待対応担当部署)の両方関与ありが4例であった。
- 要保護児童対策地域協議会 受傷前に対象とされていた事例は7例であった。
- 重症となった受傷後の対応状況

- ・重症となった受傷後に医療機関へ入院した事例は14例・14人であった。  
このうち、入院の対応をした診療科は「小児科」が9例・9人と最も多かった。
- ・医療機関へ入院した事例のうち、医療機関に一時保護委託をした事例は11例・11人であった。
- ・要保護児童対策地域協議会への登録とされた事例(受傷前から登録している場合も含む)は13例であった。
- ・調査時点で加害者と同居していない事例は10例であった。  
このうち、援助方針として「家族再統合」が4例であった。
- ・検証の実施状況について、行政機関内部における検証を実施した事例は5例、第三者による検証を実施した事例は、2例であった。



## 4. 個別ヒアリング調査結果の分析

- 検証対象事例のうち、特徴的で、かつ、特に重大であると考えられる事例（4例）について、都道府県・市区町村及び関係機関等を対象に、事例発生当時の状況や対応等の詳細に関してヒアリング調査を実施した。

### (1) 事例の概要

- 【事例1】知的障害のある実母が、障害福祉サービス事業所内のトイレで児を出産し、出産直後に死亡させた事例
- 【事例2】外国籍で仮放免許可を得ていた実母の自宅で、児が遺体で発見された事例
- 【事例3】児ときょうだいへの実父からの暴力が続いていた家庭で、児が実父の暴力により死亡した事例
- 【事例4】虐待の通告歴があった家庭で、実母が長男、長女、次女を殺害し、自身も死亡した事例

### (2) 各事例が抱える問題点とその対応策のまとめ

#### ① 児童相談所と市町村虐待対応担当部署間におけるリスク評価の共有と支援方針の統一 (事例2、事例3、事例4)

- 組織的な判断・対応を必須とし共有された事実や検討結果は記録に残す。
- 各関係機関のアセスメント結果や判断根拠を把握し、協議しながらリスク評価と支援方針を統一していくため、協議の際は、同行訪問やケース検討会議等、可能な限り対面で行うよう努める。
- 役割を固定せず、一部重複させながら、隙間のない支援を心がける。
- 関係機関による見守りを行う場合、それぞれの役割及び求められる支援内容や共有すべきタイミング等について明確にしておく。

#### ② 関与の終結時や転居による移管時の適切で確実な引き継ぎの実施 (事例1、事例2)

- 関与終結時は、指導の効果についてチームで協議し、終結の適切性について援助方針会議で十分な検討を行う。継続支援機関に対しては、これまでの経緯や最新情報を速やかに提供し、確実な引き継ぎを行う。
- 長期にわたり障害福祉サービス等の支援を受けていた場合、家族関係や支援のあり方も重要な視点と捉え、支援歴などの情報は適切に引き継ぐ。
- 転居は養育環境の変化に伴うリスクがあることを踏まえ、転居後の適切なリスクマネジメントのため、転居前の情報の速やかな把握を行う。

#### ③ 家族全体の生活実態の把握と家族機能の構造的なアセスメント (事例2、事例3、事例4)

- 保護者との関係構築が難しく生活や養育の状況を確認できない場合、関係機関間で役割分担の上、各家族員から情報収集を行い、家族に関する情報を多角的に把握する。
- 養育環境をとりまく問題として経済的な視点や在留資格の問題等、多様な観点からアセスメントする。その際、各分野の専門家や担当部署等に速やかに相談する等し、適切な助言を得る。
- 親子や夫婦の関係等のプロセス評価を行いながら、保護者への対応を検討する。

#### ④ 精神的な不安定さがある保護者のケースへの精神保健のスーパーバイズ (事例3、事例4)

- 精神的な不安定さがあるにも関わらず精神科受診を拒否する場合、受診の必要性を繰り返し説明することと併せて、子どもの安全を確保する。
- 精神的に不安定な保護者等のアセスメントは、各家族員から過去も含む生活の状況を聴取し、精神保健の視点をもったアセスメントと支援を行う必要がある。精神保健分野からの助言を得られる連携体制を構築する。

#### ⑤ 予期せぬ妊娠の相談窓口の充実と関係機関間の連携 (事例1)

- 予期せぬ妊娠の相談窓口の広報先として、地域の障害福祉施設を含めることを検討する。
- 予期せぬ妊娠事例を把握した際には、速やかに母子保健担当部署に情報提供する対応の徹底を関係機関に依頼する。
- 妊娠SOSや医療機関など地域で性や妊娠・出産等の相談先となり得る民間事業者について情報収集に努め、民間事業者に相談があった際は母子保健担当部署に情報提供してもらえるよう支援体制の構築に努める。

#### ⑥ 児童相談所の専門性の発揮の活用、母子保健担当部署の虐待対応能力の向上 (事例2、事例3、事例4)

- 主担当機関が市町村虐待対応部署の場合であっても、児童相談所は、積極的にその支援状況を把握し、必要な対応をとる。
- 一見すると協力的な保護者に対し、養育状況等の情報収集に努め、状況が改善しなければ、再度アセスメントを行う。
- 母子保健担当部署は、母子保健の観点から養育環境をアセスメントした上で、介入の必要性を検討する。

#### ⑦ より連携しやすい体制構築に向けて児童相談所設置市への移行の検討 (事例2)

- 児童相談所設置市への移行が可能な自治体の場合は、同一自治体における速やかな意思決定及び関係機関間の連携しやすい体制構築も考えられる。

## 5.【特集】「虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況」

近年の虐待死事例において、心中以外の約3割、心中の約2割が児童相談所及び市区町村（虐待対応担当部署）のいずれかもしくはどちらも関与しているが、約6割がいずれとも関わっていないという結果がみられた。そこで、第5次から第17次報告までの虐待死事例のうち、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）が関与していたにもかかわらず虐待死に至ってしまった事例について着目し、児童相談所及び市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況を中心に関係機関による関与がない事例を比較するなどして、心中以外698人、心中（未遂含む）464人の傾向を確認した。

### （1）結果 主な項目を掲載

（未記入は除く）

#### ●児童相談所及び市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況

	総数	どちらも関与	児相のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし	不明
心中以外	698	107	49	57	461	11
	100.0%	15.3%	7.0%	8.2%	66.0%	1.6%
心中 （未遂を含む）	464	36	28	26	298	9
	100.0%	7.8%	6.0%	5.6%	64.2%	1.9%

#### ●児童相談所及び市区町村（虐待対応担当部署）の関与状況別の死亡時の子の年齢<心中以外>

	総数	どちらも関与	児相のみ関与	市区町村のみ関与	いずれも関与なし
全体	698	107	49	57	461
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0日	119	2	0	1	114
	17.0%	1.9%	0.0%	1.8%	24.7%
0歳	219	34	10	31	137
	31.4%	31.8%	20.4%	54.4%	29.7%
1～2歳	127	24	17	14	68
	18.2%	22.4%	34.7%	24.6%	14.8%
3～5歳	111	28	11	8	59
	15.9%	26.2%	22.4%	14.0%	12.8%
6歳以上	71	18	9	1	40
	10.2%	16.8%	18.4%	1.8%	8.7%
不明	51	1	2	2	43
	7.3%	0.9%	4.1%	3.5%	9.3%

#### ●児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）が関与なしの場合の他の関係機関の関与状況

		（いずれも関与なし）	心中以外 （総数461）	心中（未遂含む） （総数298）
市区町村の母子保健 担当部署 （保健センター等）	関与ありの割合		180 39.0%	149 50.0%
	関与あり虐待の認識もあり		3 0.7%	0 0.0%
養育機関・教育機関	関与ありの割合		73 15.8%	120 40.3%
	関与あり虐待の認識もあり		3 0.7%	0 0.0%
医療機関	関与ありの割合		125 27.1%	80 26.8%
	関与あり虐待の認識もあり		10 2.2%	0 0.0%

#### ●児童相談所、市区町村（虐待対応担当部署）が関与ありの場合のリスクアセスメント結果 <心中以外>

（児童相談所の関与あり）	総数	相談終結	相談継続中	（市区町村（虐待対応担当部署）の関与あり）	総数	相談終結	相談継続中
総数	156※1	42	113	総数	164※2	19	143
	100.0%	100.0%	100.0%		100.0%	100.0%	100.0%
リスクが非常に高く緊急性がある	17	2	15	リスクが非常に高く緊急性がある	12	3	9
	10.9%	4.8%	13.3%		7.3%	15.8%	6.3%
リスクがある	39	5	34	リスクがある	45	1	44
	25.0%	11.9%	30.1%		27.4%	5.3%	30.8%
リスクはそれほど高くない	66	24	42	リスクはそれほど高くない	47	7	40
	42.3%	57.1%	37.2%		28.7%	36.8%	28.0%
リスクアセスメントを行わなかった	33	11	22	リスクアセスメントを行わなかった	58	8	50
	21.2%	26.2%	19.5%		35.4%	42.1%	35.0%

※1 このうち、主な安全確認方法として、定期もしくは不定期的に訪問し安全確認をしている割合は36.5%である。

※2 このうち、主な安全確認方法として、定期もしくは不定期的に訪問し安全確認をしている割合は44.5%である。



## (2) 考察（虐待死に至ってしまった事例の関係機関の関与状況）

- 市区町村（虐待対応担当部署）のみが関わっている事例において、母体側の問題では予期しない妊娠事例が多かった。予期しない妊娠事例を母子保健担当部署や医療機関が把握した場合は早期から市区町村（虐待対応担当部署）に情報提供と密な連携を依頼しておき、積極的に一体的な支援体制の構築に努める必要がある。
- 一方、医療機関が関与していた事例が多かったが、半数以上は医療機関に虐待の認識がなかった。市区町村（虐待対応担当部署）は、母子に関わる機会の多い関係機関等からの情報を基に、母やその家庭に関するアセスメントを適切に行い、出産後の母や家庭の状況を見据えた支援のあり方、その支援における役割分担や連携方法について、医療機関等を含め、保護者や子どもに対応し得る多様な関係機関が密に連携した一体的な支援が求められる。
- 市区町村（虐待対応担当部署）のみの関与の場合、死亡時点において大半が相談継続中であるが、虐待への認識が低く、リスクアセスメントも行っていないケースが多かった。これは、相談対応の過程において、リスクアセスメントに必要な情報を収集するための調査等が十分でない可能性や他の関係機関との情報共有等についても不十分であった可能性があり、当該家庭の課題を適切に把握できず、市区町村（虐待対応担当部署）の職員は危機意識を持つに至らず、適切にリスクアセスメントできなかつたことが推測される。その過程においては、組織として対応方針を協議するしくみの徹底や協議すべき事例、そのタイミング方法等を事前に明確化しておくことが重要である。
- また、市区町村（虐待対応担当部署）の資質の向上を図るとともに、各関係機関に求めたい役割や対応について具体的に説明し、タイムリーに情報共有及び方針の検討・統一等を行える体制の再構築も有効である。加えて、実父の生育歴の影響が一定程度あることが推測されるため、妊娠期における母子保健の関わりでは、父の生育歴等の状況や養育能力の把握にも努め、早期から家族全員を対象として対応することも重要である。
- 児童相談所が関与を終結した後死亡に至った事例が約3割あった。相談終結をしていない場合でもリスクはそれほど高くないと認識していたケースが約4割あり、リスクアセスメントを行っていないケースも約2割あった。各事例の詳細を把握できないため、判断の適切性等は不明であるが、児童相談所の主な安全確認の方法として、訪問による安全確認を行っているのは約4割にとどまっていたことから、児童相談所が関与しているケースにおけるアセスメントや安全確認という基本的な対応について十分でないなどの課題がある可能性も考えられる。また、特に児童相談所の関与終結の判断は、関係機関に対する情報収集及び慎重なアセスメント、関係機関間による方針の妥当性の検討の上で実施すべきであり、併せて、事例によっては市区町村による支援につなげることが必要である。
- 児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）が関与している場合に、リスクアセスメントを実施していない事例が認められた。このことは、連携している関係機関にアセスメントを一任している可能性等も考えられるが、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）は、関係機関と共にアセスメントを実施、もしくはそれぞれでアセスメントを実施しその結果を共有するという対応を徹底すべきである。
- 虐待死事例について、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）のどちらも関与していない事例が最も多かった。どちらも関与していない場合であっても、母子保健担当部署や医療機関の他、きょうだいや子どもの養育・教育機関との関わりは一定数あるとの結果から、多様な関係機関による情報も重視し、見守りや相談体制の強化を図り、適切かつ円滑な情報共有及び方針の検討・統一等によりリスクを減少させることが期待される。
- その他の関係機関が関与しており、虐待の認識を有しているにもかかわらず、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）のいずれも関与していない事例が認められた。虐待の可能性を覚知した関係機関は、速やかに児童相談所等に通告する必要性について、一層の周知を図るべきである。
- なお、関係機関が関与していない事例では、子ども自身や虐待の加害者、家庭の状況等について不明で、報告されていない事例が多く、同一世帯であっても支援等を通して把握している情報やその量に偏りが生じている可能性もある。虐待による死亡事例の効果的な再発予防策を検討するためには、児童相談所や市区町村（虐待対応担当部署）を中心に、関係機関から検証の際に必要な情報を適切に把握することが重要で、その理解が求められる。

## 1 虐待の発生予防及び早期発見

## ① 妊娠期から支援を必要とする保護者への支援の強化

- ・妊婦やパートナーに対する妊娠・出産・避妊に関する情報提供
- ・予期しない妊娠や子育てに関する相談がしやすいSNS等の活用等も含めた相談支援体制整備の検討
- ・民間団体等と連携の上、母の生活圏における多言語や平易な説明内容での情報提供を可能とするアウトリーチ型支援等の展開
- ・妊娠SOS等の相談の際には匿名性を維持しつつ信頼関係の構築に注力し、その後サービス提供等の支援をする段階になってから氏名や居住地を聴取するなど、段階的な対応によって支援を途絶えさせない工夫
- ・障害者や外国籍の者等、十分な性教育等を受けていない場合が想定される女性への特性を踏まえた対応を関係者間で検討
- ・妊産婦等生活援助事業の着実な実施に向けた準備及び活用の検討
- ・居所確認が難しい妊産婦に対する信頼関係の構築に注力した適切な支援
- ・児童福祉と母子保健の相談支援の機能を一体的に担う「こども家庭センター」の設置による妊娠期からの切れ目のない支援の実施
- ・地域の民間事業者に働きかけ、民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築
- ・特定妊婦に対する市区町村母子保健担当部署等と、市区町村虐待対応担当部署や児童相談所等が連携した支援

## ② 乳幼児健康診査未受診等や居所の実態が把握できない子ども・家庭に対する虐待予防の視点をもった支援の実施

- ・保育所等身近な相談機関の整備と相談機関からの情報の一層の活用

## ③ きょうだいへの虐待がみられた家庭への支援

## ④ 精神疾患等により養育支援が必要と判断される保護者への対応

- ・関係機関の精神疾患に関する理解促進による適切なアセスメントと支援
- ・精神保健福祉士や精神保健福祉担当部署の保健師などの専門職の活用
- ・医療機関との連携及び関係機関と協働した支援、関係機関間における具体的な対応方針の事前共有
- ・妊娠を覚知した際の女性の選択肢等に合わせた具体的な支援策を事前に検討し、各部署や事業所、施設と共有

## ⑤ 保護者及び関係機関を対象とした虐待の予防につながる知識の普及・啓発

- ・母子健康手帳の活用等も検討の上、知識の一層の普及・啓発

## 2 関係機関の連携及び役割分担による切れ目のない支援

## ① 複数の関係機関が関与する事例における連携の強化

- ・各関係機関の役割分担や共有方法などの具体的な方針の確認、認識の統一の徹底
- ・民間の支援事業者の活用の拡大とその普及・啓発
- ・身近な相談機関と連携した支援体制の着実な構築

## ② 一時保護開始・解除時、施設入所・退所時、里親委託・解除時の適切なアセスメントの実施と確実な継続支援の実施

- ・実効性のある、子どもの意見聴取等を行う体制の整備
- ・保護者支援プログラム活用の検討と適切な取組に向けた体制整備
- ・充実した親子再統合支援事業の着実な実施にむけた準備

## 3 要保護児童対策地域協議会対象ケースの転居・転園（校）情報を関係機関間で共有する体制の構築と確実な継続支援の実施

- ・転居・転園（校）前後の具体的な情報の共有、転居・転園（校）を確実に把握し、支援が継続できる仕組みづくり

## 4 児童相談所及び市町村職員による多角的・客観的なリスクアセスメントの実施と進行管理

## ① 多角的・客観的なアセスメントの実施

- ・中長期的な虐待の継続は、リスクが高まっている兆候として捉える
- ・関係機関の情報を統合した家族全体のアセスメントの実施

## ② 関係機関からの情報を活かした組織的な進行管理の実施

## 5 児童相談所及び市町村の相談体制の強化と職員の資質向上

## ① 専門職の配置も含めた相談体制の充実と強化

- ・弁護士や医師や保健師等の専門職の知見を活かしたソーシャルワークを可能とする体制整備

## ② 適切な対応につなげるための相談技術の向上

- ・各機関の役割を踏まえた研修の実施及び受講の推進

## 6 虐待防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用

## ① 検証の積極的な実施

- ・支援者の振り返りによる適切な検証の実施
- ・子どもに虐待を行った者の思いの積極的な聴取と支援策への活用

## ② 検証結果の虐待対応への活用

## 1 虐待の発生予防及び発生時の的確な対応

### ① 妊娠期から出産後までの切れ目のない支援体制の整備

- ・ 妊娠期からの支援に先駆的に取り組む市町村の好事例等の情報の発信
- ・ 妊娠中から出産後まで連続性をもった支援の推進
- ・ 予期しない妊娠／計画していない妊娠等困難を抱えた妊婦への相談体制の一層の充実及び若年層の生活圏を意識した多角的なアウトリーチ型支援等の体制構築の推進
- ・ 社会的な養育に関する制度や妊娠時に困難さを抱えた際の相談先、性に関する知識等について、学校における性に関する指導とともに、あらゆる世代や関係者に対する正しい知識の情報提供等の一層の推進
- ・ 障害者を含めた予期しない妊娠の予防及び相談体制の構築を図り、関係省庁及び関係部局が連携して具体的な対応策を検討

### ② 精神疾患等のある保護者等への相談・支援体制の強化

- ・ 精神保健の観点から精神保健福祉士等の専門職の活用など、保健・医療・福祉の一層の連携強化の推進
- ・ 精神疾患等や家族支援に関する関係職員の理解を深める取組の推進

### ③ 虐待の早期発見及び早期対応のための対応の充実

- ・ 児童相談所虐待対応ダイヤル189の周知啓発や民間支援事業者の活用促進など、通告や相談のしやすい体制の整備
- ・ 子どもへの体罰禁止の周知徹底と体罰によらない子育ての推進
- ・ 乳幼児健康診査未受診者、未就学児・不就学児等への適切な取組の推進

## 2 虐待対応における児童相談所と市町村やその他の機関との連携強化の推進

- ・ 地方公共団体や関係機関間における密な情報共有による連携体制の構築や多様な機関による包括的な支援の推進
- ・ こども家庭センターが十分な機能を果たし、確実に要支援家庭等を支援につなげられるよう、財政的及び技術的支援の実施と設置促進
- ・ 障害者に対する性や妊娠・出産等に関する情報提供のあり方をはじめ、障害者本人の意向等に沿った支援のあり方や体制構築について、関係省庁と連携して具体的に検討

## 3 児童相談所・市町村職員の人員体制強化及び専門性の確保と資質の向上

- ・ ソーシャルワークを担う人材の資質向上の一層の推進

## 4 要保護児童対策地域協議会の効果的運用の推進と体制整備

- ・ 虐待のリスクを把握した際の速やかな要保護児相対策地域協議会への登録の徹底と、早期からの関係機関による情報共有や支援・介入の見立てを行う体制の整備など、要保護児童対策地域協議会の効果的運用を行うための支援

## 5 一時保護解除後の支援体制の整備

- ・ 一時保護解除後を見越した継続支援や親子関係再構築の取組の促進
- ・ 親子再統合支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めるとする施行に向けて、より一層の親子関係の再構築支援の体制整備

## 6 地域をまたがる（転居）事例への適切な対応の推進

- ・ 転居によるリスクの変化に関する慎重な判断の必要性、過去の支援履歴等の適切かつ円滑な共有の必要性について周知
- ・ 転居等における事例移管時の情報共有に向けた要保護児童等に関する情報共有システムの一層の活用促進
- ・ 子どもの安全確認の確実な実施に向けた安全確認策の周知

## 7 再発防止を目的とした検証の積極的な実施と検証結果の活用促進

- ・ 適切な検証の実施と検証結果を活用した研修等の推進

## 8 子ども自身の意見を適切に表明できる仕組みの検討

- ・ 子どもへの保護及び支援にあたって子ども自身の意見を適切に表明できる体制整備への技術的な助言



# 第1次から第18次報告を踏まえて 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためのリスクとして留意すべきポイント

## 養育者の側面

- 妊娠の届出がなされておらず、母子健康手帳が未発行である
- 妊婦健康診査が未受診である又は受診回数が極端に少ない
- 関係機関からの連絡を拒否している  
(途中から関係が変化した場合も含む)
- 予期しない妊娠/計画していない妊娠
- 医師、助産師の立会いなく自宅等で出産
- 乳幼児健康診査や就学時の健康診断が未受診である又は  
予防接種が未接種である  
(途中から受診しなくなった場合も含む)
- 精神疾患や抑うつ状態(産後うつ、マタニティブルーズ等)  
知的障害などにより自ら適切な支援を求められない
- 過去に自殺企図がある
- 養育者がDVの問題を抱えている
- 子どもの発達等に関する強い不安や悩みを抱えている
- 家庭として養育能力の不足等がある若年(10代)妊娠
- 子どもを保護してほしい等、養育者が自ら相談してくる
- 虐待が疑われるにもかかわらず養育者が虐待を否定
- 訪問等をして子どもに会わせない
- 多胎児を含む複数人の子どもがいる
- 安全でない環境に子どもだけを置いている
- きょうだいなどによる不適切な養育・監護を放置している

## 生活環境等の側面

- 児童委員、近隣住民等から様子が気にかかる旨の情報提供がある
- 生活上に何らかの困難を抱えている
- 転居を繰り返している
- 社会的な支援、親族等から孤立している(させられている)
- 家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があった

## 子どもの側面

- 子どもの身体、特に、顔や首、頭等に外傷が認められる
- 一定期間の体重増加不良や低栄養状態が認められる
- 子どもが学校・保育所等を不明確・不自然な理由で休む
- 施設等への入退所を繰り返している
- 一時保護等の措置を解除し家庭復帰後6か月以内の死亡事案が多い
- きょうだいに虐待歴があった
- 子どもが保護を求めている、または養育が適切に行われていないことを示す発言がある

## 援助過程の側面

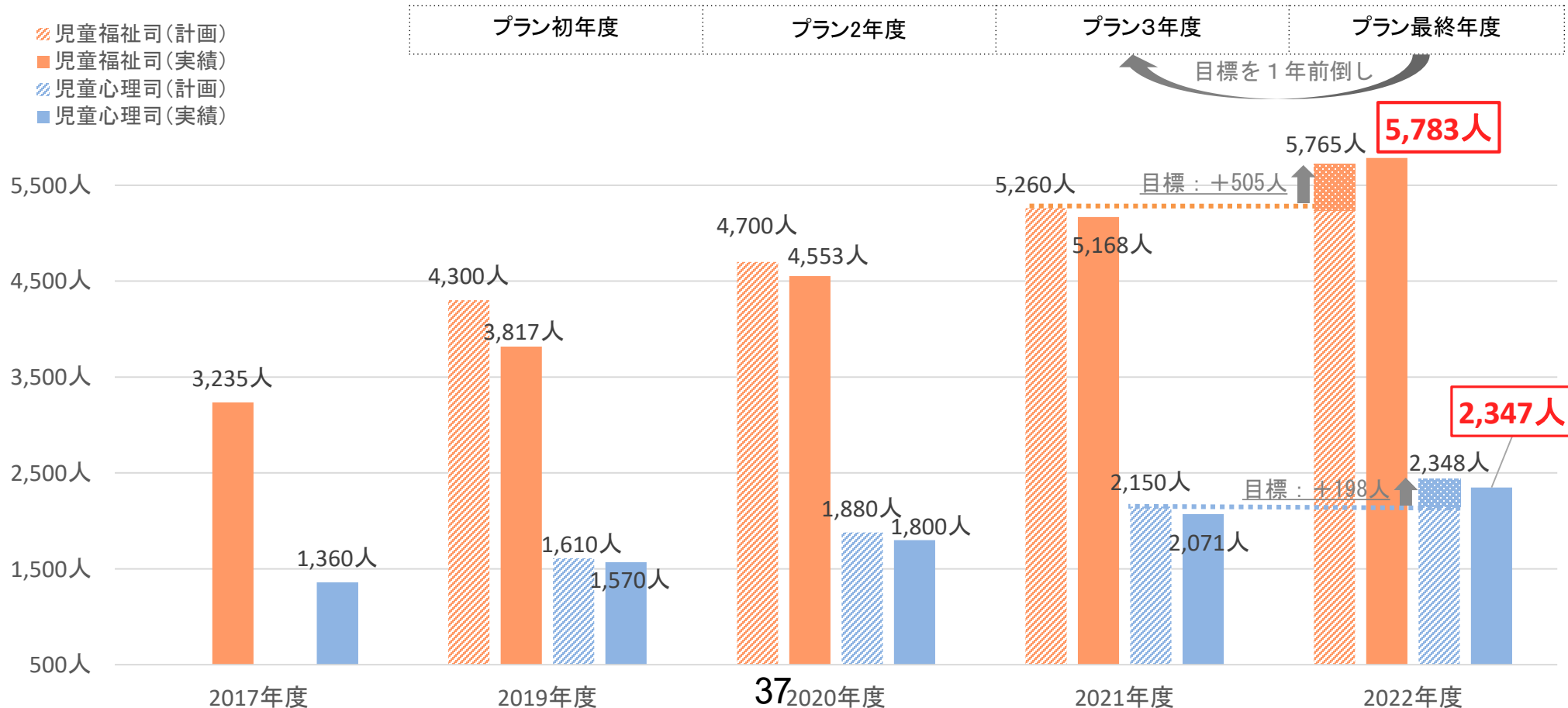
- 関係機関や関係部署が把握している情報を共有できず、得られた情報を統合し、虐待発生のリスクを認識及び同一の支援方針による対応ができていない
- リスク評価や対応方針について組織としての判断ができていない。
- 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)における検討の対象事例になっていない
- 家族全体を捉えたリスクアセスメントが不足しており、危機感が希薄である
- スクリーニングの結果を必要な支援や迅速な対応に結びつけていない
- 転居時に十分な引継ぎが行えていない
- 転居など家族関係の変化を把握し、関係機関と適切な共有ができていない
- 虐待されている状態の継続が事態の悪化だと捉えられていない
- 子どもの発言等をアセスメントや支援方針に活かしていない
- 継続的に支援している事例について、定期的なアセスメントが適切に行われていない

※ 子どもが低年齢・未就園である場合や離婚・未婚等によりひとり親である場合に、上記ポイントに該当するときは、特に注意して対応する必要がある。

# 令和4年度における児童福祉司・児童心理司の配置状況について

## 令和4年度の配置状況

- 児童虐待防止対策体制総合強化プラン（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）では、4年間（2019年度から2022年度）で2,020人程度増員することを目標とし、その増員目標を1年前倒しで概ね達成したところ、児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加していること等に鑑みて、令和4年度は更に505人の増員を目標としている。
- 令和4年度の児童福祉司の配置状況については、年度内に5,783人の体制となり、この目標を達成する見込み。
- 令和5年度以降の児童相談所の体制については、「児童虐待防止対策の更なる推進について」（令和4年9月2日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）に基づき、次期プランを年内に策定する予定。  
※児童心理司についても、同様の考え方により198人の増員を目標（約2,150人→約2,348人）としており、年度内に2,347人の体制となり、概ね達成する見込み。



## 趣旨

全国の児童相談所における虐待相談対応件数が増加を続け、虐待により死亡する事件も後を絶たないことを踏まえ、これまでの取組のフォローアップを行った上で、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制を構築する。現在厚生労働省が中心となって取り組んでいる児童虐待防止対策について、令和5年4月から創設することも家庭庁を司令塔として関係省庁が連携して取組を強化するとともに、令和4年改正児童福祉法の円滑な施行等に取り組んでいく必要があることから、特に重点的に実施する取組を決定し、新たな総合的な対策として示す。

## 主な取組

### 1. こどもの権利擁護

- ・令和4年改正児童福祉法で設ける**こどもの権利擁護の環境整備、こどもの意見聴取等の措置、意見表明等支援事業**について、その**体制整備を支援**し、着実に実施する。
- ・民法上の懲戒権に関する規定の見直しについては、できる限り早期に改正法案を国会に提出すべく、所要の準備を行う。

### 2. 児童相談所及び市町村の体制強化

- ・児童福祉と母子保健に関する一体的な相談支援を行う「**こども家庭センター**」の設置に努めることとし、**その全国展開**を図る。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき、一定の実務経験のある有資格者や現任者が取得する認定資格を導入する。また、この認定資格が多くの方に取得され、資格取得者の現場への任用が進むような方策を検討する。
- ・児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めていくため、**児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを年内に策定**し、児童相談所や市町村の更なる体制強化を図る。

### 3. 児童虐待の発生予防・早期発見

- ・児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」等の周知広報に努めるほか、こどもや家庭が相談できるSNSアカウントを開設する。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置の充実を通じて、教育相談体制の充実を図る。
- ・学校・教育委員会における児童虐待の対応を強化するため、学校の教職員等が留意すべき事項を記載したマニュアルを周知する。
- ・令和4年改正児童福祉法により創設される**子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業**について、**円滑な実施**を図る。
- ・孤立するリスクの高い未就園児等がいる家庭の把握を進めるとともに、アウトリーチによる支援を含めた更なる支援を検討する。
- ・**産後ケア事業の全国展開**等に向けて引き続き取組を進めるほか、令和4年改正児童福祉法により創設した**妊産婦等生活援助事業**等により**特定妊婦等への支援**体制を構築する。

### 4. 適切な一時保護の実施

- ・令和4年改正児童福祉法で導入される一時保護開始時の司法審査に関して、その具体的な運用や手続について、実務者から構成される作業チームで検討する。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき新たに都道府県等が策定することとなる一時保護所の設備・運営基準の内容について、適正なものとなるよう施行までに検討する。
- ・平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体が定員超過解消計画を策定し、厚生労働省が承認した場合における一時保護所の新設や増改築等の整備費に係る補助嵩上げ（1/2→9/10）により一時保護所の定員超過解消を図る。
- ・原籍校と連携も含めた一時保護中の学習機会の確保に向けた支援について検討する。

## 5. 社会的養護の充実

- ・社会的養育推進計画に新たに盛り込むべき内容や各都道府県等において効果的にP D C Aサイクルを運用するための取組の評価指標等の検討を行う。
- ・令和4年改正児童福祉法で創設される里親支援センターの設備・運営基準や第三者評価基準等の検討を進める。
- ・児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化に関して、施行に向け、運営基準やガイドライン等の検討を進める。
- ・令和4年改正児童福祉法において、児童相談所の委託を受けた民間機関が実施する場合の費用を義務的経費化した在宅指導措置について、積極的活用を進める。

## 6. 親子再統合への支援強化

- ・令和4年改正児童福祉法で設ける親子再統合支援事業に関し、ガイドラインの作成に向けて検討する。

## 7. 関係機関における事案への対応の強化

- ・親の交際相手等に対しても、こどもの安全確保の観点から調査等の必要な対応を講ずることや、交際相手等がこどもの保護者に該当しなくても加害の実態に鑑みて適切にリスク評価を行うこと等について、引き続き周知徹底を図る。
- ・自治体において、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、教育・保健・福祉等のこどもに関するデータを連携させ、**潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、プッシュ型の支援**につなげる取組を推進する。
- ・支援にかかわるNPOやこども食堂など**多様な民間機関の要対協への参画**を進め、要対協の実効性を高めるための方策について検討する。
- ・警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、引き続き、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組むとともに、事案対応時の危険度判定について、先端技術を用いて更なる高度化を図る。

## 8. DV対応と児童虐待対応との連携強化

- ・DV被害者支援における、加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検討を進めることにより、多機関連携等支援体制の充実を図る。

## 9. 障害児支援の充実

- ・児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的な支援機関としての役割・機能等を果たすことで、地域全体の障害児支援の質の底上げが図られるよう取組を進める。
- ・保護者に対するペアレントトレーニング等の実施や巡回支援専門員の配置を進め、障害のあるこどもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

## 10. 関係機関との連携強化

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けて、**婦人相談所及び婦人保護施設と児童相談所その他の関係機関との緊密な連携**が図られる体制の整備に取り組む。

## おわりに

上記の児童虐待防止に関する施策の検討、実施も含め、こども家庭分野の施策の推進に当たっては、様々な分野にまたがる複雑・高度な課題の解決策の検討等も含め、常にこどもの最善の利益を第一に考えて対応していくことが求められる。このため、令和5年4月に創設される**こども家庭庁が司令塔機能を発揮**し、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、制度や組織による縦割りの壁を廃し、関係省庁と連携し、政府一丸となって取り組む。また、こどもまんなか社会の実現のため、こども家庭庁の創設を待たずに行う**30**から速やかに、着実に取り組む。



## 児童虐待防止対策の更なる推進について

令和 4 年 9 月 2 日  
児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議

(はじめに)

全国の児童相談所における虐待相談対応件数は、一貫して増加を続け、令和 2 年度には 20 万件を超えている。また虐待により死亡する事件は後を絶たず、多くのかげがえのないこどもの命が失われている。

政府においては、これまで、平成 30 年 7 月 20 日に、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議（以下「関係閣僚会議」という。）において、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を決定したほか、同年 12 月 18 日には、児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議において、「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定した。

さらに、平成 31 年 2 月 8 日には、関係閣僚会議において、『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」を決定したほか、同年 3 月 19 日に「児童虐待防止対策の抜本的強化」を決定した上で児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を国会に提出するなどにより児童虐待対策の取組を進めてきた。

今回、これらの取組についてフォローアップを行った上で、引き続き実施すべきものについて取り組んでいくとともに、虐待予防のための早期対応から発生時の迅速な対応、虐待を受けたこどもの自立支援等に至るまで、切れ目ない支援を受けられる体制を構築する。

また、こども政策を推進する体制の強化を図り、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・施策を我が国社会の真ん中に据えていくため、こども家庭庁を令和 5 年 4 月から創設する。

政府としては、現在厚生労働省が中心となって関係府省庁が連携して取組を進めている児童虐待防止対策について、令和 5 年 4 月以降、こども家庭庁を司令塔としてその取組を強化するとともに、子育て世帯に対する包括的な支援の強化のため、先の通常国会で成立した児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 66 号。以下「令和 4 年改正児童福祉法」という。）の円滑な施行等に取り組んでいく必要がある。

このため、これらのうち、特に重点的に実施することとする取組を別紙のとおり決定して、新たな総合的な対策として示すとともに、財政的な措置が必要なものについては、本対策の趣旨を踏まえ、予算編成過程において検討する。



## 児童虐待防止対策の更なる推進について

### 1 こどもの権利擁護

- ・令和元年度予算で創設されたこどもの権利擁護に係る実証モデル事業により、自治体のこどもの権利擁護のための体制整備を引き続き支援する。
- ・このモデル事業の実績等も踏まえ、令和4年改正児童福祉法において設けるこどもの権利擁護の環境整備の都道府県業務、児童相談所等が行うこどもの意見聴取等の措置、こどもの意見表明等を支援員が支援する意見表明等支援事業について、その体制整備を支援し、着実に実施する。
- ・このため、意見表明等支援員の養成カリキュラムの例の作成及びこれらこどもの権利擁護全般のガイドライン等の作成に向けて検討する。
- ・民法上の懲戒権に関する規定の見直しについては、令和4年2月、法制審議会から、法務大臣に対して答申された「民法（親子法制）等の改正に関する要綱」に基づき、できる限り早期に改正法案を国会に提出すべく、所要の準備を行う。

### 2 児童相談所及び市町村の体制強化

#### ① 児童相談所及び市町村の人員体制等の質・量双方の強化

(児童相談所の体制強化)

- ・これまで、児童虐待防止対策体制総合強化プラン等により児童福祉司等の増員を図ってきたところであるが、都市部を中心に児童相談所の児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数が依然として高い水準にあることから、児童福祉司等の人材確保のための必要な支援に取り組む。
- ・児童福祉司としての勤務経験が3年未満である者が児童福祉司の約半数を占めるなど、専門性の向上が課題となっていることを踏まえ、キャリアモデルの構築により児童福祉司の定着を図る。
- ・令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査やこどもの意見聴取等の仕組みの整備等を行うことから、より一層の関係者との連携した事案への対応ができるよう支援する。
- ・令和5年4月に施行される、児童相談所の設置に関する基準について、管轄区域の基準を満たすことができていない自治体に対して支援を行う。
- ・中核市・特別区における児童相談所の設置を引き続き支援する。

(市町村の体制強化)

- ・児童福祉と母子保健の連携・協力を一層進め、虐待予防や家庭支援を充実するため、令和4年改正児童福祉法により、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センター双方の機能を維持した上で組織を見直し、一体的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとし、その全国展

開を図る。

- このため、安心こども基金を活用し、一体的な相談支援機関の設置に向けた補助を行う（令和3年度補正予算）ことにより、施行を待たずして先行的な取組を支援する。
- また、引き続き現在の子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置を促進し、令和6年度以降のこども家庭センターの設置に向けて人材確保のための必要な支援に取り組む。
- さらに、こども家庭センター等における市町村による相談支援として、個々の支援対象者を支援する際に支援計画（サポートプラン）を策定する。また、サポートプラン等に基づき、訪問、こどもの居場所づくり、親子関係形成など、家庭を支援する事業を市町村が地域のNPOと連携して実施する。

家庭支援事業（※）については支援対象者の様態等を踏まえ、必要と認められる場合には、市町村による利用勧奨や措置により着実に支援を届けていくこととしているが、これらの具体的な運用方法について、市町村と連携しつつ、令和4年改正児童福祉法の施行までに検討を進めるとともに、こうした業務を適切に行うために必要な市町村の体制整備を進める。

※家庭環境や養育環境を支える支援事業の総称。具体的には、養育支援訪問事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業と、令和4年改正児童福祉法で新設された子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が含まれる。

（こども家庭福祉の認定資格の導入等による資質の向上）

- 児童相談所、市町村、さらには児童福祉施設や地域子育て相談機関などこども家庭福祉の現場に、ソーシャルワーク等の専門性を十分に身につけた人材を早期に輩出するため、令和4年改正児童福祉法に基づき、一定の実務経験のある有資格者や現任者が取得する認定資格を導入する。
- この認定資格が多くの方に取得され、資格取得者の現場への任用が進むような方策を検討する。
- 認定資格の施行に向けて、具体的なカリキュラムやその運用方法について検討する。
- 令和4年改正児童福祉法附則の検討規定に基づき、こどもの福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者に関する資格の在り方等について、令和4年改正児童福祉法の施行後2年を目途に検討する。
- 令和4年改正児童福祉法も踏まえた児童相談所や市町村その他関係機関等における必要な人材を養成する研修等に対し、国としても支援する。
- 児童相談所の職員の専門性向上のため、令和2年度の調査研究で作成した死亡事例の検証結果を用いた研修プログラムについて、改めて自治体に周知する。

(令和5年度以降に向けた児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランの策定)

- ・児童相談所や市町村の体制強化を計画的に進めていくため、児童虐待防止対策体制総合強化プランに代わる次期プランを年内に策定し、児童相談所や市町村の更なる体制強化を図る。

## ② ICTの活用等による児童相談所の専門性確保、業務効率化及び業務負担軽減

- ・児童相談所における一時保護の判断に資するためのAIツールについて、令和3年度に設計開発にかかる仕様書・要件定義書の策定を行ったところであり、今後、令和4年度から設計開発を行い、令和6年度に全国での運用を開始することを目指す。
- ・「要保護児童等に関する情報共有システム」について、令和3年9月より全国の児童相談所において運用を開始し、こどもの行方不明情報(CA情報)及び転居情報の共有を図っているところ、本システムに係る研修等を行うとともに、市区町村における積極的な活用を促進する。
- ・児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター及び市町村に対する、療育手帳に関する実態調査を通じて、関係機関との連携による、児童相談所における事務負担の軽減につながる方策を検討する。
- ・療育手帳の判定業務の負担の軽減に向けて、全国の自治体で広く活用することができるとされる知的能力等に関する簡便な評価手法の開発について調査研究を行う。
- ・児童相談所の児童福祉司等の増員を図りつつ先駆的な自治体の取組も参考に、ICTの活用等による児童相談所の業務効率化及び業務負担軽減の充実を図る。

## 3 児童虐待の発生予防・早期発見

### ① 相談・支援につながりやすい仕組みづくりや相談窓口の周知

- ・児童虐待を受けたと思われるこどもを発見した人が速やかに通告することや、子育てに関する悩み相談などを幅広く相談することができるよう児童相談所虐待対応ダイヤル「189(いちはやく)」及び児童相談所相談専用ダイヤル「0120-189-783(いちはやく・おなやみを)」についてインターネットやリーフレットの配布等で周知広報してきたところであるが、認知度の更なる向上のため、引き続き周知広報に努める。
- ・こどもや家庭がより相談しやすくなるよう、SNSによるアカウントを開設し、各自治体において相談に対応する仕組みを構築し、令和4年度中に運用を開始する。
- ・全国の法務局において、電話相談窓口「子どもの人権110番」や小中学生を

対象とした「子どもの人権SOSミニレター」をはじめとする人権相談等を、人権擁護委員の協力も得ながら行っているところであるが、引き続き周知を行うとともに更なる改善を図る。

- ・少年鑑別所（法務少年支援センター）において、児童相談所等の関係機関と連携し、児童虐待事案等の早期発見に努めるとともに、児童虐待の当事者等の相談内容に応じて心理教育プログラムを実施するなど、引き続き虐待の未然防止に向けた取組を推進する。また、WEB面談システムを活用するなど、児童虐待の当事者等が相談しやすい環境の整備を図る。

## ② 学校等における虐待等に関する相談体制の強化

- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置促進を図っているところであるが、引き続き、教育相談体制の促進を図る。
- ・SNS相談や24時間子供SOSダイヤルを活用した児童生徒等からの相談体制の整備について支援しているところであるが、引き続き、これらの事業を通じた相談体制の整備を図る。
- ・スクールロイヤー（学校で生じる問題に対応する弁護士）の教育委員会への配置を支援するため、教育行政に係る法務相談体制の整備状況に関する調査、手引きの周知及び説明会等の実施を通じて、法務相談体制の整備促進を図る。

## ③ 学校・教育委員会における児童虐待防止・対応に関する研修等の充実

- ・児童虐待の早期発見のため、引き続き、学校・教育委員会と児童福祉部局等との緊密な連携を行い、学校・教育委員会における児童虐待への対応を強化するため、学校の教職員・学校医等が留意すべき事項を記載したマニュアルを全国会議等の機会を通じて周知する。
- ・学校長等の管理職に対する研修を推進するため、児童虐待対応に関する具体的な事例を想定した研修教材を全国会議等の機会を通じて周知する。
- ・幼児や障害のあるこどもへの児童虐待防止の観点から、教育委員会と福祉・保健部局等との連携や研修等の実施を促進するため、虐待防止の必要性等に関して周知する。
- ・重大な事案が生じた場合には、教育委員会等の報告を踏まえながら指導・助言するとともに、必要に応じて、生徒指導に関する専門的知見を有する職員を現地に派遣し、教育委員会等を支援する。
- ・地域において児童虐待の早期対応ができるよう、地域における家庭教育支援関係者や放課後子供教室などの地域学校協働活動関係者等に対して、児童虐待への対応に関して留意すべき事項をまとめた資料を周知する。

## ④ 地域における身近な相談機関の新たな整備と家庭支援事業の実施

- ・令和4年改正児童福祉法により、相談の敷居が低く、物理的にも近距離にあ

る身近な相談機関として、地域子育て相談機関を整備する。また、当該機関の円滑な実施に資するため、令和4年度予算において、利用者支援事業（基本型）を実施する自治体が、一体的相談支援機関との連携や地域子育て相談機関としての新たな機能に対応するための「一体的相談支援機関連携等加算」を創設し、必要な経費を支援する。

- ・令和4年改正児童福祉法により、家庭環境や養育環境を支える支援として子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業が創設される。これらの事業について、地域子ども・子育て支援事業に位置づけ、市町村が計画的に整備量を勘案して整備に取り組むとともに、子ども・子育て支援交付金を充当し、体制整備を進める。これらの事業の円滑な実施のためには、法律の施行を待たずに、整備可能な自治体から取組を進めていくことが重要であり、令和3年度補正予算で積み増した安心こども基金を活用し、先行して事業を実施する。
- ・孤立するリスクの高い未就園児等がいる家庭の把握を進めるとともに、アウトリーチによる支援を含めた更なる支援を検討する。

#### ⑤ 支援を必要とする妊婦への支援の強化

- ・性と健康の相談センター（令和3年度までは女性健康支援センター）において特定妊婦と疑われる者や若年妊婦等への支援を引き続き進めていく。
- ・男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促すプレコンセプションケアを推進する。
- ・産後ケア事業の全国展開等に向け引き続き取組を進める。
- ・令和4年改正児童福祉法により創設される妊産婦等生活援助事業について、施行までの間、安心こども基金に創設した特定妊婦等支援臨時特例事業を実施する等、特定妊婦等への支援体制を構築する。

#### 4 適切な一時保護の実施

- ・令和4年改正児童福祉法に基づき、児童相談所等が行う一時保護の適正性を確保し、その手続の透明性を確保するため、一時保護の開始時の司法審査を導入する。この仕組みの導入に伴う児童相談所の負担が過大なものとならないよう、その具体的な運用や手続について、実務者から構成される作業チームで検討する。
- ・一時保護所の個室化の推進や、一時保護専用施設（児童養護施設等において、本体施設とは別に、小規模なグループケアによる一時保護を実施する専用施設をいう。）の設置促進、里親など地域における一時保護委託先の確保等により、個別性を尊重した一時保護が行われるよう、補助事業等を活用して環境整備を進める。
- ・令和4年改正児童福祉法に基づき新たに都道府県等が策定することとなる一

時保護所の設備・運営基準の内容について、適切なものとなるよう施行までに検討する。

- 新たに策定する一時保護所の設備・運営基準において、児童相談所が第三者評価を受審することを定めるとともに、平成30年度調査研究で作成した一時保護所の第三者評価のガイドラインも踏まえ、具体的な評価項目を検討する。
- 平均入所率が100%を超えている一時保護所がある自治体が定員超過解消計画を策定し、厚生労働省が承認した場合における一時保護所の新設や増改築等の整備費に係る補助嵩上げ（1/2→9/10）により引き続き一時保護所の定員超過解消を図る。
- 各自治体で社会的養育推進計画や定員超過解消計画に基づき、必要な一時保護の定員設定や職員の研修等の専門性向上が図れるよう引き続き支援する。
- 原籍校との連携も含めた一時保護中の学習機会の確保に向けた支援について検討する。

## 5 社会的養護の充実

- 令和4年改正児童福祉法を踏まえ、社会的養育推進計画に新たに盛り込むべき内容や、各都道府県等において効果的にPDCAサイクルを運用するための取組の評価指標の検討などを行う予定であり、これによって得られた結果を踏まえ、今後、計画の策定要領の見直しを行う。
- 令和4年改正児童福祉法により里親支援センターを児童福祉施設として位置づけたところ。施行に向けて、里親支援センターの設備・運営基準や第三者評価基準等の検討を進める。また、里親のリクルート及びアセスメントから、里親に対する研修、マッチング、養育支援、措置解除後の支援に至るまでの一連の業務を一貫して担う包括的な里親養育支援を引き続き推進する。
- 令和4年改正児童福祉法において、児童自立生活援助事業の年齢要件等の弾力化を位置づけたところ。施行に向けて、運営基準やガイドライン等の検討を進める。また、児童養護施設退所者等に対して居住の支援、生活費・学習費の支援、生活や就労に関する相談業務を行うなど、引き続き自立支援を推進する。
- 令和4年改正児童福祉法において、必要とされるケースに適切に在宅指導措置が提供されるよう、児童相談所の委託を受けて児童家庭支援センター等の民間機関が実施する在宅指導措置に係る費用について、都道府県等の支弁とそれに対する国による負担について義務的経費化したところ。施行に向けて、適切な在宅指導措置のあり方の検討を進める。また、在宅指導措置を積極的に活用することで、引き続き児童虐待の発生予防を推進する。
- 各地域ごとの状況に応じた社会的養育の体制整備を図ることが重要であり、施設、里親等が相互に連携した支援体制を構築していく。

## 6 親子再統合への支援強化

- 令和4年改正児童福祉法において、都道府県等において親子関係の再構築のための親子再統合支援事業を実施することとしており、令和元年度から令和3年度において実施した保護者支援プログラムに関する調査研究も踏まえ、同事業のガイドラインの作成に向けて検討する。

## 7 関係機関における事案への対応の強化

- 児童虐待による死亡事例等を踏まえ、親の交際相手等に対しても、こどもの安全確保の観点から調査等の必要な対応を講ずることや、交際相手等が保護者に該当しなくても加害の実態に鑑みて適切にリスク評価を行うこと等を全国の自治体に通知したほか、各都道府県警察に対し児童相談所や市町村からの照会や援助要請等への適切な対応や情報共有等の連携の強化を依頼したところであり、引き続き、これらの内容について周知徹底を図る。
- 虐待などの困難を抱えるこどもたちは、その実態が見えにくく、支援が届きにくいという課題がある。地方自治体において、個人情報 の適正な取扱いを確保しながら、分散管理されている教育・保健・福祉等のこどもに関する情報やデータを分野を越えて連携させ、要保護児童対策地域協議会（要対協）等において活用するなど、潜在的に支援が必要なこどもを早期に発見し、プッシュ型の支援につなげる取組を推進する。
- 要保護児童等の早期発見や保護のみならず、個々の家庭の実情に応じた支援を行うためには、要対協において、地域の関係機関がこどもに関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要である。支援にかかわるNPOやこども食堂など多様な民間機関の要対協への参画を進め、行政機関が連携・協働してケース検討会議や支援を行うことができるよう、好事例の収集とともに個人情報の適切な保護と民間機関との情報共有の在り方について調査研究を実施し、令和4年4月に自治体に周知を行ったところであるが、引き続き、要対協の実効性を高めるための方策について検討する。
- 警察において、児童虐待への対処を適切に行うことができるよう、引き続き、各種研修等を通じて対応力の強化に取り組むとともに、事案対応時の危険度判定について、先端技術を用いて更なる高度化を図る。

## 8 DV対応と児童虐待対応との連携強化

- DV対応と児童虐待対応の連携等について、男女共同参画会議の女性に対する暴力に関する専門調査会の下に設置された「配偶者暴力防止法見直し検討ワーキング・グループ」において議論を行っており、ワーキング・グループにおける議論の結果を踏まえ、必要な対応を行う。
- DV被害者支援における、加害者対応（加害者プログラム等）の在り方の検

討を進めることにより、多機関連携等支援体制の充実を図る。

- ・DV被害のある家庭に対する通告受理後の適切な支援・措置を行うことができるよう、警察からの面前DVに係る通告等について、その内容や通告等受理後の支援や措置状況を分析するなどして、その対応の在り方について検討する。

## 9 障害児支援の充実

- ・令和4年改正児童福祉法により、児童発達支援センターについて、地域における障害児支援の中核的な支援機関としての役割を担うことが明確化されたことを踏まえ、児童発達支援センターが役割・機能を総合的に果たすことで、地域全体の障害児の支援の質の底上げが図られるよう取組を進める。その際、社会的養護の関係機関等と十分に連携・協同が行われるよう留意する。
- ・保護者に対するペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの実施や巡回支援専門員の配置を進め、障害のあるこどもの保護者の子育てに対する不安を軽減し、虐待の未然防止を図る。

## 10 関係機関との連携強化

- ・困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）の令和6年4月の施行に向けて、困難な問題を抱える女性及び当該女性が監護すべきこどもへの支援を適切かつ円滑に行うため、婦人相談所及び婦人保護施設と児童相談所その他の関係機関との緊密な連携が図られる体制の整備に取り組む。
- ・こどもの負担軽減を図りつつ、児童虐待に適切に対処し、こどもの二次被害を防止するため、児童相談所、警察及び検察の間で情報共有を行うとともに、協同面接（代表者聴取）を引き続き適切に実施する。
- ・児童相談所の医師及び保健師の配置について引き続き推進するとともに、法医学者との連携も含め、医療機関との連携を支援する。
- ・少年院において、DVや虐待などによりトラウマを抱える人への支援を行う団体等による在院者向け講話や職員研修を実施し、より一層適切な指導や支援を実現するための取組を進めるとともに、保護観察所において、引き続き、保護観察対象者の被虐待経験等を的確に把握し、関係機関と連携しつつ、事案に応じた適切な指導や支援に取り組む。

（おわりに ～こども家庭庁による司令塔機能の発揮について～）

上記の児童虐待防止に関する施策の検討、実施も含め、こども家庭分野の施策の推進に当たっては、様々な分野にまたがる複雑・高度な課題の解決策の検討等も含め、常にこどもの最善の利益を第一に考えて対応していくことが求められる。このため、令和5年4月に創設されるこども家庭庁が司令塔



機能を発揮し、こどもや家庭が抱える様々な課題に対し、制度や組織による縦割りの壁を克服し、関係省庁と連携し、政府一丸となって取り組む。また、こどもまんなか社会の実現のため、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに、着実に取り組む。

令和4年4月18日  
子家発 0418 第1号

各都道府県知事、市（区）町村長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
（公 印 省 略）

児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査及び指導等  
の徹底について

児童虐待防止対策の推進については、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

児童虐待事案への対応については、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。）等の関係法令や関連通知等に基づき、対応していただいているところであるが、児童相談所及び市区町村における虐待相談対応件数が増加するとともに、重大で痛ましい虐待死事案が後を絶たず、より一層、関係者が適切に連携して対応していく必要がある。

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、死亡事例等の重大事案をこれまで検証し、昨年度まで第17次にわたり報告書を発表しているが、その中でも、子ども虐待による死亡事例等に係るリスクの一つとして、保護者の交際相手を含め、家族関係や家族構造、家族の健康状態に変化があったことを挙げている。また、昨今の重大で痛ましい虐待死事案においても、保護者の交際相手による加害の実態や当該加害を放置する保護者のネグレクト等が指摘されている。

については、本通知において、保護者の交際相手や同居等の生活上の関わりが強く、児童の養育に一定の関与がある者（以下、本通知において「交際相手等」という。）を含め、児童虐待対応における調査・指導等の運用について、その取扱いを下記のように示し、通知するので、改めてその対応を徹底いただくようお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言である。

また、本通知については、警察庁生活安全局人身安全・少年課と協議済みであることを申し添える。

## 記

### 第一 交際相手等への児童相談所及び市区町村の対応について

#### (1) 児童虐待防止法の保護者の定義と交際相手等が保護者に該当する場合の調査・指導等

児童虐待防止法第2条において、「保護者」とは、「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの」と定義されている。

「子ども虐待対応の手引き」（平成11年3月29日付け児企発第11号厚生省児童家庭局企画課長通知）においては、同条の「保護者」の解釈について、「保護者」とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護、保護している場合の者をいう。そのため、親権者や未成年後見人であっても、子どもの養育を他人に委ねている場合は保護者ではない。他方で、親権者や未成年後見人でなくても、例えば、子どもの母親と内縁関係にある者も、子どもを現実に監護、保護している場合には保護者に該当する旨、記載している。

また、同手引きにおいて、同条の「現に監護する」については、「必ずしも、子どもと同居して監督、保護しなくともよく、その子どもの所在、動静を知り、客観的にその監護の状態が継続していると認められ、また、保護者たるべき者が監護を行う意思があると認められるものであれば、保護者に該当し得る」旨、記載している。

これらのおり、児童との血縁関係や児童の親との婚姻関係がないなど児童と法律上の親子関係がない者でも、「保護者」に該当する場合があるところであり、例えば下記の①から③までの者であって、上記のように子どもを現実に監護、保護している者は保護者に該当し得ると考えられるので、児童の養育の実態に鑑みて適当な調査・指導又は支援等を行う必要がある。具体的には、都道府県においては、交際相手等に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第1号に基づく訓戒及び誓約、同項第2号に基づく指導の措置をとること等が考えられる。

- ① 児童との親子関係はないが、ほとんど同居といえる実態があり、児童の養育に一定の関与がある者
- ② 児童との親子関係はないが、週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童のいる家庭に滞在し児童の養育に一定の関与がある者
- ③ 児童との親子関係はない親戚等であって、週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童を預かるなどにより児童の養育に一定の関与が

ある者（保育事業等により業として児童を預かるもの等を除く。）

その際、交際相手等からの虐待が疑われるなど家庭への介入が必要な場合には、必要に応じ、下記（３）の留意事項に掲げる事項に記載された対応等を行うようお願いする。

## （２） 実親など保護者のネグレクトへの対応の際の交際相手等への対応

交際相手等が保護者に該当しない場合でも、例えば、交際相手等から児童に対して虐待が行われているがそれを実親など保護者が制止しない等の場合、児童虐待の分類としては「保護者以外の同居人による身体的虐待及び性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置をした」として、実親など保護者による「ネグレクト」となる。このようなケースにおいては、実親など保護者に対して児童福祉法第 27 条に基づく調査・指導等の措置を適切に講じることがもとより、その措置の一環として、当該保護者に該当しない交際相手等に対しても、当該児童の安全確保の観点から、必要に応じ、下記（３）の留意事項に掲げる事項に記載された対応等を行うようお願いする。

## （３） 対応の際の留意事項

（１）又は（２）の場合には、下記の点に留意していただきたい。

### <留意事項>

- 児童や親権者等の居所に訪問した際に交際相手等がいた場合には、必要な調査ができるよう名前や住所等の確認とともに、児童や親権者等との関係性等当該家庭への関与の実態把握ができるよう積極的にコミュニケーションに努めること。
- 交際相手等が当該家庭に訪問している時間帯等が不明な場合など交際相手等との接触が難しい場合には、例えば、以下の方法で調査することも考えられること。これらの調査にあたっては、生活保護部門や警察など、支援対象の家庭に別の側面に関わっている関係機関への照会等を行うなどにより連携して対応すること。
  - ・ 民生・児童委員、主任児童委員への調査依頼
  - ・ 近隣住民への確認
  - ・ 戸籍照会、児童相談所（居住地の児童相談所を含む。）に過去分も含めたケース記録の確認、警察等への確認
  - ・ 実親等の了承のもと、賃貸契約の確認

また、親族、近隣・知人、子どもの所属機関等家庭内の状況を知る者からの通告や情報は、客観的な当該家庭の情報として重要であり、具体的な情報把握に

努めること。近隣住民への聞き取り等を行う場合は、個人情報を保護し、調査対象者に関する無用な風評を招かないよう方法に配慮して行うこと。

- これらの結果、交際相手等から児童に対する虐待が行われているおそれがある場合には、交際相手等に対してその事実関係を確認し、虐待が行われていると認められる場合には、直ちに虐待をやめるよう指導し、児童の安全確保のため必要があるときは、躊躇なく一時保護その他の必要な対応を行うこと。

#### (4) 保護者以外の者による虐待事案に係る事案の実態に即したアセスメント

児童に対して虐待が行われているが、虐待者が交際相手等であって保護者に該当せず、児童虐待の分類としては「保護者以外の同居人による身体的虐待及び性的虐待、心理的虐待と同様の行為の放置をした」等として、実親など保護者による「ネグレクト」とされるケースが存在する。そのようなケースのアセスメントにおいては、児童に対し実際に行われている加害行為の実態に鑑み、例えば交際相手等による暴行により身体に傷や痣等があれば保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い、リスク評価を引き上げるなど、交際相手等による加害行為の実態も勘案した上で、個々の事案の実態に即したリスク評価を徹底する必要がある。

その際、交際相手等が調査に応じない、児童相談所等の職員との接触を拒絶する等の場合も考えられるが、その状況自体がリスク評価を引き上げるべき要素であることを認識し、適切なリスク評価のもと、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）のケースへの追加や個別のケース会議の頻繁な開催、児童相談所への送致など、関係者間で連携して対応いただきたい。

上記の様態調査のほか、社会的な支援、親族等から孤立していないかを確認し、適切にリスク評価する必要がある。例えば、児童の親権者が別居・離婚した場合、児童が別居・離婚前の親族と現に交流している場合なども考えられることから、必要に応じて、保護者や児童等からの聞き取りを行うことが重要である。また、児童の親権者が別居・離婚し、児童が別居・離婚前の親族と面会交流が無い場合や地域との繋がりが無い場合等には、社会的な支援、親族等から孤立している可能性もあるため、実態に応じ、適切にリスク評価を行う必要がある。

#### (5) 交際相手等の実情に応じた警察等との連携

児童虐待の防止や児童の安全確保のため、児童相談所や市区町村等と警察との連携は極めて重要であり、現在「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成 30 年 7 月 20 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）

以下「緊急総合対策」という。)等に基づき、警察との情報共有を推進しているところである。したがって、交際相手等の実情に応じ、下記のような警察との連携を進めていくよう、適切な対応を講じていただきたい。

① 警察が保有する交際相手等に関する情報の照会

昨今発生している児童の保護者の交際相手等による虐待事案に鑑みると、児童相談所及び市区町村において児童の保護者の交際相手等の情報を速やかに把握することが重要である。

都道府県警察は、児童虐待防止法第 13 条の 4 に基づき、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に関して「当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは」、児童虐待の事務又は業務の遂行に必要な限度で利用し、かつ、利用することに相当の理由がある場合など一定の要件の下にこれを提供することができることとされている。

したがって、児童相談所及び市区町村は、児童虐待の蓋然性が認められる場合には、交際相手等の情報についても各都道府県警察に対して照会することが可能であるため、積極的に連携して対応されたい。

② 児童相談所及び市区町村による調査・指導の際の警察への援助要請等

立入調査は、児童虐待防止法第 9 条第 1 項に基づき、「児童虐待が行われているおそれがあると認めるとき」に行うことが可能である。また、子ども虐待対応の手引きにおいても、「保護者等に接近する手立てがなく、かつ子どもの安全確認ができないときには、立入調査、臨検・捜索等を行わなければならない。ただ、そのような場合であっても、本章 3 で例示されている各種の接近方法とどちらを採用すべきかは、子どもの置かれた状況の危険性や関係者からの情報などを総合的に勘案して決めること。」とされている。

これらに基づき、児童虐待を防止し、児童の安全を確保するため、当該立入調査についても積極的に活用していただくようお願いする。

その上で、児童相談所においては、このような立入調査等を行う場合、子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から必要があると認めるときには、保護者であるかないかを問わず、交際相手等への対応においても、必要に応じて、児童虐待防止法第 10 条に基づき、警察署長に対する援助要請を行うことができ、警察官が調査・指導の際に同行する等の対応が可能であることから、子どもの安全を最優先に適切に対応されたい。

また、市区町村は、児童虐待防止法第 10 条の援助要請を行う主体ではないが、交際相手等への指導等を行う場合において、子どもの安全確認及び安全確保に万全を期する観点から必要があると認めるときには、急を要する場合を除き、児童相談所長による児童福祉法第 33 条に基づく一時保護等の

措置も念頭に置き、児童相談所との事前協議や情報共有等の連携を図りつつ、管轄する警察署に対し警察官の同行を依頼するなど、子どもの安全を最優先に適切に対応されたい。

## 第二 児童相談所及び市区町村から警察への情報提供の徹底及び協定等の締結の推進について

児童虐待への対応に当たって、児童相談所及び市区町村と警察との連携については、緊急総合対策を踏まえ、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け子家発0720第2号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）、「警察との情報共有に関するFAQ（自治体向け）」の送付について」（平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）等により示しているところであり、改めてではあるが、児童相談所及び市区町村は、警察との間で以下アからウまでの情報の共有を徹底されたい。

ア 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報

イ 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報

ウ アの児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

この点、「警察との実質的な情報共有による連携の強化」（令和4年3月2日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）に基づき、アからウまでの情報のうち、特にリスク要因があると判断される事案については、警察とともに虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検するなどして情報共有を実質的なものとするよう、改めてお願いする。

また、現在全ての児童相談所設置自治体と警察との間で、情報共有の範囲、実施方法等について、協定の締結等書面での取り決めを行っているものと承知しているが、市区町村においても児童虐待事案に係る児童及び家庭への対応を円滑に行うための情報共有が行われるよう、その方法について、管轄する警察署と協議して協定等の書面で取り決めるなどにより、積極的な連携に努めていただくようお願いする。

## 第三 その他の児童虐待事案への対応の徹底について

(1) 要対協の実効性の確保について

要対協の在り方として、支援を要する個々の事案が確実に関係者間で議論され、児童相談所も含めた関係機関で情報共有と支援・介入の見立てを行う必要がある。

厚生労働省において要対協の実効的な在り方を検討する調査研究を令和4年度に実施する予定であるが、市区町村におかれては、要対協に登録されたケースについて、児童相談所と市区町村の間でお互いに相手のより積極的な関与を期待しながら対応の整理がされていない事案等がないか確認していただくなど、関係者間で必要な調整を行っていただきたい。

## (2) 医師や弁護士の配置と関与

本年4月から、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律（令和元年法律第46号）の一部が施行され、児童相談所において、

- ・ 医師の配置
- ・ 常時弁護士の配置又はこれに準ずる措置

が義務化された。

児童虐待の事案が複合的かつ複雑となる中、これら専門職の関与がその事案の内容に応じて重要となる。例えば、事案の内容によっては、児童福祉司等が児童相談所の医師とともに親権者等や児童と面談して医学的見地から児童の態様を確認することや、2ヶ月を超える一時保護の際の家庭裁判所の審判その他の法律関係業務に弁護士による対応や弁護士の助言を求めることなどが考えられる。

これまでも連携に取り組んでいただいていると考えるが、法改正を機により一層の専門職の関与による児童虐待防止の取組を図られたい。

なお、「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について」（令和4年3月31日子家発0331第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、令和4年4月より虐待による乳幼児頭部外傷事案について、各学会から近隣等の医師を紹介いただき、児童相談所が医学的助言やセカンドオピニオン等を求めることができる運用を開始しているので、積極的に活用いただきたい。



# 「児童虐待対応における保護者の交際相手等への調査・指導等の運用の徹底について」（通知） 概要

- 昨今の重大で痛ましい虐待死事案の検証等において、**親の交際相手による加害の実態**やその**加害を放置する親のネグレクト**が指摘。  
➡ **交際相手等への調査・指導等**と実態に即した**リスク評価の実施**の徹底、**交際相手等への対応に係る警察との連携強化** 等を通知

## （１）交際相手等への対応等

### <交際相手等が児童虐待防止法の「保護者」に該当する場合の調査・指導等>

- ・ 児童と親子関係にない者でも、**児童虐待防止法の「保護者」**（※）に該当する場合があります、例えば下記の①から③までの者であって、子どもを現に監護している者は保護者に該当し得る。 ※「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するもの」と定義。
  - ① **ほとんど同居といえる実態**があり、児童の養育に一定の関与がある者
  - ② **週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童のいる家庭に滞在**し児童の養育に一定の関与がある者
  - ③ 親戚等であって、**週に数日間や日中のみ・夜間のみなど、定期的に児童を預かる**などにより児童の養育に一定の関与がある者（保育事業等を除く）。
- ・ 児童相談所や市区町村は、交際相手等が保護者に該当する場合には、交際相手等に対し、**児童福祉法に基づく調査・指導等を実施**

### <実親など保護者のネグレクトへの対応の際の交際相手等への必要な調査・指導等>

- ・ 保護者に該当しない場合でも、例えば、交際相手等から児童に対して虐待を行い、実親など**保護者による「ネグレクト」**とされるケースが存在する。このようなケースにおいては、実親など保護者に対して児童福祉法に基づく調査・指導等の措置を適切に講じることはもとより、**その措置の一環として、当該交際相手等に対しても、児童の安全確保の観点から必要な対応（※）を講じる。**

※保護者訪問の際の交際相手等との適切なコミュニケーション、交際相手等の情報の関係機関への照会、交際相手等が虐待を行っている場合やめるよう求めること、状況に応じた一時保護等の対応 等

### <交際相手等の事案のリスクアセスメント>

- ・ 例えば交際相手等による暴行により身体等に傷や痣等があれば、**保護者が行う身体的虐待に準じて取り扱い、リスク評価を引き上げる**など、交際相手等の加害の実態を含め、**個々の事案の実態に即したリスク評価を徹底**すること。
- ・ **交際相手等が調査に応じない等の場合には、その状況自体がリスク評価を引き上げるべき要素となることを認識し、対応すること。**
- ・ これらに加え、**社会的な支援、親族等から孤立していないか確認の上適切なリスク評価が必要**。例えば、児童が別居・離婚前の親族と現に交流している場合も考えられ、**必要に応じて、保護者や児童等からの聞き取りを行うことが重要**。また、児童が別居・離婚前の親族と面会交流がない場合や地域との繋がりが無い場合等は、社会的な支援、親族等から孤立している可能性もあるため、実態に応じ、適切にリスク評価を行うこと。

### <交際相手等の実情に応じた警察等との連携>

- ・ 児童相談所及び市区町村は、児童虐待防止法に基づき、児童虐待の蓋然性が認められる場合には、**交際相手等の情報についても各都道府県警察に対して照会することが可能**であり、積極的に連携して対応
- ・ 児童相談所や市区町村と警察との間で**協定の締結等**により、児童相談所や市区町村から**警察への虐待等の情報共有を徹底**。
- ・ 児童相談所等は、保護者であるかないかを問わず、**交際相手等への対応においても、必要に応じて、警察署長に対する援助要請等を行い、警察官に調査・指導の際の同行**を依頼するなど、子どもの安全第一に適切に対応。

## （２）その他の児童虐待事案への対応の徹底

- ・ **要対協の実効性の確保**のため、児童相談所と市区町村の間で相手方の積極的な関与を期待しながら対応の整理がなされていない事案等がないか、市区町村に対して**確認や関係者間の必要な調整を要請**。 ※厚労省において要対協の実効的な在り方を検討する調査研究を令和4年度に実施する予定
- ・ 児童相談所において医師の配置、常時弁護士配置又はこれに準ずる措置が義務化されたところであり、**より一層の専門職の関与による児童虐待防止の取組を要請**。 ※児童福祉司等が児童相談所の医師とともに親戚等や児童と面談して医学的見地から児童の態様を確認すること等

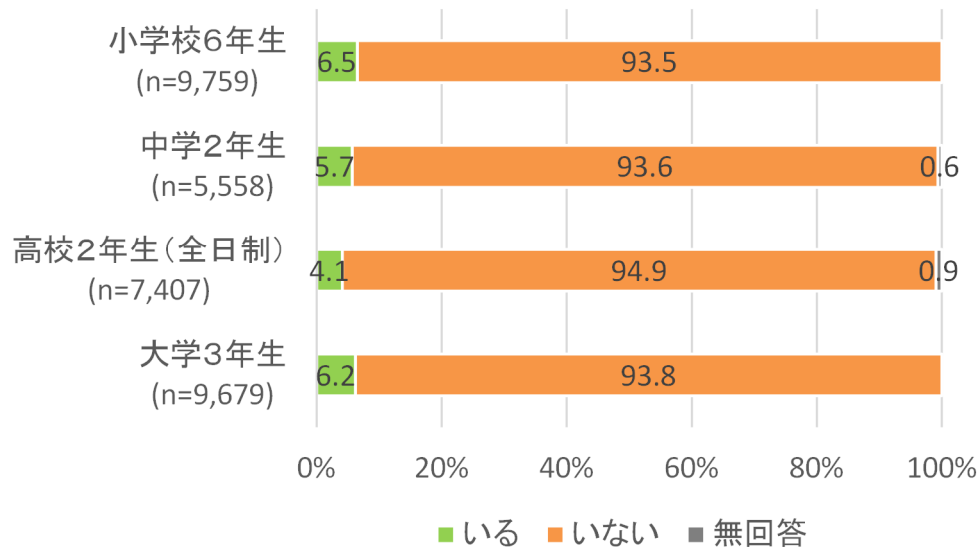
# ヤングケアラーの実態調査結果（小学生～大学生）

- 令和2年度に中学2年生・高校2年生を、令和3年度に小学生6年生・大学3年生を、それぞれ対象にヤングケアラーの実態調査を実施

※ 子ども・子育て支援推進調査研究事業により、令和2年度は三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社、3年度は株式会社日本総合研究所が実施。

## 1 世話をする家族の有無

○ 世話をしている家族の有無について



- 世話をしている家族が「いる」と回答したのは小学生6年生で**6.5%**、中学2年生で**5.7%**、高校2年生で**4.1%**、大学3年生で**6.2%**。

※ 大学生は「いない」の中に、「現在はいないが、過去にいた」人が4.0%含まれる。

※ 例えば、親が仕事で不在の間に幼いきょうだいの遊び相手をするといったケースが含まれ、数値を引き上げている可能性がある。

## 2 世話の対象者・世話による影響


	世話を必要とする家族	世話のためにやりたいけれどできていないこと
小学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きょうだい」が最も高く、<b>71.0%</b></li> <li>※きょうだいの状況は「幼い」が最も高く73.9%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>63.9%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」15.1%</li> </ul>
中学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きょうだい」が最も高く、<b>61.8%</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>58.0%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」20.1%</li> </ul>
高校生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「きょうだい」が最も高く、<b>44.3%</b></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>52.1%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」16.6%</li> </ul>
大学生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「母親」が最も高く、<b>35.4%</b></li> <li>※母親の状況は、「精神疾患」が最も高く28.7%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「特にない」が最も高く、<b>51.9%</b></li> <li>・次いで「自分の時間がとれない」20.1%</li> </ul>

# ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム報告

【厚生労働省・文部科学省の副大臣を共同議長とするヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチームとりまとめ】

令和3年5月17日

## 現状・課題

- ヤングケアラーは、家庭内のデリケートな問題であることなどから表面化しにくい構造。福祉、介護、医療、学校等、関係機関におけるヤングケアラーに関する研修等は十分でなく、地方自治体での現状把握も不十分。
  - ヤングケアラーに対する支援策、支援につなぐための窓口が明確でなく、また、福祉機関の専門職等から「介護力」と見なされ、サービスの利用調整が行われるケースあり。
  - ヤングケアラーの社会的認知度が低く、支援が必要な子どもがいても、子ども自身や周囲の大人が気付くことができない。
-  福祉、介護、医療、教育等、関係機関が連携し、ヤングケアラーを早期に発見して適切な支援につなげるため、以下の取組を推進

## 今後取り組むべき施策

### 1 早期発見・把握

- 福祉・介護・医療・教育等関係機関、専門職やボランティア等へのヤングケアラーに関する研修・学ぶ機会の推進。
- 地方自治体における現状把握の推進。

### 2 支援策の推進

- 悩み相談支援  
支援者団体によるピアサポート等の悩み相談を行う地方自治体の事業の支援を検討（SNS等オンライン相談も有効）。
- 関係機関連携支援
  - ・ 多機関連携によるヤングケアラー支援の在り方についてモデル事業・マニュアル作成を実施（就労支援を含む）。
  - ・ 福祉サービスへのつなぎなどを行う専門職や窓口機能の効果的な活用を含めヤングケアラーの支援体制の在り方を検討。
- 教育現場への支援  
スクールソーシャルワーカー等の配置支援。民間を活用した学習支援事業と学校との情報交換や連携の促進。
- 適切な福祉サービス等の運用の検討  
家族介護において、子どもを「介護力」とすることなく、居宅サービス等の利用について配慮するなどヤングケアラーがケアする場合のその家族に対するアセスメントの留意点等について地方自治体等へ周知。
- 幼いきょうだいをケアするヤングケアラー支援  
幼いきょうだいをケアするヤングケアラーがいる家庭に対する支援の在り方を検討。

### 3 社会的認知度の向上

2022年度から2024年度までの3年間でヤングケアラー認知度向上の「集中取組期間」とし、広報媒体の作成、全国フォーラム等の広報啓発イベントの開催等を通じて、社会全体の認知度を調査するとともに、当面は中高生の認知度5割を目指す。



- 家族が抱える課題が複雑で複合化しやすい現状において、ヤングケアラーを早期に発見して支援につなぐためには、**福祉、介護、医療、教育等に係る関係機関・団体が個別に機能するだけではなく、お互いの業務を理解した上で連携して取り組むことが重要。**
- 全国の自治体や、関係機関等に所属する専門職を対象としたアンケート調査で**支援の取組事例などを収集し、ヤングケアラー発見の着眼点や連携して行う支援の内容をマニュアルにまとめ、地方自治体へ周知。**

## マニュアルの目的

- 本マニュアルは、**支援開始から切れ目なく、また、対象者の負担を極力減らし、支援が包括的に行われることを目指し、支援に従事する方々の日々の活動の一助になることを目的**としている。

## マニュアルの対象

- ヤングケアラーへの支援を行う**自治体担当者及びすべての支援機関及び支援者（児童福祉、学校、保健・福祉・医療、地域関係者等）**

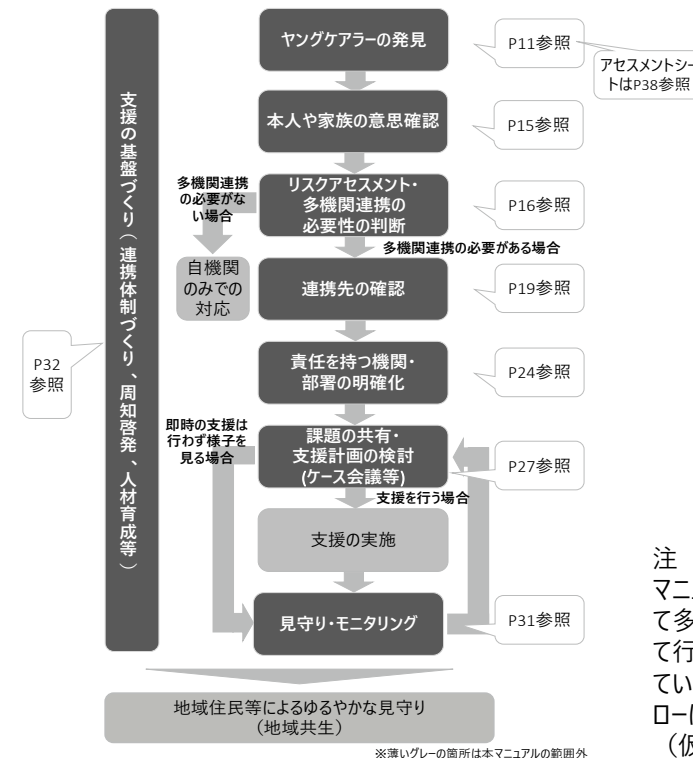
## マニュアルの構成

- マニュアルの章立ては以下の通り。
- 第3章ではヤングケアラー支援の一般的な流れを示した上で、流れに沿って支援のポイントを解説している。

- 第1章 マニュアルの目的及び使い方
- 第2章 ヤングケアラーに関する基本事項
- 第3章 連携して行う支援のポイント
- 第4章 支援の基盤づくり
- 第5章 付録(アセスメントシート例、多機関連携チェックリスト等)

## ▼マニュアルに掲載した内容例

図表7：ヤングケアラー支援の一般的なフロー



注（上、図表7）  
マニュアルでは、このフローに沿って多機関・多職種により連携して行う支援のポイントを掲載している。また、巻末付録には、フローに沿った具体的な事例（仮想）を掲載している。

図表22：多機関連携における調整の方法・体制づくりのパターン

通番	連携体制の設け方	事例
1	既存の会議体を活用する	◇ <b>要保護児童対策地域協議会の場を活用し</b> 、日頃から関係機関との連携を強化。（要保護児童対策地域協議会において、虐待や特定妊婦等のハイリスク事案を取り扱うだけでなく、 <b>支援を要する世帯への支援を検討する場としても活用</b> ）

事務連絡  
令和3年7月5日

各〔都道府県  
市区町村〕民生主管部（局）・衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室  
厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室

児童養護施設等入所者等への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について

新型コロナウイルス感染症への対応については、多大な御尽力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、各市町村（特別区を含む。以下同じ。）において接種順位に従い実施しているところです。

今般、高齢者以外の方への接種が順次開始されていきますが、接種にあたっては市町村が発行する接種券が必要となることから、下記のとおり、児童養護施設等に入所している者等に接種を行う場合の接種券の取り扱い等をお示しします。入所者等の年齢や基礎疾患の有無によりワクチンの接種時期が異なること等に留意しつつ、円滑な接種を行うことができるよう御協力をお願いいたします。

なお、児童養護施設等入所者等への円滑な予防接種の推進を図るため、児童養護施設等からの相談窓口である自治体の児童福祉部局、障害児支援部局や児童相談所と衛生主管部局とが密に連携しながら接種体制を構築するよう、重ねてお願いいたします。

## 記

### 1 基本的な考え方

#### (1) 接種を受ける場所

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種は、原則として、住民票所在地の市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けることとなっている。

児童養護施設等（児童養護施設・児童心理治療施設・児童自立支援施設・母子生活支援施設・自立援助ホーム・ファミリーホーム、障害児入所施設、里親、一時保護所をいう。）に入所している又は保護・委託されている者（以下の「入所者等」という。）については、接種の日時を予約した上で個別の医療機関や市町村等が設置する特設会場で接種を受ける形のほか、巡回接種により当該施設内で接種を受ける形も想定される。

#### (2) 接種スケジュール

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種については、「新型コロナウイルス

ス感染症に係るワクチンの接種について)」(令和3年2月9日新型コロナウイルス感染症対策分科会(第24回)資料)において、医療従事者等への接種の次に高齢者、次いで基礎疾患を有する者(※1)及び高齢者施設等に従事する者(以下「高齢者等」という。)に対し行うこととされている。

医療機関による基礎疾患を有する者の確認については、予診票に設けた質問事項に記載した内容により確認することになるため、診断書等の証明書は必要ない。基礎疾患を有する者については、市町村ごとに接種スケジュール等を設定しているので、接種を受ける市町村の発表を確認すること。

高齢者等以外の者(基礎疾患を有しない児童養護施設等の入所者等を含む。)については、高齢者等への接種の状況を踏まえ、順次接種を行うこととされている。具体的な接種スケジュールは、接種を受ける市町村の発表を参照すること。

(※1) 基礎疾患を有する者(高齢者以外)の範囲(現時点のものであり、今後変更もあり得る。)

(1) 以下の病気や状態で、通院/入院している方

- 1 慢性の呼吸器の病気
- 2 慢性の心臓病(高血圧を含む。)
- 3 慢性の腎臓病
- 4 慢性の肝臓病(肝硬変等)
- 5 インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気
- 6 血液の病気(ただし、鉄欠乏性貧血を除く。)
- 7 免疫の機能が低下する病気(治療中の悪性腫瘍を含む。)
- 8 ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- 9 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患
- 10 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態(呼吸障害等)
- 11 染色体異常
- 12 重症心身障害(重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態)
- 13 睡眠時無呼吸症候群
- 14 重い精神疾患(精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療(精神通院医療)で「重度かつ継続」に該当する場合)や知的障害(療育手帳を所持している場合)

(2) 基準(BMI30以上)を満たす肥満の方

## 2 接種に当たっての留意事項について

### (1) 接種の対象年齢について

現在、日本国内では、新型コロナウイルス感染症の予防接種として、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの2種類が接種できるが、ファイザー社ワクチンは接種の日に満12歳以上、武田/モデルナ社ワクチンは接種の日に満18歳以上の者が対象とされている。対象年齢に至っていない者が接種を受けることのないよう注意すること。

なお、使用するワクチンは医療機関や接種会場ごとに異なるため、児童養護施設等の入所者等が接種を受ける際は、接種を受けようとする医療機関等が取り扱っているワクチンの種類を確認した上で接種の予約を行うこと。なお、各医療機関等が取り扱っているワクチンの種類はコロナワクチンナビで確認する

ことができる（3 関係通知等を参照のこと）。

(2)接種券について

- ワクチンの接種に当たって必要な接種券については、住民票のある市町村から住民票記載の住所地に順次送付されることとなっている。また、令和3年度中に接種対象年齢となる者については、誕生日ごとなど、新たに接種対象となった者に対して市町村の発送頻度に沿ったきめ細かな発送を行うこととされている。
  - 入所者等が接種を受けるに当たっては、接種券が必要となる。このため、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所は、管内市町村の接種スケジュールを把握し、当該入所者等が入所する児童養護施設等の長や里親と適宜連携して、あらかじめ、住民票記載の住所地の家族に対し接種券の送付を依頼しておくなど、接種を行う入所者等の接種券が円滑に受け取れるよう配慮されたいこと。なお、障害児入所施設に契約入所している児童の接種券については、基本的には当該施設と住民票記載の住所地の家族の間で受け取りの調整が行われることが想定されるが、必要な場合には児童相談所も協力されたいこと。
  - 住民票記載の住所地の家族から接種券を送付してもらうことが困難であるなど、住民票記載の住所地に送付される接種券の受け取りが困難である場合は、当該入所者等の入所措置等を行っている児童相談所、児童養護施設等の長又は里親（以下「児童相談所等」という。）から住民票のある市町村に対し、住民票の住所地ではなく、入所者等が入所する各施設等に対して接種券の再送付を依頼する等の対応をされたいこと（※2）。
- (※2) ワクチン接種に際し、住民票のある市町村が発行した接種券に記載された接種者は、原則、住民票のある市町村において接種を行うこととしているが、やむを得ない事情により住民票のある市町村以外の医療機関等において接種を希望する場合は、本人等から、当該医療機関等が所在する市町村に対して事前に住所地外接種の届出を行うことで、住所地外接種を行うことができる。
- また、やむを得ない事情で市町村への届出が困難である者が住所地外接種を希望する場合には、接種を受ける際に医師にその旨の申告を行う事等により、届出を省略することとしている。この点、児童養護施設等に入所している者については「入院・入所者」に該当するため、住所地外接種の届出を省略することができ、接種を受ける際に医師への申告等を行うことで接種を受けることができる。なお、里親委託児童も「入院・入所者」に準ずるものとして同様に取り扱って差し支えない。
- なお、住民票のある市町村からの接種券が受け取れないやむを得ない事情がある場合は、現在居住する児童養護施設等の所在する市町村において接種券の発行を受けることも可能であることから、児童相談所等は、住民票のある市町村や児童養護施設等の所在する市町村とよく相談すること。

### (3) 保護者の同意等について

- ワクチンの接種を受ける者が未成年の場合、16歳以上であれば、保護者の同意は必要でなく、本人の同意により接種を受けることが可能であること。
- 12歳以上16歳未満の者が接種する場合は、接種に係る当該入所者等の意思を尊重しつつ、入所者等や保護者が接種の判断ができるよう、ワクチンの効果や副反応について丁寧な情報提供を行い、保護者の同意を得ることが必要となるため、その他の予防接種と同様、児童相談所等は、保護者への電話連絡、同意文書の郵送又は保護者宅への訪問等により、可能な限り保護者から文書による同意を得るよう努めること。  
なお、児童相談所等において、予防接種に関し、保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことは差し支えないこと。
- その他、予防接種に係る保護者の同意取得については、「予防接種実施規則第5条の2第2項に基づき行われる児童相談所長等の予防接種に係る同意について」（平成28年3月31日健発0331第24号・雇児発0331第7号・障発0331第14号厚生労働省健康局長・雇用均等・児童家庭局長・社会・援護局障害保健福祉部長通知）も参照の上、対応されたい。
- また、被接種者が次に掲げるいずれかに該当する場合であって、それぞれに定める者が、被接種者の保護者の住所又は居所を確認できるものの当該被接種者の保護者と連絡をとることができない等の理由により、保護者の同意の有無を確認することができないときは、当該被接種者の保護者に代わって、それぞれに定める者から予防接種に係る同意を得ることができる。
  - ア 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親（以下「里親等」という。）に委託されている場合 当該里親等
  - イ 児童福祉施設に入所している場合 当該児童福祉施設の長
  - ウ 児童相談所に一時保護されている場合 当該児童相談所長
- なお、保護者から同意を取得できたものの、児童福祉施設等と離れた場所に居住している等の理由により、保護者による予診票の接種希望欄への署名が難しい場合は、施設長等により代筆して差し支えないこと。

### (4) 接種時の同伴について

- 16歳未満への予防接種を実施する場合は、原則、保護者の同伴が必要とされているが、保護者による同伴が難しい場合には、入所者等の健康状態を普段より熟知する施設の職員等が同伴することも差し支えないこと。
- なお、中学生以上の被接種者に限り、接種医療機関や接種会場が認める場合には、当日の受付時に接種することについての同意を予診票上の保護者自署欄にて確認することによって、保護者の同伴を要しないこととすることができるものとしているため、入所者等の希望等を踏まえつつ、適切に対応されたい。  
その際、接種への不適當要件の事実関係等を確認するために接種医療機関か



ら連絡する場合もあることから、予診票の「電話番号」記入欄には、接種を受ける際に必ず連絡のつく緊急連絡先を記入すること。

### 3 関係通知等

関連通知等については、以下を参照されたい。

- 新型コロナワクチンに関する自治体向け通知・事務連絡等

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine\\_notifications.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_notifications.html)

- コロナワクチンナビ

<https://v-sys.mhlw.go.jp/>

令和4年7月29日  
事務連絡

各〔都道府県  
指定都市  
児童相談所設置市〕  
児童福祉主管課 御中

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課児童相談係

「虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築」  
に係る運用開始時期の変更について

児童福祉行政の推進については、平素よりご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「虐待防止のためのSNSを活用した全国一元的な相談の受付体制の構築に関する説明会」につきましては、昨年度、ご多忙のところアンケートへのご協力や説明会へのご参加いただき誠にありがとうございます。当初令和4年11月1日より運用開始とご案内していたところですが、今般、令和4年度におけるシステム運用事業者が決定し、事業者との調整の結果、運用開始時期が変更となりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

【運用開始時期について】

令和5年2月1日（予定）

- ※ 本システムは令和3年度内に開発を完了させ、令和4年10月頃から数ヶ月間の、各自治体におけるシステムに関する各種設定等を行う準備期間を設けた上で、令和5年2月から利用開始とする予定です。
- ※ 令和4年11月1日より運用開始とご案内していたところですが、本システムの運用保守業務に要する費用等の観点から、事業者と契約内容等について検討し、令和5年2月1日まで後ろ倒しになりました。

【本件に関する問い合わせ先】

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策推進室 八畷、江口  
TEL：03-5253-1111（内線4861）  
Email：[jidou-soudan@mhlw.go.jp](mailto:jidou-soudan@mhlw.go.jp)

# 令和元年児童福祉法等改正法の施行について(令和4年4月施行・令和5年4月施行)

## 1. 令和4年4月施行関係

### ①法律関連業務に関する弁護士との関与の強化(法第12条第4項)

- ・都道府県は、児童相談所が28条措置の決定その他の法律に関する専門的な知識経験を必要とする業務について、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。

### ②児童相談所への医師及び保健師の必置化(法第12条の3第8項)

- ・児童相談所の所員のうち、児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならないこと。

### ③児童福祉司の任用要件の見直し(法第13条第3項第7号)

- ・児童福祉司の任用要件のうち、社会福祉主事として2年以上実務に従事した者であって厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したものについて、求められる実務経験を現行の「児童福祉事業」から「相談援助業務」に見直すこと。
- ・なお、施行の際現に任用されている児童福祉司は、改正後の規定により任用された児童福祉司とみなす経過措置を設けていること。(平成元年改正法附則第2条で措置済)



社会福祉主事として従事した実務経験を「児童福祉事業」から「相談援助業務」に見直すため、児童福祉法施行規則を令和3年度中に改正・公布済み

※ 児童相談所長の任用要件の同様の見直しは、令和6年4月施行

### ④指導教育担当児童福祉司の任用要件の見直し(法第13条第6項)

- ・指導教育担当児童福祉司の任用要件について、児童福祉司としておおむね5年以上勤務した者とする要件に加え、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を修了したものでなければならないこと。

## 2. 令和5年4月施行関係

### ①児童相談所の管轄区域に係る参酌基準(児童福祉法第12条第2項)

- ・児童相談所の管轄区域は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件について政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

# 各自治体における取組事例について

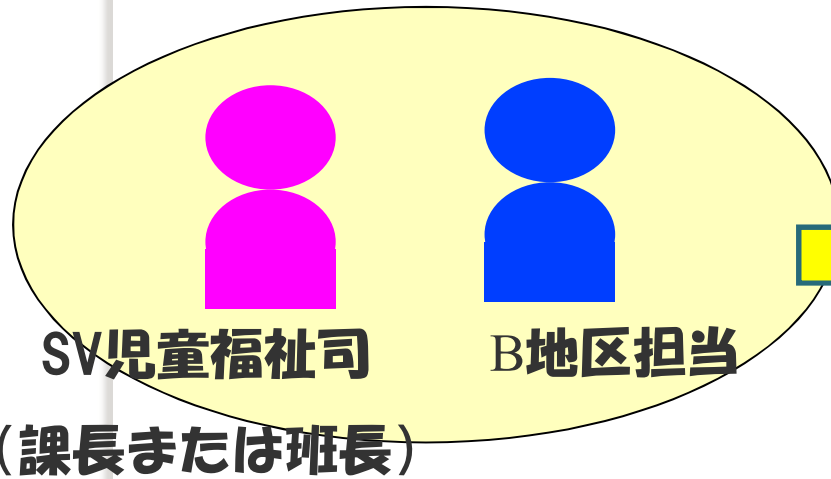
- 介入と支援の分離について
  - ・ 静岡県 の例 . . . . . 69
  - ・ 岡山県 の例 . . . . . 72
- 児相と県警、県児相管内の行動連携について
  - ・ 岐阜県 の例 . . . . . 73
- 児相と市町村の連携事例について
  - ・ 北海道 の例 . . . . . 76
- AIを活用した相談業務効率化について
  - ・ 江戸川区 の例 . . . . . 78
- 関係学会の協力により医師と連携した子ども虐待対応事例について . . . . . 80

# 賀茂児童相談所における介入と支援：原則

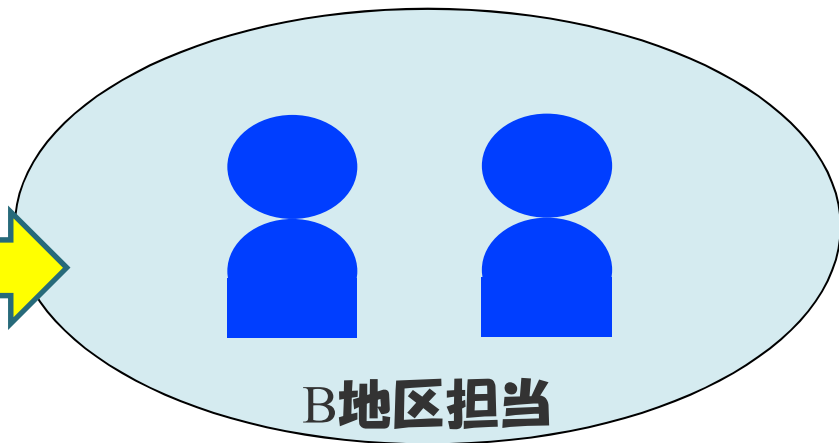
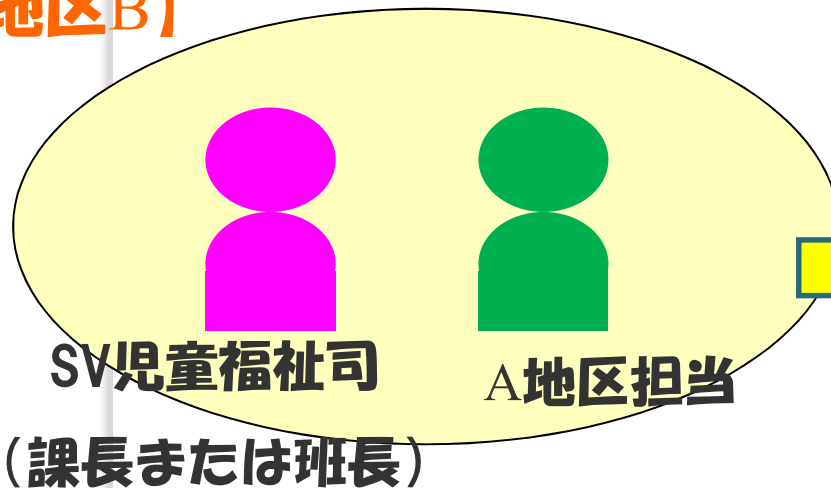
【地区A】

介入

支援



【地区B】



## 賀茂児童相談所における介入と支援：対応例

- 介入から支援まで同一児童福祉司が担当

### (パターン1)

不適切な養育が一時的なものであり、継続的な支援必要としない場合

事例：一時的に起きた夫婦喧嘩の目撃など

### (パターン2)

継続的な支援が必要とするケースで、介入時から保護者と相談関係の構築が見込める場合

事例：日頃から養育に困り感があり、相談ニーズがあった場合など

- 介入は児相、支援は市町が担当

継続的な支援が必要だが、支援の内容が養育支援など市町のサービスが適切な場合

事例：虐待の背景に子どもの発達の問題や、保護者の家事能力の問題があり、養育支援など直接的なサービスの提供が改善につながる場合など

# 賀茂児童相談所における介入と支援：課題

所内で介入と支援を分けることについて、原理原則を定めたが、実際はそのとおりに行かないことが多かった。

## 要因① 在所人数の問題

圏域が広く、施設などの資源まで距離もあることから、訪問などの通常業務に移動時間も含め3時間以上を要する場合が多い。加えて正規職員が7名であることから、事務所にいる職員数が常に少ない。

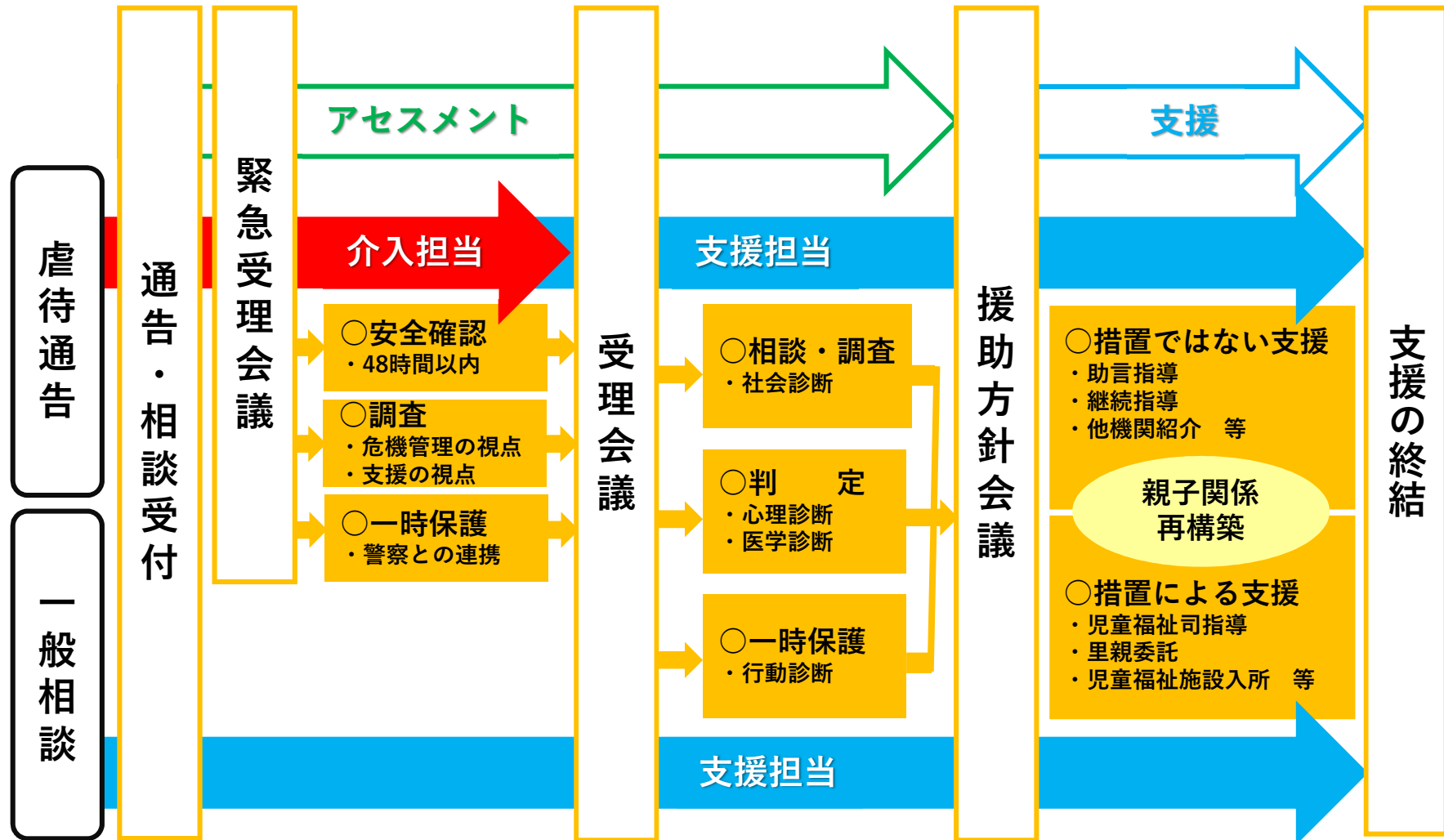
→いる職員で対応

## 要因② 職員のスキルの問題

児相の機能強化により、静岡県でも平成25年度から児童福祉司が増員になった。しかしそれに伴い児童相談所勤務が初めてという職員の割合が増えた。

→組織として機能分化するためのスキルが充分でない。

# 児童相談所における支援の流れ



- 岡山県では、2003(平成15)年度から介入と支援の担当部署を分けている。また、介入部署には保健師、現職の警察職員を配置している。
- ・工夫している点としては、危機管理を優先する「緊急受理会議」、虐待評価と支援方法を検討する「受理会議」と受理会議を2回に分けて開催していることが挙げられる。それにより、各部署が主に担うべき役割が明確になっている。
- ・介入担当は、安全確認や初期調査、一時保護を担いつつ、継続的な支援が見込まれる来所面接の際には支援担当の同席を依頼している。一方、支援担当が対応に困難を感じるケースには、介入担当に応援要請することを通じて互いの役割を補完し、協働関係を構築している。



## ＜岐阜県における試行的取組み＞

# 県児相と県警・県児相管内市の行動連携

### 一言で言うと、岐阜県で何をしたのか？

- ・県児相と県警（少年サポートセンター）の職員が、児童虐待等緊急事案対応のために県児相の管内である岐阜市（中核市）の子ども家庭総合支援拠点に駐在した。
- ・新しい組織を作ったのではなく、県児相と県警が岐阜市に駐在し、同室でそれぞれの業務を行っている形。

### 業務開始までのスケジュール

時期	動き
令和2年11月24日	岐阜県警 主催 「児童虐待事案早期対応に向けた多機関行動連携に係る研修会」 （福岡県警、福岡市（政令指定都市）、北九州市（政令指定都市）の 県警・市児相・市教委同居事例を参考に）
令和3年5月～	各機関担当者による検討会を継続的に開催
令和3年12月1～3日	福岡県視察（県児相・県警・岐阜市・市教委合同）
令和4年2月21日	「児童虐待事案等に係る連携に関する協定」締結 （県児相・県警本部・岐阜市・市教委の4機関協定）
令和4年3月31日	「こどもサポート総合センター」開所式
令和4年4月1日	業務開始

# こどもサポート総合センターの機能

## <岐阜市・市教委>

岐阜市子ども家庭総合支援拠点（エールぎふ）

家庭児童相談部門職員14名

+

岐阜市教育委員会学校安全支援課（虐待担当）

3名（巡回・随時協議に参加）

## <県児相>

岐阜県中央子ども相談センター

岐阜市担当児童福祉司5名

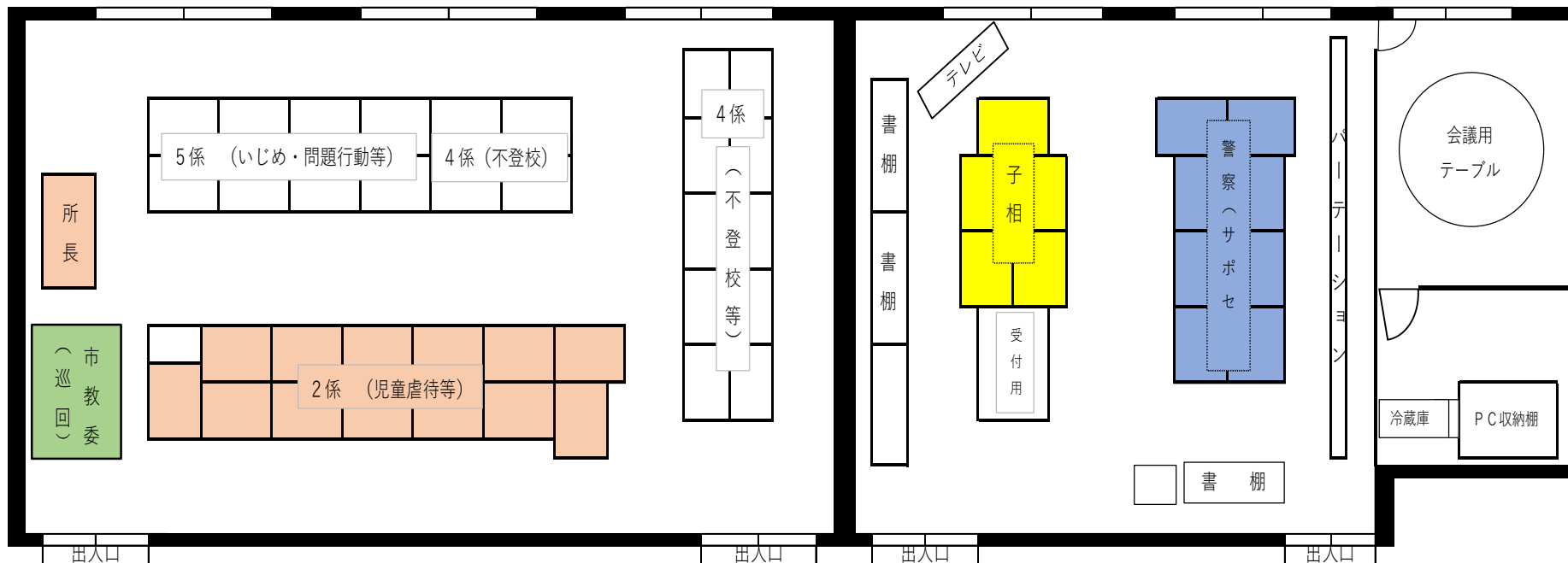
※初動対応班相当数を駐在

## <警察>

岐阜県警察本部生活安全部少年課

少年サポートセンター

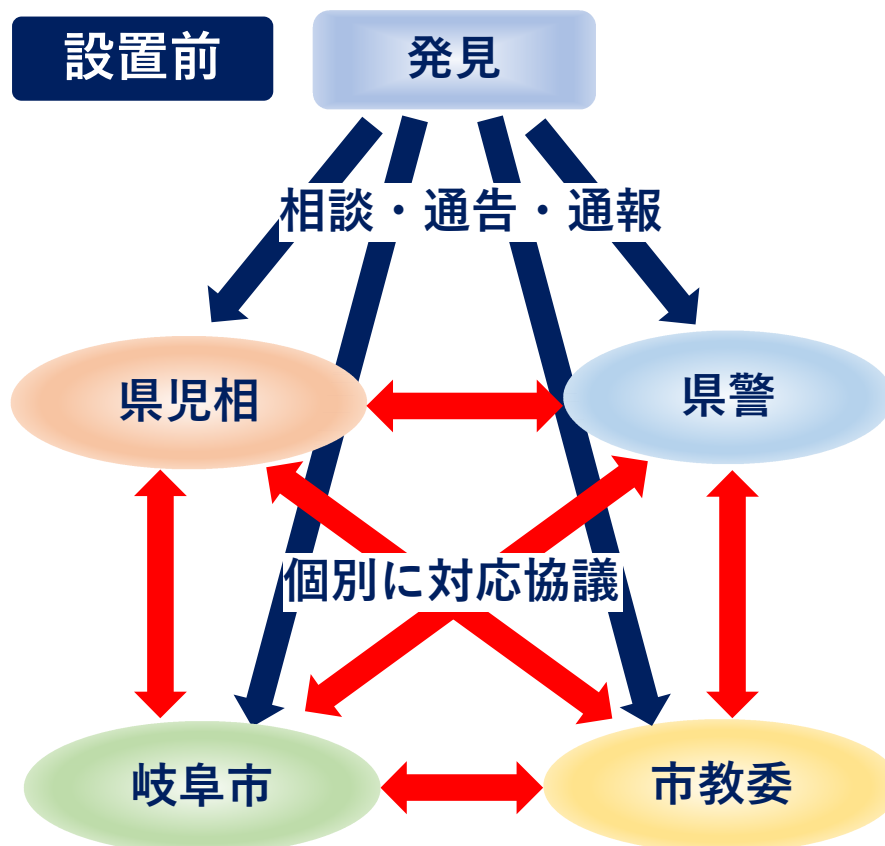
・地区担当の職員7名



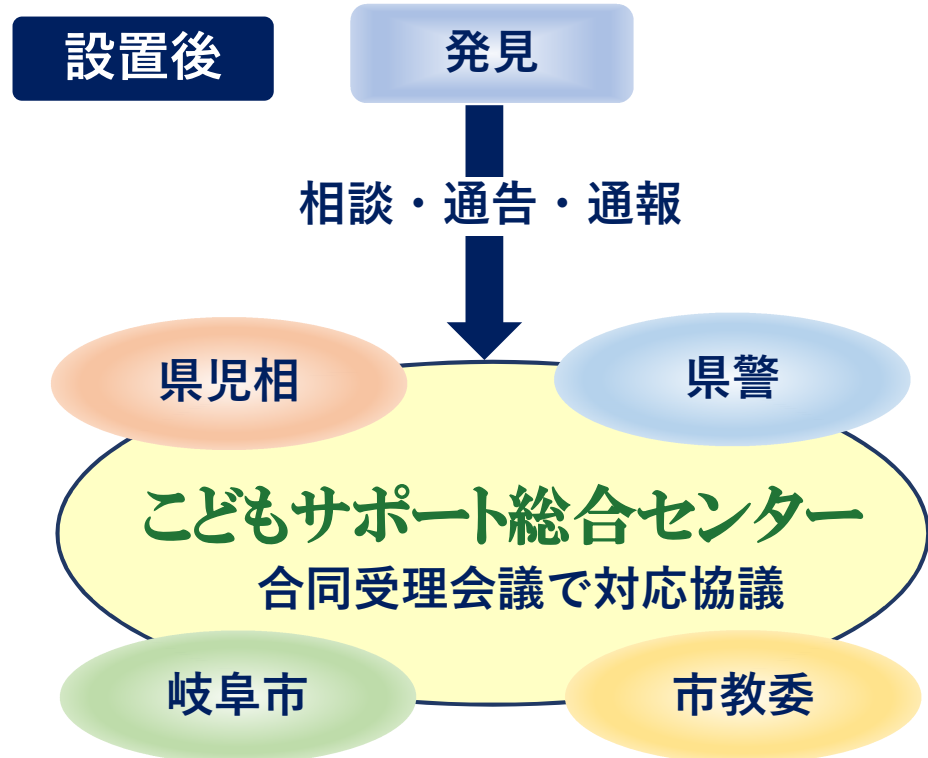
エールぎふ スタッフルーム

警察・子相 連携ルーム

# こどもサポート総合センター設置の効果



- 各機関が持つ情報が異なるため、アセスメントに違いが出る
- 各機関で個別に協議するため、調整に時間を要する場合がある



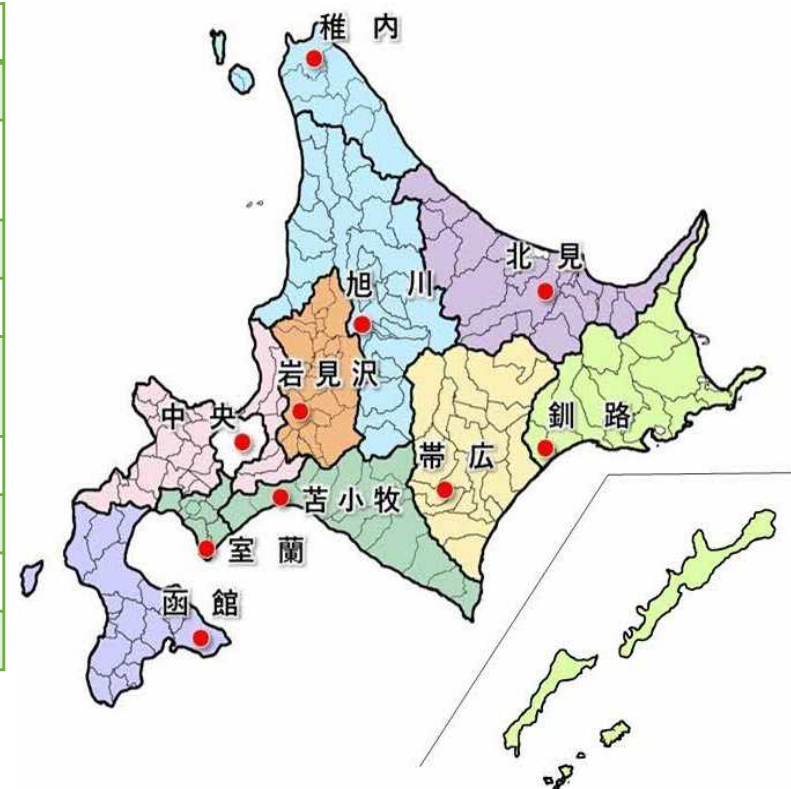
- 各機関で迅速に受理後（県児相の場合、本所とリモート会議等により迅速に緊急受理会議開催後）、直ぐに情報共有し、四者協議が可能であるため、より迅速かつ的確な対応が可能
- 立場の異なる機関が同時にリスク評価を行うことにより、重篤なケースの見過ごしを防止
- ノウハウの共有等により、県全体の県児相・警察・市町村・市町村教委の連携強化も期待

# 北海道における児童相談所と市町村・警察等との連携

- 道立8児相（2分室）では、札幌市を除く178市町村を管轄しており、それぞれの児相の管轄範囲はとても広く、市町村数も多い。特に小規模自治体が多いという特徴がある。
- 本道は広域分散型という地域特性等があり、市町村や警察等の関係機関と連携することで、地域における児童相談体制の充実や虐待通告への迅速な対応等に取り組んでいる。

## 【道立児相の状況】

児相名	管轄市町村	管轄面積	管轄人口	最大移動時間
中央	27市町村	6,724.76km <sup>2</sup>	622,225人	車：片道3時間10分（160km）
旭川	41市町村	18,690.68km <sup>2</sup>	587,143人	車：片道3時間40分（181km） 離島有り
帯広	19市町村	10,828.04km <sup>2</sup>	332,648人	車：片道2時間00分（100km）
釧路	13市 町	9,530.64km <sup>2</sup>	294,384人	車：片道3時間30分（177km）
函館	18市 町	6,567.72km <sup>2</sup>	413,767人	車：片道2時間30分（124km） 離島有り
北見	18市町村	10,690.53km <sup>2</sup>	273,362人	車：片道2時間50分（145km）
岩見沢	24市 町	5,791.61km <sup>2</sup>	281,964人	車：片道2時間00分（103km）
室蘭	18市 町	8,508.37km <sup>2</sup>	445,726人	車：片道4時間30分（224km）
合計	178市町村	77,332.35km <sup>2</sup>	3,251,219人	—



※面積はR2全国都道府県市区町村別面積調べ、人口はR2国勢調査による。  
 ※最大移動時間は児相（本所）からの時間・距離  
 ※旭川児相は稚内分室、室蘭児相は苫小牧分室をそれぞれ含む。  
 ※一時保護所は、各児相に併設している。（道内8か所設置）

## 市町村との連携

### (1) 巡回児童相談を活用した支援

- 児相から遠方地域に居住する子ども家庭等の相談に対応するため、児相職員が地域に出向き児童相談（判定等）を実施。  
< R 3（実績）～146市町村・488回（日）、R 4（予定）～158市町村・622回（日） >
- 巡回相談の窓口は市町村が担当。相談場面への市町村職員の同席、ケースカンファレンスへの参加等により、児相と市町村が情報を共有。市町村職員の相談援助技術の向上や、市町村の今後の支援方策の検討に役立てている。

### (2) 虐待対応での連携・協力

- 児相に虐待通告があった際、家庭の状況や児童の安否確認のため、市町村に必ず連絡。迅速な虐待対応に取り組んでいる。
- 児相による家庭訪問時に市町村職員の同行を依頼するなど、当該家庭と市町村との関係づくりや、市町村における支援方策の検討に役立てている。

### (3) 職員向け研修会の実施

- 児相単位で市町村職員を対象とした研修会を実施。（例：市町村職員受入研修、専門スキル向上研修等）

## 警察との連携

### (1) 虐待事案への迅速な対応

- 児相管内の各警察署が参加した連携会議の開催、虐待事案での連携した対応、一時保護児童の移送協力など、日頃から細かな情報共有と連携に取り組み、迅速な虐待対応に繋げている。

### (2) 虐待情報の全件共有・合同研修

- 虐待の早期発見・早期対応を目的に、児相に虐待通告があった全ての事案を警察と共有。また、司法面接に関する合同研修や、臨検・捜索を想定した合同訓練を実施。

## 関係機関との連携

### (1) 虐待防止のための地域ネットワーク

- 児相単位で、行政（福祉・保健・教育）、学校等、警察、医師会、弁護士会、児童福祉施設等による要対協連絡協議会を開催。児童虐待に関わる地域の関係機関とネットワークを構築し、情報共有することで、関係機関との連携強化を図っている。

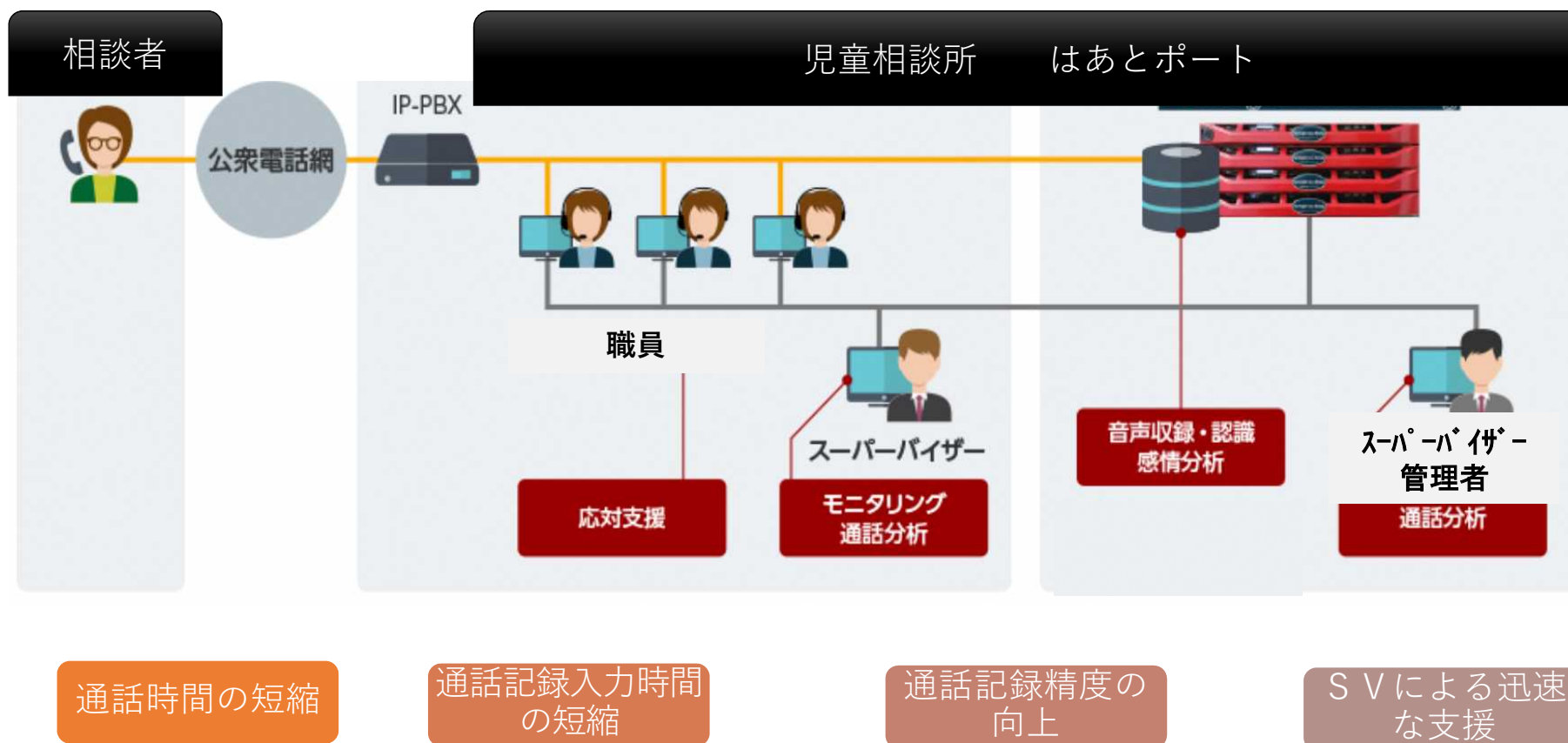
# AIを活用した相談業務の効率化



江戸川区児童相談所

## 通話音声分析・モニタリングシステム等の導入

AI技術を活用して電話の通話音声をリアルタイムでテキスト化するとともに、発話に合わせたマニュアル等を即時に参照できるシステムを導入。通話内容の書き起こしや自動要約機能の活用により通話記録にかかる職員の業務負担の軽減を図るとともに、リアルタイムでの発話内容確認により、スーパーバイザーによる即時支援体制の強化を図ります。





## 情報提供

令和3年9月3日

# “虐待の早期発見・対応につなげるため、AIを活用した業務の効率化を推進” 通話音声分析・モニタリングシステムの運用を 区児童相談所で試行的に開始

昨年4月に開設した江戸川区児童相談所「はあとポート」(中央3)では、AIを活用した業務の効率化を推進しようと、通話内容をリアルタイムでテキストにする「通話音声分析・モニタリングシステム」の運用を1日(水)から試行的に開始しました。



区児童相談所が昨年度、受け付けた相談件数は5,216件。そのうち、虐待に関するものは2,042件で、ネグレクト、身体的又は性的虐待のほか、心理的虐待が最も多く、半数以上を占めています。また本年4月から8月までに受けた相談件数は1,988件で、昨年同時期と比較して減少傾向にあります。コロナ禍において、子どもたちを取り巻く環境は厳しくなっていることが予想できます。本区では開設にあたって、他の自治体の児童相談所に区職員を派遣して、専門性

の高い人材を育成するとともに、職務経験を有する専門職の採用を進め、令和3年4月1日現在、児童福祉司46名(スーパーバイザー5名を含む)、児童心理司20名(うちスーパーバイザー2名を含む)、保健師1名の体制で相談対応にあたっています。一方で、職員間で経験や知識などに幅が生じている課題があり、情報共有やノウハウの継承を図る仕組みづくりが求められてきました。

今回試行的な運用を開始した「通話音声分析・モニタリングシステム」は、通話音声をリアルタイムにテキスト化することにより、通話者以外の者も即座に内容を共有できる仕組み。音声マイニングと呼ばれるツールを活用したもので、蓄積されたデータからAIが分析して、通話の発語を文脈に適した単語へと変換していきます。特に通話内容に応じて、子育て関連施設の一覧など、参照すべきマニュアル等を通話者の画面上に示すことができる点が特徴。また、「虐待」や「警察」など一定のキーワードが検出されると、モニタリング画面上にアラートが表示され、同時進行でスーパーバイザーが通話内容を把握できる体制を構築しています。正確な情報をもとに、相談者を的確に案内するとともに、緊急時には即座に組織的な対応へ移行することができます。さらに通話終了後には、自動で通話内容の要約が作成完了。書類作成などの業務が効率化され、その分を児童や保護者への対応に注力することが可能となります。児童相談所では現在、同システムが搭載されたテスト機器10台を配置。通話内容やマニュアルなどのデータを蓄積してシステムの精度を高めるとともに、スーパーバイザーとの円滑な連携ができるよう、試行的な運用を積み重ねています。なお、来年1月の本格稼働の時には、通話対応にあたる全職員の約100台の機器を配置することとしています。

区子ども家庭部援助課の上坂(こうさか)かおり課長は、「虐待の早期発見・対応につなげ重篤化を防ぐためには、職員一人ひとりが児童やその保護者と対面できる時間を確保することが必要です。今後もAIを活用した業務の効率化を推進して、区民から信頼されるサービスを提供していきたい」と話しています。

## <事例1>

### ①事例の概要

- ・病院から0歳7ヶ月児(男児)に関する身体的虐待(疑)事例として児童相談所に通告があった。
- ・頭蓋内(硬膜下)血腫、眼底出血、脳浮腫及び骨幹端骨折の所見が認められ、揺さぶられ症候群(SBS)が疑われたが、親は受傷機転として「覚えがない」「分からない」と説明していた。
- ・家族構成は本児、実父、実母、兄の4人世帯。

### ②学会に協力依頼するに至った理由

- ・本県においては、重大事例かつ保護者の受傷機転の説明に疑わしい点がある場合は、医師にセカンドオピニオンを得ることとしているが、都度鑑定先を探しており、協定締結等により継続的に助言を求められる医師を確保していなかった。
- ・本県において実施している医学診断研修会において、講師である法医学会が乳幼児頭部外傷事案等の通告に対する受傷機序等に関する医学的な助言(セカンドオピニオンを含む)が可能であることを案内していた。
- ・本県の児童相談所において、過去、同様の頭部外傷事案や骨折事案についてセカンドオピニオンを依頼した実績があり、依頼するにあたっての謝金等の相談ができていた。
- ・「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について(令和4年3月31日付け子家発0331第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)」を参考にした。

### ③学会への相談から医師紹介までに要した期間

相談後、当日中に速やかに紹介を受けた。

### ④学会から紹介された医師による協力内容等

- ・既存の病院での検査データ等について医師に説明し、医師より送付するよう指示を受けた血液検査やCTやレントゲンなどの画像データ等を郵送した。
- ・検査結果等を踏まえ、医師より「通常の養育手技により起こる可能性の低い所見である」との意見を得た。

### ⑤医師との連携による結果

- ・現在、医師に当該事案に対する意見書の作成を依頼しているところ。
- ・当該事案に関し、退院後の親子分離や安全確保の必要性等を児童相談所として判断することとしており、その際、医師の意見書をセカンドオピニオンとして活用することを想定している。

## ＜事例2＞

### ①事例の概要

- ・生後10か月の乳児が医療機関に救急受診。左腕、左耳、首、背中から腰に掛けて二度の熱傷で現在入院中であるとの医療機関からの通告があった。
- ・家族構成は、本児、実父、実母、姉の4人世帯。本児はつかまり立ちができる。
- ・実母は、「実父がポットで湯を沸かしたまま長女と外出し、実母は別の部屋で家事をしていた。本児が急に泣き出したので実母が駆けつけると、ポットのお湯を被ったのか本児の衣服が濡れていた」と説明した。

### ②学会に協力依頼するに至った理由

- ・火傷の箇所や実母の説明及び主治医の所見を踏まえた上で、その他疑われることはないかの判断を要した。
- ・本県においては、虐待での一時保護の場合は、近隣の総合病院の小児科に受診し、事案発生直後の段階での医師の診断及びその所見を求めている。また、平成28年に「虐待ケース法医学的診断実施要領(対象、謝金、依頼時の必要書類等の取り決め)」を策定し、児童相談所が重度の身体的虐待と判断した案件について依頼をしている。
- ・医師には、対面診断または書類・写真等の資料による、事案発生直後の段階での診断及びその所見をお願いしている。
- ・「虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について(令和4年3月31日付け子家発0331第5号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)」を参考にした。

### ③学会への相談から医師紹介までに要した期間

相談後、当日中に速やかに相談対応及び診断結果を得た。

### ④学会から紹介された医師による協力内容等

- ・本事例については、受傷後数日経過していたことから、救急搬送時に撮影された既存の写真及び診察時の実母の証言データ等により診断結果を得た。
- ・診断結果としては、「母親からの証言に大きく矛盾することはない」とされ、育児環境として本児の手の届くところにポットが置かれていることが不適切であることについての指導が必要との助言を受けた。

### ⑤医師との連携による結果

- ・医師の診断をもとに訪問調査による生活環境調査を行い、育児環境の改善や育児指導及び各関係機関との情報共有による一貫した保護者指導を実施している。



【通知】

虐待による乳幼児頭部外傷事案の診断等に協力可能な医師の確保に向けた取組の積極的な活用について  
(子家発0331第5号) 令和4年3月31日発出

概要

- 子ども虐待事案において、乳幼児頭部外傷は重篤な場合は死に至ることがあるとともに重大な後遺障害を起し得る。
- 児童相談所が受傷機転に応じた再発防止策を検討するにあたり、虐待による乳幼児頭部外傷事案の場合は医師による意見が重要であるが、「地域にセカンドオピニオン先がない、または少ない」ことが課題の一つとして指摘されている。
- 令和4年度より、児童相談所が虐待による乳幼児頭部外傷事案(疑いを含む。)の通告を受けて、受傷機転等に関し医学的な助言やセカンドオピニオン等の意見を得ることを求める場合や、そのような事案の対応に向けて事前に医師との関係構築を希望する場合、関係学会において近隣等の医師を児童相談所に紹介する取組を開始した。

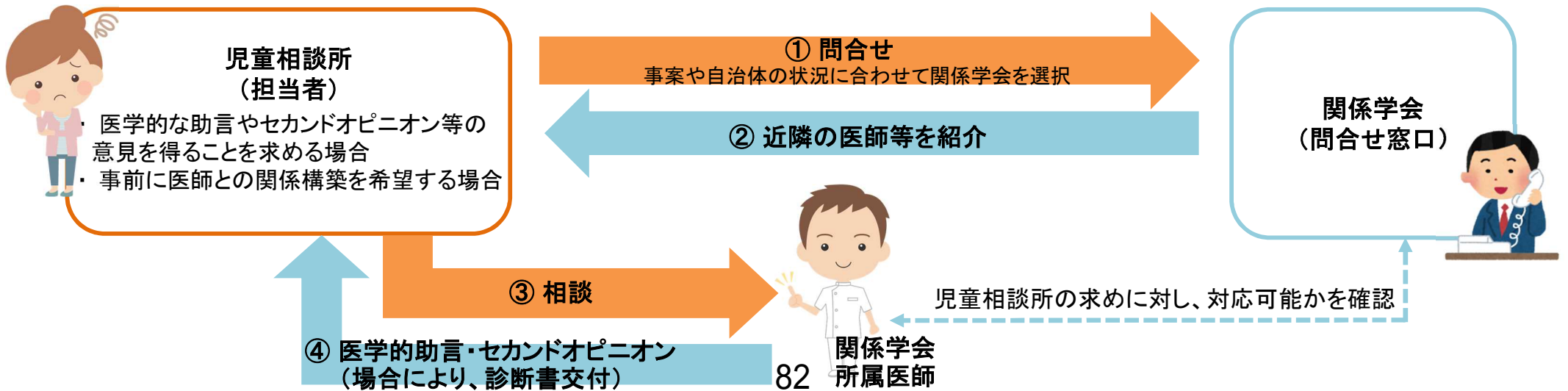
本取組を実施する関係学会

(五十音順)

- ・一般社団法人日本子ども虐待医学会
- ・公益財団法人日本眼科学会
- ・公益社団法人日本小児科学会
- ・一般社団法人日本脳神経外科学会
- ・公益社団法人日本医学放射線学会
- ・特定非営利活動法人日本法医学会
- ・日本法医病理学会

※関係学会における対応可能な症例、特記事項については、本通知の別添を参照。

※本取組において協力を得た医師や医療機関に対する報酬等には、児童虐待防止対策支援事業の医療的機能強化事業を活用可能。



# 令和5年度予算概算要求の概要 (児童虐待防止対策及び社会的養育関係)

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課・虐待防止対策推進室

## 【令和5年度概算要求】

1,741億円(※)

(※) こども家庭庁予算として要求

## 【令和4年度予算】

(1,634億円)

### 【主な要求内容】

- 児童虐待防止対策の推進のため、児童相談所の児童福祉司等の採用活動に係る支援について、中途採用を促進するため、転職サイトへの登録費用を支援するとともに、若手職員を指導するOB・OG職員をフルタイムでの配置を図ること等により、児童相談所の体制強化を図る。  
また、未就園児等の家庭への訪問支援等を行う事業を拡充し、各種申請手続のサポートなど、「伴走支援」を行う場合の支援を行う。
- 社会的養育の充実を図るため、里親の開拓や研修、子どもと里親のマッチング等の里親支援に包括的に取り組もうとするフォスタリング機関を支援するほか、児童養護施設退所者等への自立支援について、対象者の年齢の要件を緩和し、22歳の年度末以降の支援についても補助対象に追加する。
- ヤングケアラーへの支援を強化するため、ヤングケアラーの実態調査及び関係機関職員の研修等に対する支援の強化や、外国語対応が必要な家庭への通訳の派遣の実施、市町村の体制強化を推進する。

### 【主な内訳】

◇ 児童虐待防止対策等総合支援事業	276億円 ( 202億円) ※1
◇ 児童入所施設措置費等	1,362億円 ( 1,360億円)
◇ 次世代育成支援対策施設整備交付金	95億円 ( 63億円) ※2

※1 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業費補助金」のうち、婦人保護事業分を除いた額に、「地域生活支援事業費等補助金」のうち、障害児支援に関する事業分を加えた額となっている。

※2 令和4年度予算の額(括弧内の額)は、「次世代育成支援対策施設整備交付金」のうち、婦人保護施設分を除いた額に、「社会福祉施設等施設整備費補助金」のうち、障害児施設分を加えた額となっている。

# 目次

## 1. 児童虐待防止対策関係

児童相談所の体制強化	4
児童福祉司等の採用活動等への支援	5
児童の安全確保等のための体制強化事業	6
児童虐待防止対策研修事業	7
保護者指導・カウンセリング強化事業	8
被害事実確認面接支援事業	9
児童相談所等におけるICT化推進事業	10
子どもの権利擁護に係る実証モデル事業	11
未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業	12

## 2. 社会的養育関係

里親養育包括支援（フォスタリング）事業	14
児童養護施設等高機能化・多機能化モデル（仮称）	15
乳児院等多機能化推進事業	16
社会的養護自立支援事業等	17
児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業（仮称）	18
児童家庭支援センター運営等事業	19
養子縁組民間あっせん機関助成事業	20
里親養育包括支援（フォスタリング）機関人材育成事業（仮称）	21

## 3. ヤングケアラー支援関係

ヤングケアラー実態調査・研修推進事業	23
ヤングケアラー支援体制構築モデル事業	24
市町村相談体制整備事業	25



# **1. 児童虐待防止対策関係**

---

# 児童相談所の体制強化【拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
令和4年度予算：202億円の内数  
→ 令和5年度概算要求：276億円の内数

## ① 相談機能の更なる充実 <<児童相談所体制整備事業の拡充>>

- OB・OGの積極的な活用を図ることで児童相談所の若手職員に対する指導等を実施し、児童福祉司等の専門性向上を図るため、スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業において、OB・OGを雇った場合の単価を創設する。
- 児童相談所における外国籍の家庭等の相談への対応の強化のため、通訳業務の委託を実施するための費用に関する補助を創設する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】（①～④：児童相談所1か所当たり、⑤⑥：都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり）

- ① スーパーバイズ・権利擁護機能強化事業 511千円 **OB・OGを配置した場合 1名 3,420千円（上限3名）**
- ② 市町村との連携強化事業 4,212千円 ③ 24時間・365日体制強化事業 最大16,178千円
- ④ 医療連携コーディネーター事業 4,436千円
- ⑤ SNS等相談事業 39,803千円 DV相談も併せて行う場合 30,103千円を加算
- ⑥ 通訳機能強化事業 15,384千円**

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

## ② 児童相談所の設置促進 <<児童相談所設置促進事業の拡充>>

- 令和元年改正児童福祉法を受けた児童福祉法施行令の改正により、児童相談所の管轄区域内の人口を「おおむね50万人以下（20万人から100万人までの範囲が目安）」とすべき旨が規定されたが、管轄区域内の人口が100万人を超えている児童相談所が一定数あるため、現在、児童相談所を設置していない中核市、施行時特例市、特別区のみが補助対象となっている児童相談所の設置に向けた事務手続等を行う非常勤職員を配置する場合の補助対象を拡充する。

【実施主体】都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区

【補助基準額】

- ① 設置準備対応職員を配置する場合 **都道府県、指定都市、児童相談所設置市、**中核市、施行時特例市、特別区  
1か所当たり 2,172千円
- ② 研修等代替職員を配置する場合 中核市、施行時特例市、特別区1か所当たり 10,259千円
- ③ 都道府県等代替職員を配置する場合 都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり 6,839千円

【補助率】国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市、施行時特例市、特別区：1/2

# 児童福祉司等の採用活動等への支援【新規・拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 目的

- 児童相談所の児童福祉司等の増員を図ってきたが、児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数は依然として高い傾向が見られるほか、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査を導入することとしており、児童相談所において計画的・段階的に弁護士等の法的対応に係る人材を採用する必要があることから、児童福祉司や弁護士等の採用活動を支援するため、児童福祉司等専門職採用活動支援事業に中途採用に対する採用活動の加算及び弁護士の採用活動の加算を設ける。

## 2. 事業内容

- 都道府県等が、児童相談所等に児童福祉司等の専門職の採用活動を行う者を配置することや、民間委託により、学生向けセミナー、インターンシップ、採用サイト（転職サイト含む）、合同説明会ブースなどの企画や、採用予定者に対する研修などの専門職確保のための採用活動等を行うための費用の一部を補助する。

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、児童相談所を設置する計画を有する市（特別区、一部事務組合含む）

【補助基準額】 1か所（実施主体）当たり 4,182千円

※ 採用活動にあたり、転職サイトの掲載等の中途採用に関する採用活動を行う場合は、1,100千円を加算  
児童福祉司以外（弁護士除く）の専門職採用活動を行う場合は、3,528千円を加算  
弁護士の採用活動を行う場合は、4,182千円を加算

【補助率】 国：1/2、自治体（実施主体）：1/2

## 4. その他【新規】

- 全国社会福祉協議会（中央福祉学院ロフォス湘南）が実施する児童福祉司の資格認定通信教育に対して引き続き補助を行う。（これまでは民間社会福祉事業助成費補助金として補助してきたが、令和5年度より児童福祉事業対策費等補助金として執行）

【補助基準額】 2,070千円 【補助率】 定額

※ このほか、令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月から導入することとなった新たな子ども家庭福祉に関する資格の認定等を行う団体において令和5年度から準備行為を行うための体制整備を推進。

# 児童の安全確認等のための体制強化事業【拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 課題

近年の児童相談所における児童虐待相談対応件数の急増に伴い、児童相談所の業務負担の軽減は喫緊の課題である。これまで児童福祉司の増員を図ってきたところであるが、児童福祉司1人当たりの児童虐待相談対応件数は依然として高い傾向が見られる。また、近年、児童福祉司を大幅に増員してきたことから、経験の浅い児童福祉司が増加し、S V等によるO J Tも重要になっている。

※ 児童相談所の児童虐待相談対応件数	平成27年度 103,286件	→	令和2年度 205,044件（5年間で約2倍）
児童福祉司1名当たりの児童虐待相談対応件数	平成27年度 約35.2件	→	令和2年度 約45.0件（5年間で約10件増加）
児童福祉司全体における勤務年数3年未満の割合	平成27年度 約41%	→	令和2年度 約51%（5年間で約10%増加）

## 入所措置児童等の移送等に係る人員の確保 <拡充>

- 県外等の遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員の雇上費用を創設することにより、従来、児童福祉司が複数人で対応していた対応の負担軽減を図る。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村

### 【補助基準額】

- ① 児童相談所1か所当たり 25,200千円  
(警察官OBを配置し、警察との連携強化を図る取組を行わない場合20,160千円、**遠方の施設への入所措置等の際の移送等に係る非常勤職員を雇う場合5,040千円を加算**)
- ② 市町村1か所当たり 15,120千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

# 児童虐待防止対策研修事業【拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 目的

- 全国の児童相談所における虐待相談対応は警察からの通告によるものが5割を占めており、また、2ヶ月超えの一時保護等の家庭裁判所の審判も増えている。さらに、令和4年改正児童福祉法により、一時保護開始時の司法審査も導入することから警察、家庭裁判所等との連携を強化することが重要であり、児童相談所及び市町村職員専門性強化事業に裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修や勉強会等を実施した場合の加算を創設する。

## 2. 事業内容

- 児童相談所・市町村の児童虐待の早期対応・早期発見、対応職員の専門性の強化を図るため、児童福祉法に規定された研修等を実施する。
  - ①児童福祉司任用前講習会等、②児童福祉司任用後研修、③児童福祉司スーパーバイザー研修、④要保護児童対策調整機関調整担当者研修、⑤児童相談所長研修、⑥虐待対応関係機関専門性強化事業、⑦児童相談所及び市町村職員専門性強化事業、⑧医療機関従事者研修、⑨研修専任コーディネーターの配置

## 3. 実施主体等

### 【実施主体】

- ①～⑤、⑨：都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ⑥・⑦：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村
- ⑧：都道府県、指定都市、児童相談所設置市、中核市（児童相談所設置市除く）

### 【補助基準額】（1都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村当たり）

- ① 児童福祉司任用前講習3,129千円、厚生労働大臣が定める講習会695千円 ② 3,129千円
- ③ 2,320千円（委託の場合213千円） ④ 3,036千円 ⑤ 2,320千円（委託の場合107千円）
- ⑥ 主任児童委員や保育所職員等への研修307千円、研修参加促進307千円、医師等の専門家への研修及びマニュアル等の作成221千円、未成年後見人制度研修196千円
- ⑦ 1,668千円（一時保護所職員向けの研修を実施する場合1,668千円を加算、**裁判官、警察官、家庭裁判所調査官、検察官等を参加可能な研修等を実施する場合1,668千円を加算**）
- ⑧ 1,851千円 ⑨ 5,040千円

【補助率】 国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市、市町村：1/2



# 保護者指導・カウンセリング強化事業【拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 目的

- 令和4年改正児童福祉法により、令和6年4月より親子再統合支援事業が法定事業化されることとなった。親子再統合支援事業では、保護者支援プログラムの実施等により親子関係の再構築を図るものであるが、各自治体において保護者支援プログラム等の実施に係る民間団体の育成等の体制構築を令和6年4月の施行までに構築する必要がある。そのため、保護者指導・カウンセリング強化事業に民間団体の育成に係る経費の補助を創設する。

## 2. 事業内容

- 親子関係の再構築のため、児童福祉司、児童心理司等による指導に加え、精神科等の医師や臨床心理士等の協力を得て、虐待を受けた子どもや保護者等の家族に対して心理的側面等からのケアを行う。また、民間団体が開催する研修会等を活用することにより、保護者指導やカウンセリングに従事する職員の資質の向上を図る。さらに、保護者支援プログラム等を実施できる民間団体の育成を行うことで、親子関係の再構築に係る体制を強化する。

①保護者指導支援員の配置、②保護者指導支援カウンセリング事業、③児童相談所等職員の保護者指導支援プログラム資格取得支援事業、④保護者支援・カウンセリング民間団体育成事業

※ ④については、民間団体へのアドバイザーの派遣、先駆的な取組を実施している民間団体での研修、その他民間団体の育成に資する取組を実施

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額】 (①～③児童相談所1か所当たり、④都道府県、指定都市、児童相談所設置市1か所当たり)

①3,528千円 ②11,707千円 ③300千円 ④1,253千円

【補助率】

国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2



# 被害事実確認面接支援事業【新規】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 目的

- 性的虐待等を受けた子どもに対して、何度も同じ内容を聞くことは子どもにとって心理的負担が大きいことや聞き取る話の信用性確保の問題から1人の面接者が1回の面接によって聴取するという手法をとることが望ましい。
- 刑事事件として立件が想定される重篤な虐待事例などについては、検察や警察といった捜査関係者も子どもへの聴取を行うことになるが、その際も、子どもの心理的負担の軽減等のため、児童相談所、検察、警察が連携し、代表となる機関の職員が聴取を行う協同面接（いわゆる司法面接）が行われる。これらは、子どもにとって重要であるものの、代表者には、一定の講習等の受講が必要となる高度な技術が要求されることから、児童相談所における代表者の育成等の負担も大きい。そのため、協同面接を含めた被害事実確認面接等を進めるために、民間団体への委託に係る費用の補助を創設する。

## 2. 事業内容

- 児童相談所において協同面接を含む被害事実確認面接を実施するため、
  - ・面接実施に係る打ち合わせ
  - ・専門の訓練を受けた面接者の派遣
  - ・面接の記録・録音
  - ・面接の逐語録作成等の業務を実施する民間団体への委託に係る費用を補助する。

## 3. 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

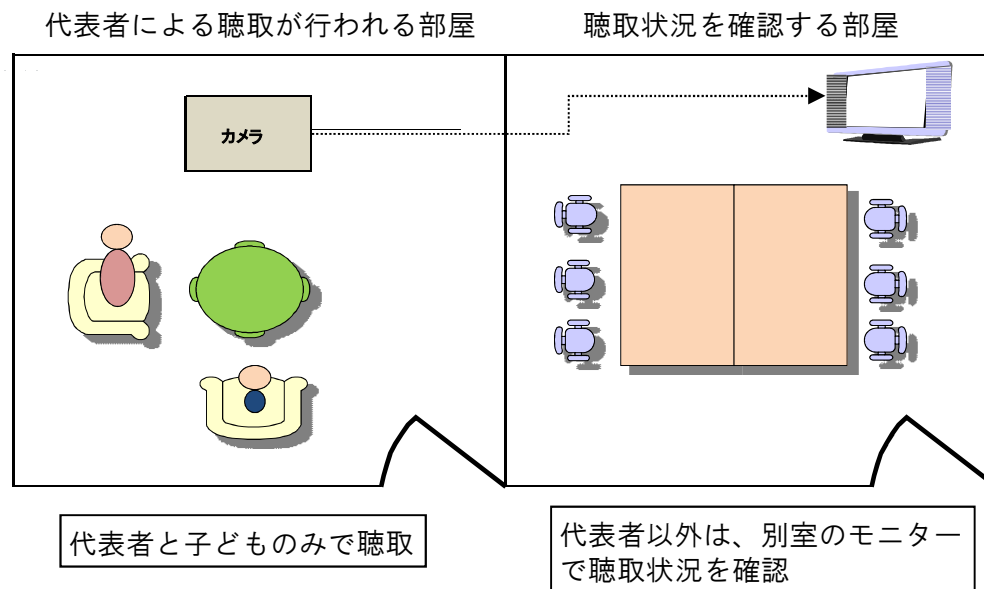
【補助基準額】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市  
1か所当たり 2,102千円

【補助率】

国：1/2

都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

### 【代表者による聴取のイメージ】



# 児童相談所等におけるICT化推進事業【新規】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 事業内容

- i 児童相談所等におけるICT化推進事業  
児童相談所等（※）における①相談対応や状況確認を行う際のビデオ通話の活用、②関係機関との連絡調整等を行う際のテレビ会議の活用、③安全確認等を行う外出先でのタブレットの活用、④通信環境の整備等を進めるため、児童相談所等のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。  
（※）児童相談所、児童相談所一時保護所、市区町村、児童家庭支援センター、児童養護施設退所者等からの相談や支援等を行う民間団体等
- ii 児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業  
児童養護施設等（※）の職員の業務において負担となっている書類作成等の業務等について、タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設のICT化の推進に資する機器等の整備に要する費用を補助する。  
（※）児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム
- iii 電話対応における文字起こしシステムの導入に係る補助  
電話対応の文字起こしにより、リアルタイムで上司等が会話を確認できるシステムを導入する際の補助を行い、電話対応の記録の省力化を図る。

## 2. 実施主体

- i・ii 都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市・市及び福祉事務所設置町村・市町村
- iii 都道府県・指定都市・児童相談所設置市

## 3. 補助基準額・補助率

- （補助基準額） i・ii 1か所当たり：100万円、iii 児童相談所1か所あたり 67,186千円  
（補助率） i 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市、市町村：1/2）  
ii 国：1/2（都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/4、事業者：1/4）  
国：1/2（都道府県：1/8、市及び福祉事務所設置町村：1/8、事業者：1/4）  
iii 国：1/2（都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2）

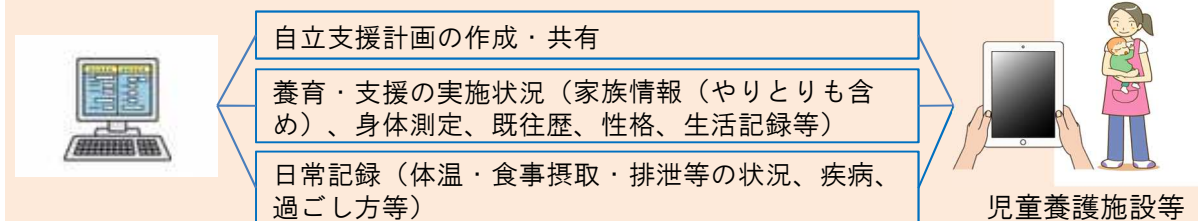
### 【児童相談所等におけるICT化推進事業】

・ビデオ通話を活用した相談対応や、関係機関とのオンライン会議による連絡・調整など、児童相談所等におけるICT化を推進する。



### 【児童養護施設等における業務負担軽減等のためのICT化推進事業】

・タブレット端末の活用による子どもの情報の共有化やペーパーレス化等、施設におけるICT化を推進する。



# 子どもの権利擁護に係る実証モデル事業【拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業として実施する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

## 【拡充内容】

今後施行される予定の意見聴取等措置の義務化により、児童相談所設置市に限らず、福祉事務所設置市町村などでも意見表明等支援について体制整備を進めていく必要があることから、対象を一般市町村まで拡充する。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市、**市町村<拡充>**

【補助基準額案】 1自治体当たり：10,000千円

【補助率】 定額（国：10/10相当）

## <取組の一例>

子ども

訴え・通報



(例)

- ・児童相談所に保護を求めたが、手続きを進めてくれない。
- ・一時保護中に、指導員の不適切な言動があった。

○子どもの権利擁護電話相談

子どもからの相談に対して相談内容に応じたアドバイスを実施。必要に応じて権利擁護専門員による面接相談に引き継ぎ。



○子どもの権利擁護専門員による子どもとの面接

権利侵害の事実の調査、助言・調整の実施



他機関紹介 ↓

協力 ↑ ↓

事例の協議、対応結果報告

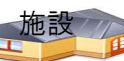
関係機関（児童相談所、福祉事務所、児童委員等）

調査

助言・調整

必要に応じ、事案の付議

行政



家庭

児童福祉審議会

全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、多様な仕組みのモデル的な実施を支援  
 ※本モデル事業では自治体に報告書の提出を求めており、市町村も含めた多くの事例の報告書を横展開する事により都道府県での事業実施にもつなげる。また、都道府県と市町村との連携を促し、都道府県の実施も促進できる効果を期待。

# 未就園児等全戸訪問・アウトリーチ支援事業【拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 事業の目的

○「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」に基づき、地域とつながりのない未就園（保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園等をしていない）のこどもを対象として家庭を訪問する取組を実施しており、児童虐待の早期発見・早期対応を推進するため、継続的に訪問する取組を支援する。

○こども家庭庁の創設により、未就園児も含めた小学校修了前の全てのこどもの育ちを保障する取組を強化するため、訪問により把握した 児童・家庭に対し、地域のNPOや児童委員、子育て支援員等の民間関係者・団体を活用しながら、児童・家庭の困りごとを把握し、申請手続等の支援（伴走型支援）も含め円滑かつ確実に支援・サービスに結びつけていくための自治体の取組を支援する。【追加】

## 2. 事業内容

**実施主体 市区町村 負担割合 国：2／3【拡充】、市区町村：1／3**

### （1）訪問支援

訪問対象家庭を訪問し、乳幼児健診未受診者、未就園、不就学等の子どもの状況を確認する取組に必要な経費を補助

[補助基準額] a.訪問費用 訪問1回当たり 6,000円 × 訪問回数 ※訪問は委託することも可能  
b.事務職員雇上費 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

### （2）伴走支援【追加】

他の支援施策につなぐための支援や、各種申請手続のサポートを含む伴走型支援等を行う民間関係者・団体の人件費、交通費等（要支援者の交通費を含む。）を補助（自己評価・分析も実施） ※（1）（2）については、いずれか一方のみの利用も可。

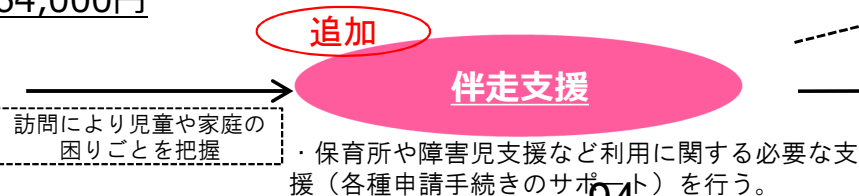
[補助基準額] a.伴走支援（訪問支援・手続等）に係る費用 1回当たり 6,000円 × 訪問回数  
b.事務職員雇上費（通訳等に係る職員含む） 1日当たり 7,440円 × 事務職員数 ※複数名の雇上も可能

### （3）訪問・事務運営委託費

訪問、事務運営に係る業務を民間団体へ委託する場合の委託費補助

[補助基準額] 年額 564,000円

未就園児等全戸訪問実施



## **2. 社会的養育関係**

---



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1 事業の目的

- 里親のリクルート及びアセスメント、登録前・登録後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親家庭のマッチング、里親養育への支援（未委託期間中及び委託解除後のフォローを含む。）に至るまでの一貫した里親養育支援及び養子縁組に関する相談・支援を総合的に実施する事業に要する経費を補助する。

## 2 事業の概要・スキーム

<里親養育包括支援促進事業（仮称）（新規）>

### （1）フォスタリング機関（総合型（仮称））への包括的なメニューの創設

- ・里親支援に当たり、①里親の開拓、②研修等による育成、③子どもと里親のマッチング、④委託後の支援をすべて実施するフォスタリング機関に対する包括的な補助メニューを創設するとともに、自治体やフォスタリング機関の実態に応じた柔軟な事業の実施と予算配分（※）を可能とする。

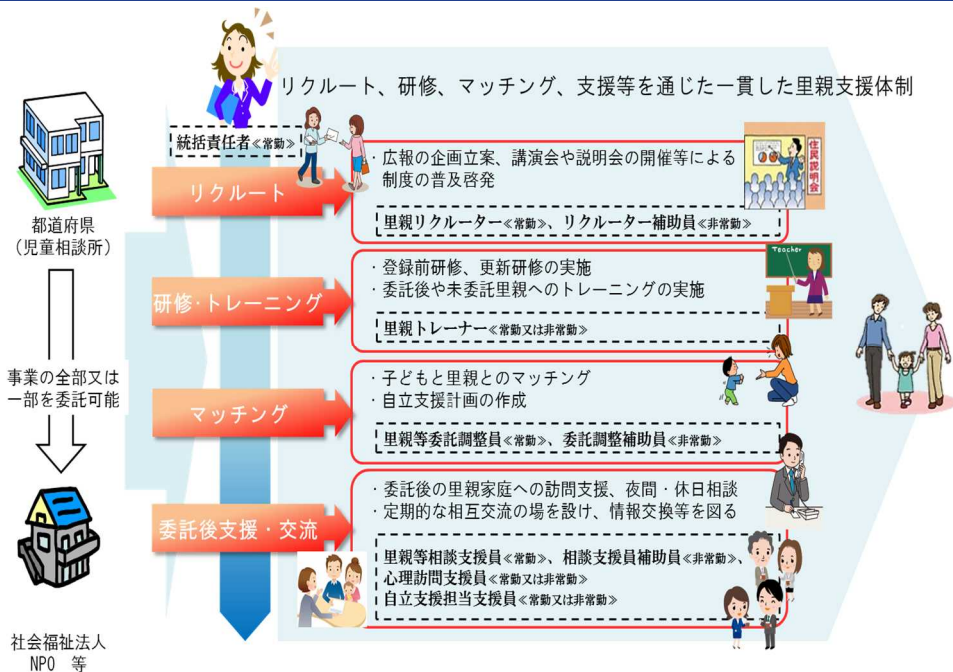
→ 1か所当たり：28,551千円

（※）上記①～④の事業間の入り繰りを可能とする。

### （2）開設準備経費への補助の創設

- ・フォスタリング機関（総合型（仮称））を開設する場合、開設準備経費（準備期間の人件費のほか、備品（机、椅子、パソコン）や、外部から助言（コンサルタント）を受けるために必要な費用その他の必要な経費）を補助する。

→ 1か所当たり：8,000千円



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（設置予定市区を含む。）

【補助率】 国：1/2（又は2/3）、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2（又は1/3）

※里親等委託推進提案型事業、里親養育包括支援促進事業（仮称） 定額（国：10/10相当）



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1 事業の目的

平成28年児童福祉法改正により、児童養護施設等における「高機能化」及び「多機能化」の取組を進めているところであるが、令和3年度社会的養育専門委員会報告書における指摘を踏まえて、その取組を更に強力に推進するため、**先駆的な取組をモデル的に支援し、効果的な取組事例の横展開を図る。**

**あわせて、児童福祉法改正にて親子関係形成支援事業等の地域の家庭を支援するための取組が新設されること、新設事業を含めた地域の家庭や里親等を支援する担い手として、児童養護施設等の多様な取組の実践を支援する。**

（※）令和3年度社会的養育専門委員会報告書（抄）

- 施設は地域の社会的養護の中核拠点として活動していくことが期待される。そうした観点から、多くの機能を果たし、多くの支援の資源を地域に提供することができるよう、
    - ・ 市区町村により展開される、家庭・養育環境を支援する事業
    - ・ 社会的養育を推進する事業（親子再統合支援、支援を必要とする妊産婦支援等）
 を施設が請け負う事が可能となるように、人員配置の弾力的運用等を図ることとする必要がある。
  - 児童福祉施設（※）と自立援助ホームについて、それぞれの機能と果たす役割、これに伴う人員配置基準等の在り方、そしてそれらを支える措置費の在り方について、ケアニーズに応じた支援が適切に成されるよう、調査研究を行うなど速やかに検討を開始し、十分な議論を経て得られたより良いものについて早期に実現を図ることとする
- ※ 例えば、乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設など

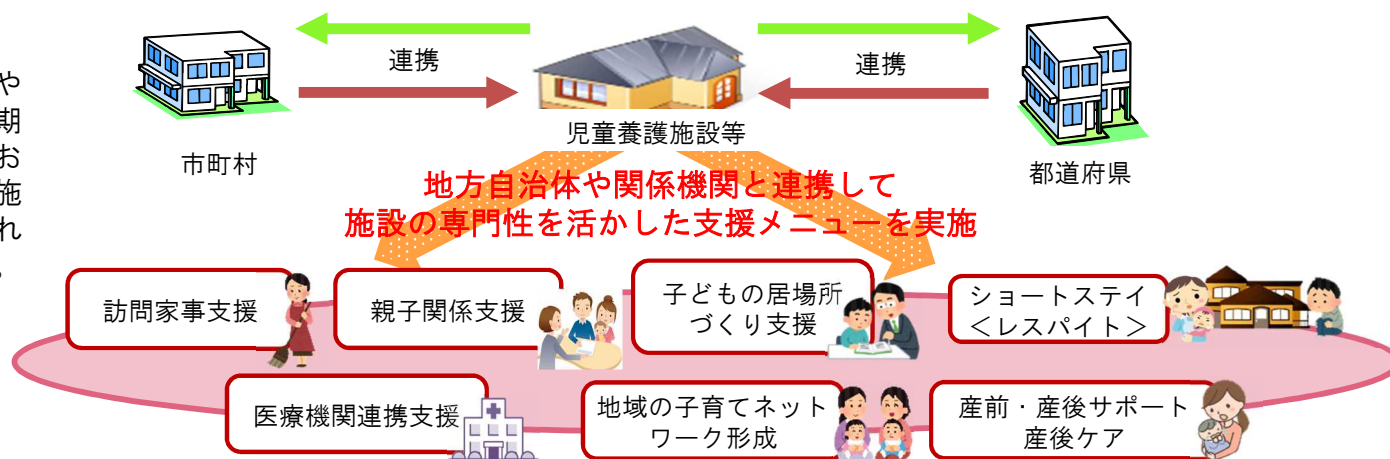
## 2 事業の概要・スキーム

### ○事業の概要

- ・ 改正児童福祉法により新設される親子関係形成支援やショートステイ事業など、児童養護施設等の実施が期待される国庫補助事業だけではなく、地方自治体における多様な取組や先駆的な事例を実施する児童養護施設等を募集し、モデルとして支援するとともに、これらの効果的な取組を全国の自治体等に横展開を図る。

### ○対象施設

- ・ 児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市（特別区を含む）

（※）母子生活支援施設については、設置又は認可を行った都道府県、市（特別区を含む。）及び福祉事務所を設置する町村とする。

【補助基準額】 1自治体あたり：20,000千円

【補助率】 国：10/10

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
 令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1 事業の目的

乳児院や児童養護施設等の高機能化及び多機能化・機能転換等を図るため、育児指導機能の強化や医療機関との連携強化、特定妊婦等への支援体制の強化等に係る事業の実施に要する費用を補助。

## 2 事業の概要・スキーム

- ① **育児指導機能強化事業**  
 乳児院等における保護者等への支援のため、施設に育児指導を行う者を配置し、子どもの発達段階に応じた子育て方法を一緒に行いながら伝えること等により、親子関係の強化や親子関係再構築のための育児指導機能の充実を図る。
- ② **医療機関等連携強化事業**  
 乳児院等における医療機関との連携強化を図るため、医療機関との連絡調整等を担う職員を配置することにより、医療的ケアが必要な児童等の円滑な受入を促進する。
- ③ **障害児等受入体制等強化事業（仮称）【新規】**  
 障害等を有する児童に対して、入所前の受入に係る連絡調整等や入所中の支援の補助を行うための職員を配置することにより、障害等を有する児童の円滑な受入・入所中の支援を促進する。
- ④ **産前・産後母子支援事業**  
 妊娠期から、出産後の養育への支援が必要な妊婦等への支援体制を強化するため、乳児院や母子生活支援施設、産科医療機関等にコーディネーターや看護師を配置し、妊娠期から出産後までの継続した支援を提供する。
  - ・ コーディネーターによる相談支援、支援計画の策定、関係機関との連絡調整等
  - ・ 看護師による専門性を活かした自立に向けた支援等
  - ・ 特定妊婦等を受け入れた場合の生活費や居場所づくりに係る賃借料の支援

## 3 実施主体等

- 【実施主体】 ①・②・③ 都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村  
 ④ 都道府県、指定都市、児童相談所設置市
- 【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市：1/2  
 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4（市及び福祉事務所設置町村が実施する場合）

【補助基準額】	①育児指導機能強化事業	4,947千円	③障害児等受入体制等強化事業	5,970千円
	②医療機関等連携強化事業		④産前・産後母子支援事業	
	i 連絡調整を担う職員	1,928千円	i 支援コーディネーターの配置等	1か所当たり 7,223千円
	ii 連絡調整を担う職員が看護職員であって、直接支援も実施する場合		ii 看護師の配置等	1か所当たり 5,165千円
	ア 医療的ケアが必要な児童が1人から5人以下の場合	2,131千円	補助職員を配置する場合	1か所当たり 1,161千円加算
	イ 医療的ケアが必要な児童が6人以上9人以下の場合	5,083千円	iii 改修費・備品費等	1か所当たり 8,000千円
	ウ 医療的ケアが必要な児童が10人以上の場合	6,302千円	iv 賃借料	1か所当たり 10,000千円
		98	v 一般生活費	1人当たり日額 1,692円

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1 事業の目的

- 里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて18歳の措置解除後（措置延長の場合は20歳）、22歳の年度末まで、引き続き児童養護施設や里親家庭等に居住して必要な支援等を受けることができる事業に要する費用を補助する。
- 現行、年齢要件が適用されない相談支援以外の**居住費や生活費等の支援**に関しても、22歳の年度末以降も支援が受けられるようにする。

## 2 事業の概要・スキーム

### 【社会的養護自立支援事業】

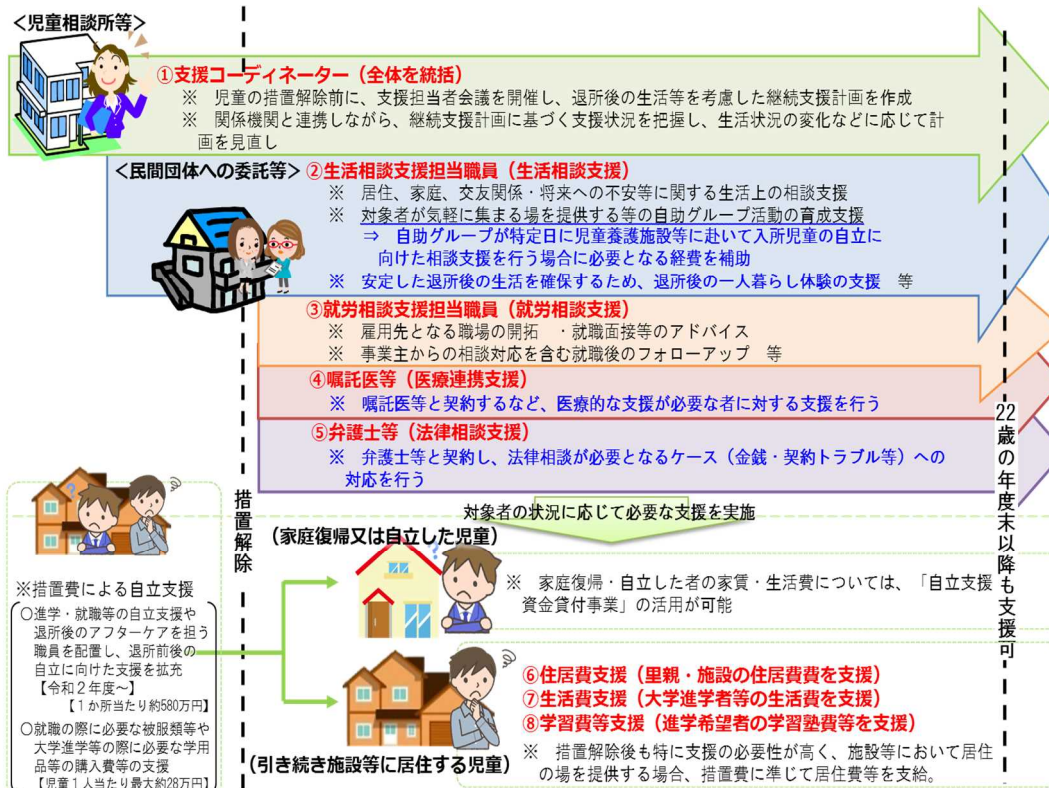
#### ○年齢要件の緩和

・令和4年の児童福祉法改正により、22歳の年度末以降も居住費や生活費の支援を受けることができる改正を行ったが、令和6年度の法施行前に22歳を迎える者は支援の対象から漏れてしまう。したがって、受入や支援の体制が整っている場合については、法施行前においても、22歳の年度末を迎える者を支援の対象とすることを可能とする。

#### <22歳の年度末以降の主な支援>

支援内容	現行	拡充後
生活相談	○	○
就労相談	○	○
居住費支援 ※1人当たり月額 397千円 (児童養護施設)	×	○
生活費支援 ※1人当たり月額 52,120千円 (就学・就労をしていない者)	×	○

(※) 上記に加え、児童養護施設等を退所後に自立したものの、その後に新たに困難に直面した方について、退所した施設等において本事業を活用した支援が再度受けられることを明確化する。(実施要綱改正)



## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市及び福祉事務所設置町村

【補助率】国：1/2、都道府県・指定都市・中核市・児童相談所設置市1/2

※市及び福祉事務所設置町村が実施する場合 国：1/2、都道府県：1/4、市・福祉事務所設置町村：1/4



<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1 事業の目的

- 児童養護施設退所者等が住居や生活費など安定した生活基盤を確保することが困難な場合等において、家賃相当額の貸付や生活費の貸付、資格取得費用の貸付を行うことにより、これらの者の円滑な自立を支援する。
- 経済的に厳しい状況にあり、医療機関を受診できない児童養護施設退所者等を支援するため、疾病等により医療機関を受診する場合に生活費の貸付金額を増額する。

## 2 事業の概要・スキーム

### (1) 就職者

- ① 就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：2年間

- ② 就職により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響による内定取消や休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：3年間（求職期間を含む）

【生活支援費貸付】貸付額：月額8万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち12か月間まではさらに月額2万円追加）【拡充】、貸付期間：12か月間（求職期間を含む）

### (2) 進学者

- ① 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに月額2万円追加）【拡充】、貸付期間：正規修学年数

- ② 大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等のうち、新型コロナウイルス感染症の影響によるアルバイト休業等により収入が減少し、経済的に厳しい状況にある者

【家賃支援費貸付】貸付額：家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、貸付期間：正規修学年数

【生活支援費貸付】貸付額：月額5万円（12か月間までは月額8万円とすることが可能）（医療機関を定期的に受診する場合、貸付期間のうち2年間まではさらに月額2万円追加）【拡充】、貸付期間：正規修学年数

- (3) 資格取得希望者（児童養護施設等に入所中の者、里親等に委託中の者、退所等から4年以内で大学等に在学中の者）

【資格取得支援費貸付】貸付額：25万円

※ 5年間の就業継続を満了した場合には貸付金は返還免除（資格取得貸付は2年間の就業継続で返還免除）

## 3 実施主体等

【実施主体】都道府県又は都道府県が適当と認める民間法人

【補助率】定額（国：9/10相当） ※都道府県は、貸付実績に応じて1100相当を負担

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>  
令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1 事業の目的

- 児童家庭支援センターは、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、保護を要する児童又はその保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うこととされている。  
関係機関との連携を進めるために、児童相談所OB等を配置するとともに、市町村に専門的な知識を有する職員を派遣し、市町村への技術的助言その他必要な援助を行うことを目的とする。

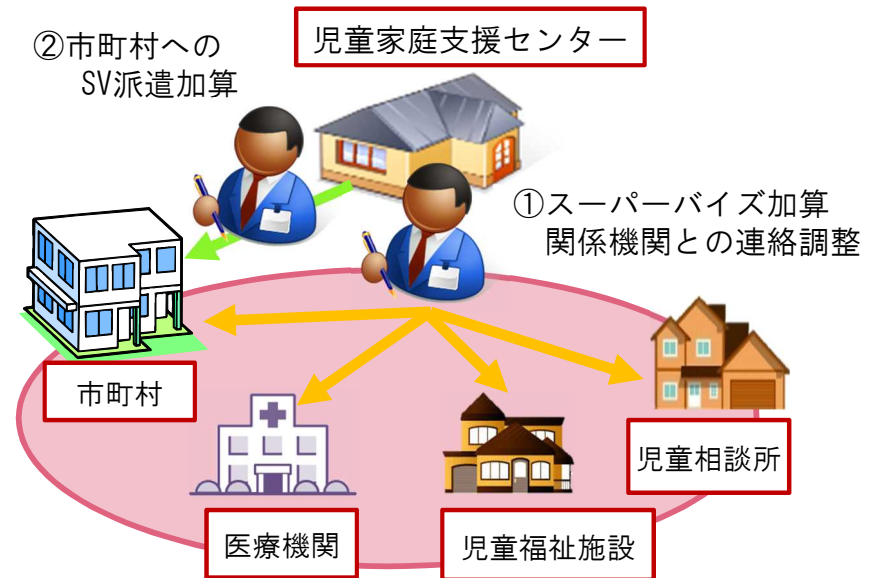
## 2 事業の概要・スキーム

### ① スーパーバイズ加算【拡充】

令和4年度予算において、児童相談所の指導委託だけでなく市町村等から依頼を受けて個別ケースの対応を行う場合も補助対象としていることを踏まえ、児童家庭支援センターと関係機関の連携を進めるため、児童相談所OB等によるスーパーバイザーの配置を支援する。

### ② 市町村へのスーパーバイザー派遣加算【拡充】

児童家庭支援センターが有する専門的な知識、技術を活用し、市町村への技術的助言その他必要な援助を行うため、児童家庭支援センターが市町村へスーパーバイザーを派遣した場合に加算を行う。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】	常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	11,780千円	※ 対応件数に応じて事業費等も補助	
	非常勤心理職配置の場合	1 か所当たり	7,846千円		
	法的問題対応加算	1 か所当たり	360千円		
	スーパーバイズ加算	1 か所当たり	547千円		【拡充】
	市町村へのスーパーバイザー派遣加算	1 日当101	22千円		【拡充】

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1 事業の目的

養子縁組民間あっせん機関を通じた特別養子縁組において、子どもの出自に関する情報の記録・保存が適切に行われるよう、「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」を拡充して、必要な体制整備等を進める。

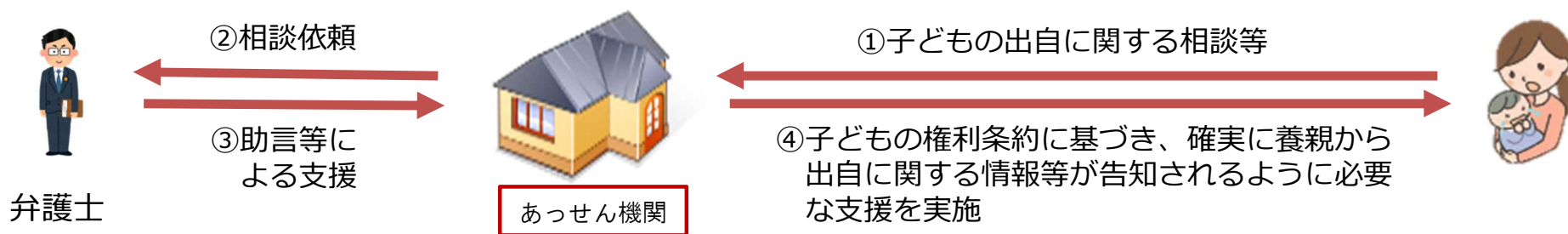
## 2 事業の概要・スキーム

### <子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業>

- ・ 養親に対し、告知を経験した先輩の体験談を聞く機会を設けるなど、子どもの出自を知る権利に関する支援につながるような民間あっせん機関の取組に対して補助を行う。

#### ○ 非常勤弁護士等の配置支援【拡充】

- ・ 子どもの出自に関する情報の記録・保存・開示に関して、民間あっせん機関からの相談に応じ、助言等を行う弁護士等の配置等を促すため、補助基準額の引上げを行う。



## 3 実施主体等

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助率】 国：1/2、都道府県・指定都市・児童相談所設置市：1/2

【補助基準額】 「子どもの出自を知る権利に関する支援体制整備モデル事業」 6,171千円 → 8,361千円 **【拡充】**



## 1 事業の目的

- 質の高い里親養育を実現するため、児童相談所のみならず、NPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等のそれぞれの「強み」を最大限に活用しながら、地域の実情に応じて支援体制を構築していくことが必要である。
  - このような支援体制の構築に向けて、児童相談所やNPO法人等の民間機関、乳児院・児童養護施設、里親会等の職員を対象とした研修事業の実施や全国的なフォーラムを開催し、フォスタリング業務の担い手の掘りおこし、育成及び確保を進める。
- ※ 現行の里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員研修事業は、本事業の創設により廃止する。

## 2 事業の概要・スキーム

### （1）里親養育包括支援（フォスタリング）機関職員（職員候補の者を含む）研修の実施

研修の企画立案（カリキュラム、研修資料等）、講師の選定・招聘、研修の開催案内及び参加希望者の募集、修了証の交付等を実施する。

### （2）全国フォーラムの開催

里親養育包括支援（フォスタリング）機関の担い手の掘りおこし、育成及び確保を目的として、フォスタリング機関や自治体、里親会等の関係機関による全国的なフォーラムを開催する。

## 3 実施主体等

【実施主体】 民間団体（公募により決定）

【補助額】 55,202千円

【補助率】 定額（10/10相当）

※ 別途、里親養育包括支援（フォスタリング）事業により、研修参加費用（旅費、代替職員雇上費）を補助。

### **3. ヤングケアラー支援関係**

---

# ヤングケアラー支援体制強化事業【拡充】 （ヤングケアラー実態調査・研修推進事業）

<児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称）>

令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 事業内容

ヤングケアラー<sup>(注)</sup>の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う

(注) 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

### (1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,662千円  
1 中核市・特別区あたり 4,130千円  
1 市町村あたり 2,296千円
- ③負担割合 国：1/2 → 2/3【拡充】  
実施主体（自治体）：1/2 → 1/3

### (2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 4,083千円  
1 中核市・特別区あたり 2,391千円  
1 市町村あたり 1,718千円
- ③負担割合 国：1/2 → 2/3【拡充】  
実施主体（自治体）：1/2 → 1/3

## 3. 事業イメージ

都道府県  
市区町村

(2) 関係機関職員研修

ヤングケアラー

(1) 実態調査・把握

ヤングケアラーは、支援が必要であっても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等



# ヤングケアラー支援体制強化事業【拡充】 （ヤングケアラー支援体制構築モデル事業）

< 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金（仮称） >  
令和4年度予算：202億円の内数 → 令和5年度概算要求：276億円の内数

## 1. 事業内容

- 地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、
- ・地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスや就労支援サービス等につなぐ機能を強化（コーディネーターの研修も含む）
  - ・ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
  - ・ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援等に財政支援を行う
  - ・**外国語対応が必要な家庭に対し、病院や行政手続における通訳派遣等を行う自治体への財政支援を行う【拡充】**

## 2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

実施主体：都道府県、市区町村

負担割合：国 2/3 → 10/10【拡充】

### (1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	17,695千円
	1 中核市・特別区あたり	11,314千円
	1 市町村あたり	6,335千円

### (2) ピアサポート等相談支援体制の推進

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	7,433千円
	1 中核市・特別区あたり	5,038千円
	1 市町村あたり	2,596千円

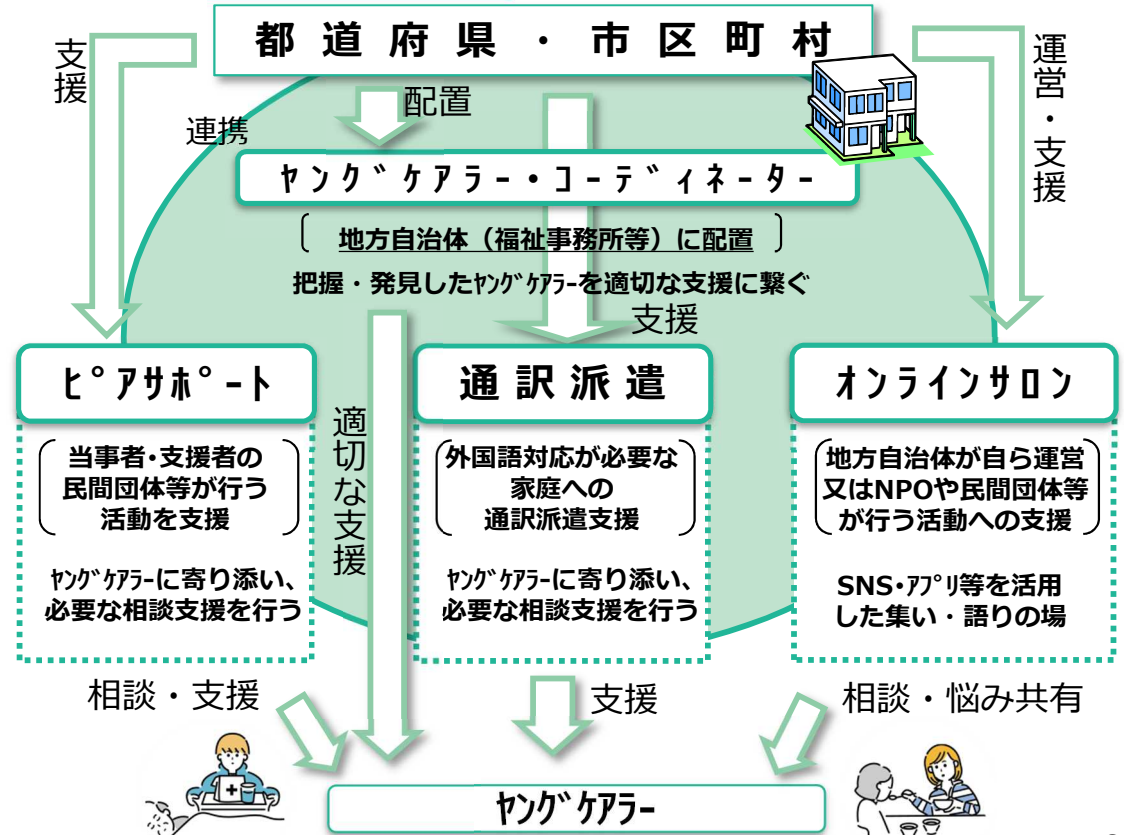
### (3) オンラインサロンの設置・運営、支援

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	3,862千円
	1 中核市・特別区あたり	2,627千円
	1 市町村あたり	1,733千円

### (4) 外国語対応通訳派遣支援【拡充】

①実施主体	都道府県、市区町村	
②補助基準額	1 都道府県、指定都市あたり	10,560千円
	1 中核市・特別区あたり	5,280千円
	1 市町村あたり	2,640千円

## 3. 事業イメージ



## 1. 事業の目的

- 市町村が、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心とした、より専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行うために必要な体制の整備を図る
- 学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する【拡充】

## 2. 事業内容

実施主体 市町村 負担割合 国：1/2、市町村：1/2

### (1) 市町村スーパーバイズ事業

市町村が適切な通所・在宅支援を実施できるよう、児童相談業務に関する専門的知識を有する児童相談所OB等の非常勤の職員を配置し、市町村虐待対応担当課等の職員に対する専門的技術的助言・指導等を行う。

[基準額] 中核市等 2,605,000円 その他市町村 1,303,000円

### (2) 要保護児童対策地域協議会機能強化事業

ア 調整機関に配置される調整担当者が、調整担当者研修を受講する間に、調整機関の業務を行う代替職員を配置する。

イ 調整機関職員や関係機関職員に支援内容のアドバイス等を行う非常勤の虐待対応強化支援員又は心理担当職員を配置する。

[基準額] 1市町村当たり 交付要綱による

### (3) 市区町村子ども家庭総合支援拠点運営事業

児童等に対する必要な支援を行うための拠点を運営する。

[基準額] 1支援拠点当たり 交付要綱による

### (4) 市区町村子ども家庭総合支援拠点機能強化事業

支援拠点において、相談対応に加え、一時預かり事業、産後ケア事業その他の子育て支援に関する事業の利用と合わせた支援ができるよう、相談者及び子育て支援事業を行う者と必要な調整を行い、相談者に対する支援を行う。

[基準額] ①基本分（1か所当たり）564,000円

②加算分（宿泊を伴わない場合）延べ利用児童数×5,500円

③加算分（宿泊を伴う場合）延べ利用日数×13,980円

### (5) ヤングケアラー支援事業【拡充】

学校等が把握し市町村の福祉部局等へつないだヤングケアラーの情報を一元的に集計・把握するとともに、ヤングケアラーのその後の生活改善までフォローアップする体制を整備する。

[基準額] 1市町村当たり 1,860,000円

# 児童相談所において在宅指導している 虐待ケースの安全確認結果

令和4年9月9日  
厚生労働省



## 安全確認の調査結果について

### 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

- 令和3年9月1日現在において各児童相談所において虐待ケースとして在宅指導の対象となっている児童について、面接等により安全確認を実施。

(安全確認の方法等)

- ・対象児童の状況について、児童相談所・市町村の面接等により確認。
- ・保護者の状況について、児童相談所・市町村の面接等により確認。
- ・確認の結果、必要な場合は安全確保・対応方針の見直し等を実施。

#### 〈確認結果〉

- 所在不明の児童（2人※）を除く、児童38,217人について、面接等により安全確認を行った。

※ 所在不明の児童については、警察に行方不明者届の提出や、全国の児童相談所へ調査照会等を行っている。

## 1 (1) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

対象児童 38,219人 (児童福祉司指導 6,417人、継続指導 31,802人)

※「児童福祉司指導」児童福祉法第27条に基づく児童福祉司により行われる指導。(行政処分)  
 「継続指導」児童福祉法第11条に基づく指導。(行政処分ではないもの)

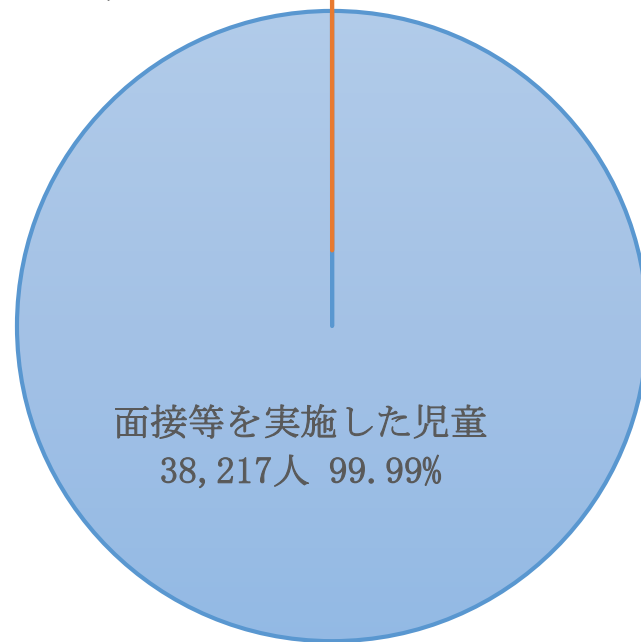
### 対象児童の確認状況

#### 【面接等を実施した児童について】

児童相談所・市町村による面接	その他信頼できる機関による面接	面接は出来ていないが、保護者と子どもが別居しているなど、客観的に子どもの安全が確認できている	計
19,959 (52.2%)	17,471 (45.7%)	787 (2.1%)	38,217 (100.0%)

※「所在不明」の2人については、警察に行方不明者届の提出や、全国の児童相談所へ調査照会を実施。

所在不明 (所在確認中)  
2人 0.01%



## 1 (2)児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

※11月30日時点の確認状況

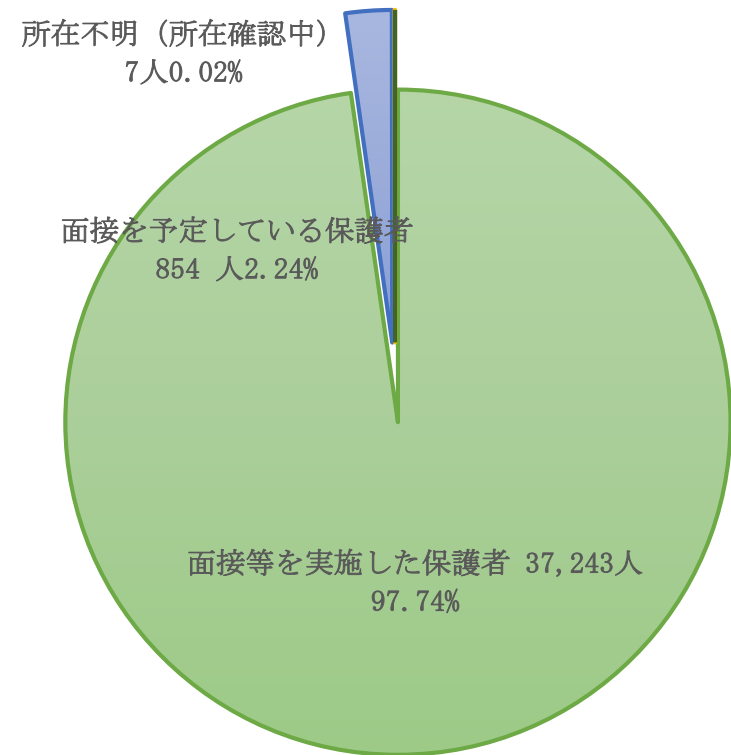
### 対象保護者の確認状況

#### 【面接等を実施した保護者について】

児童相談所・市町村による面接	その他信頼できる機関による面接	面接は出来ていないが、保護者と子どもが別居しているなど、客観的に子どもの安全が確認できている	計
24,371 (65.4%)	11,837 (31.8%)	1,033 (2.8%)	37,241 (100.0%)

#### 【面接を予定している保護者について】

後日、児童相談所・市町村による面接予定	後日、その他信頼できる機関による面接予定	計
556 (65.6%)	291 (34.4%)	847 (100.0%)

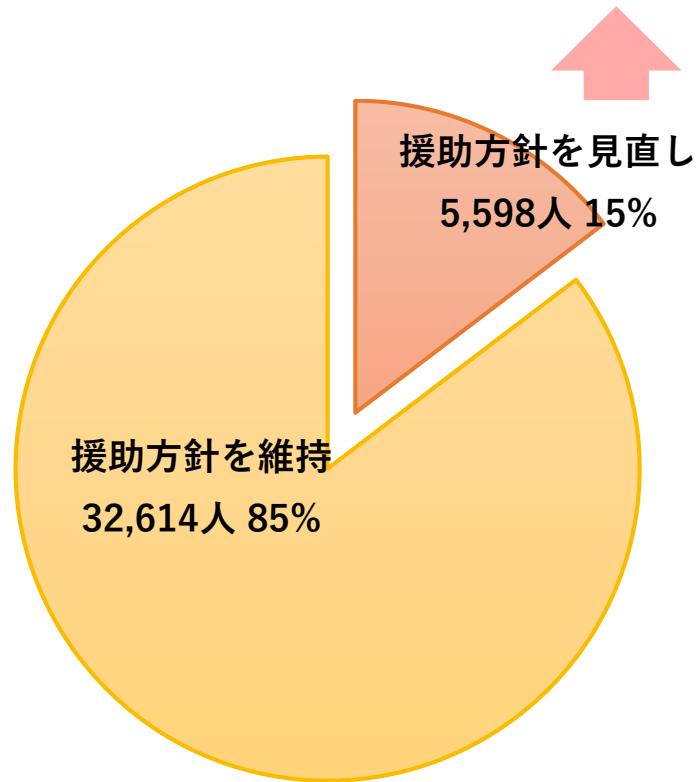


※「所在不明」の7人については警察に行方不明者届の提出や、全国の児童相談所へ調査照会を実施。

# 1 (3) 児童相談所において在宅指導している虐待ケースの安全確認結果

## 援助方針の見直しの状況

施設入所措置等	一時保護	児童福祉司指導内容の変更	児童福祉司指導→継続指導	継続指導→児童福祉司指導	継続指導の内容変更	市町村送致	指導解除	その他	計
230 (4.1%)	335 (6.0%)	72 (1.3%)	100 (1.8%)	67 (1.2%)	405 (7.2%)	230 (4.1%)	4,009 (71.6%)	150 (2.7%)	5,598 (100.0%)



## 都道府県別の安全確認の状況

		対象児童数			対象児童数			対象児童数
1	北海道	236	26	京都府	707	51	千葉市	263
2	青森県	62	27	大阪府	1,525	52	横浜市	1,632
3	岩手県	299	28	兵庫県	244	53	川崎市	1,588
4	宮城県	600	29	奈良県	100	54	相模原市	851 (1)
5	秋田県	155	30	和歌山県	610	55	新潟市	254
6	山形県	57	31	鳥取県	148	56	静岡市	482
7	福島県	370	32	島根県	311	57	浜松市	374
8	茨城県	1,223	33	岡山県	1,304	58	名古屋市	473
9	栃木県	70	34	広島県	317	59	京都市	1,157
10	群馬県	268	35	山口県	279	60	大阪市	261
11	埼玉県	366 (1)	36	徳島県	491	61	堺市	179
12	千葉県	849	37	香川県	288	62	神戸市	181
13	東京都	2,134	38	愛媛県	948	63	岡山市	580
14	神奈川県	2,080	39	高知県	132	64	広島市	208
15	新潟県	224	40	福岡県	2,679	65	北九州市	137
16	富山県	111	41	佐賀県	75	66	福岡市	141
17	石川県	656	42	長崎県	128	67	熊本市	422
18	福井県	105	43	熊本県	644	68	港区	74
19	山梨県	748	44	大分県	314	69	世田谷区	155
20	長野県	710	45	宮崎県	263	70	荒川区	155
21	岐阜県	251	46	鹿児島県	326	71	江戸川区	343
22	静岡県	848	47	沖縄県	641	72	横須賀市	338
23	愛知県	269	48	札幌市	281	73	金沢市	187
24	三重県	1,039	49	仙台市	706	74	明石市	288
25	滋賀県	170	50	さいたま市	279	合計		38,217 (2)

※ ( ) 内は所在不明数であり、警察に行方不明者届の提出や、全国の児童相談所へ調査照会中。合計に含まない。

# 令和3年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（概要）

## 調査の経緯

### <児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

### <児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
  - 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
  - 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

## 調査対象等

### <確認対象児童>

令和3年6月1日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ 児童を対象とした手当の支給事務等において連絡・接触ができず、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（児童手当等の支給事務に必要な届出や手続を行っていない）

### <集計>

上記の確認対象児童について、令和4年8月22日時点における確認の状況を集計。

## 結果の概要

- 令和3年6月1日時点の確認対象児童29,166人のうち、状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）、状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。
- 状況確認ができた児童29,156人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は228人（0.8%）で全て市区町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童10人については、全て調査を継続中。

【参考】令和2年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和2年10月1日～令和3年12月24日）

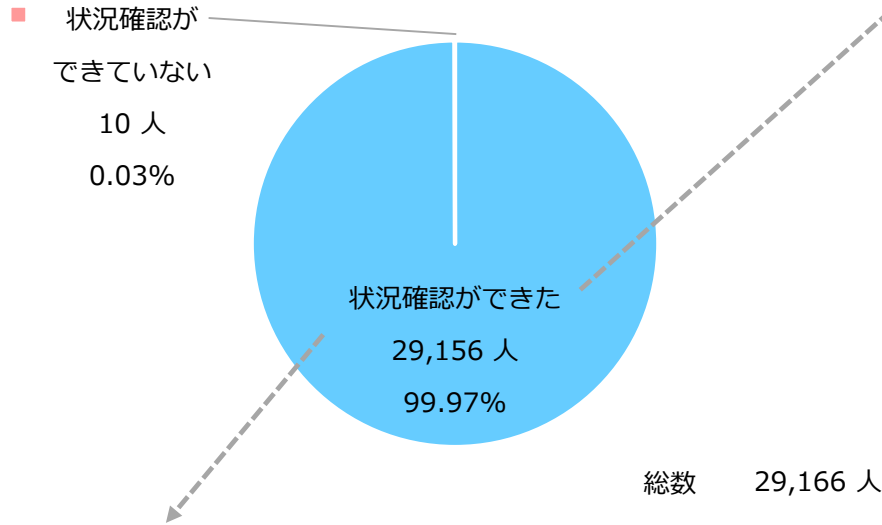
・確認対象児童32,079人のうち、状況確認ができた児童は32,063人（99.95%）状況確認ができていない児童は16人（0.05%）。（令和3年12月24日時点）



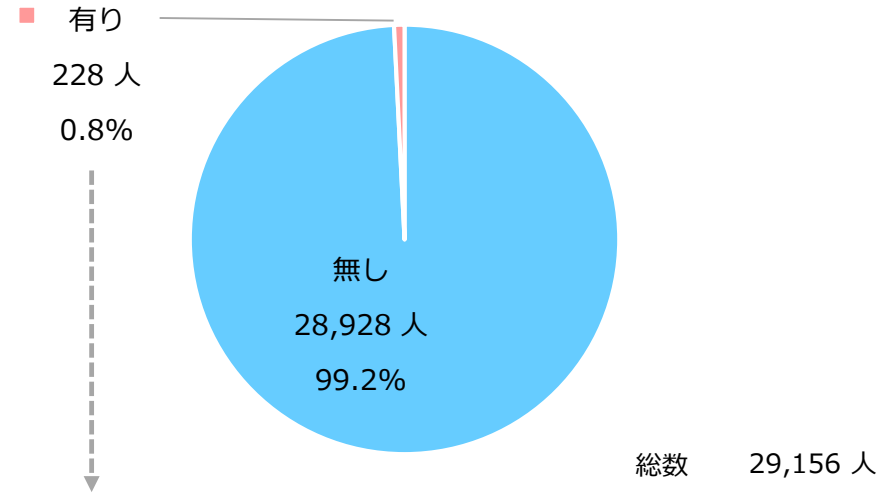
# 状況確認ができた児童（29,156人）について

○ 状況確認ができた児童29,156人の虐待又は虐待の疑いの有無について、「無し」とされた児童は28,928人（99.2%）、「有り」とされた児童は228人（0.8%）

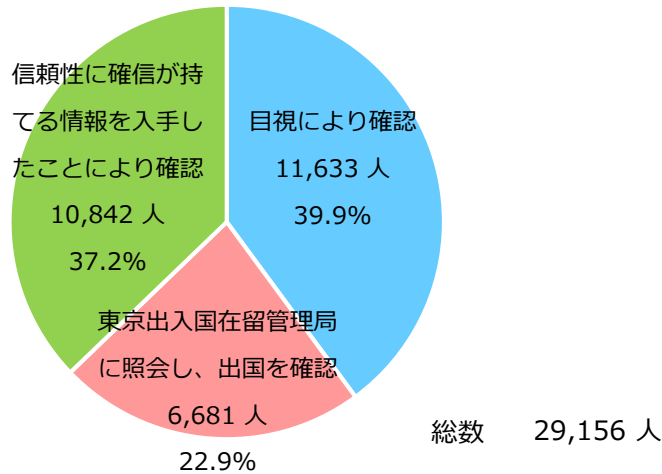
確認対象児童の確認状況



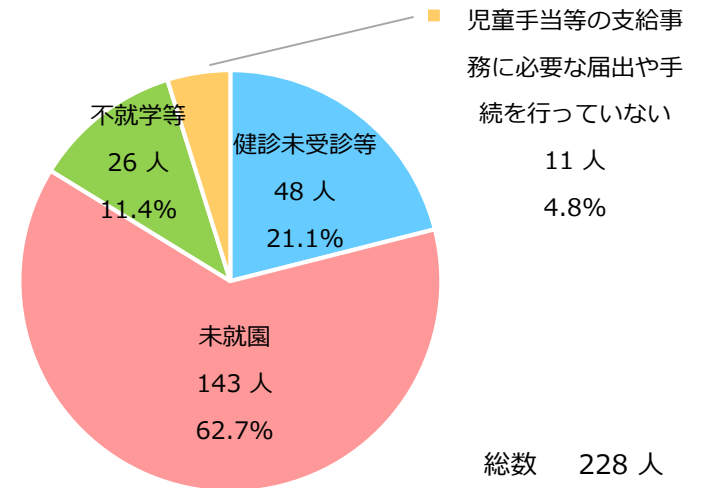
状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いの有無



状況確認ができた児童の確認方法



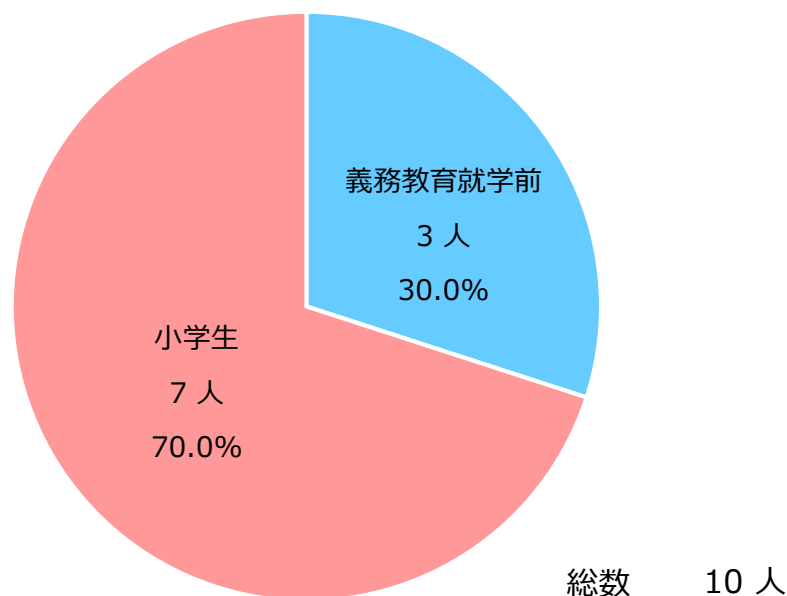
「虐待又は虐待の疑い有り」とされた児童の内訳



## 状況確認ができていない児童（10人）について

### 状況確認ができていない児童の学年別の状況

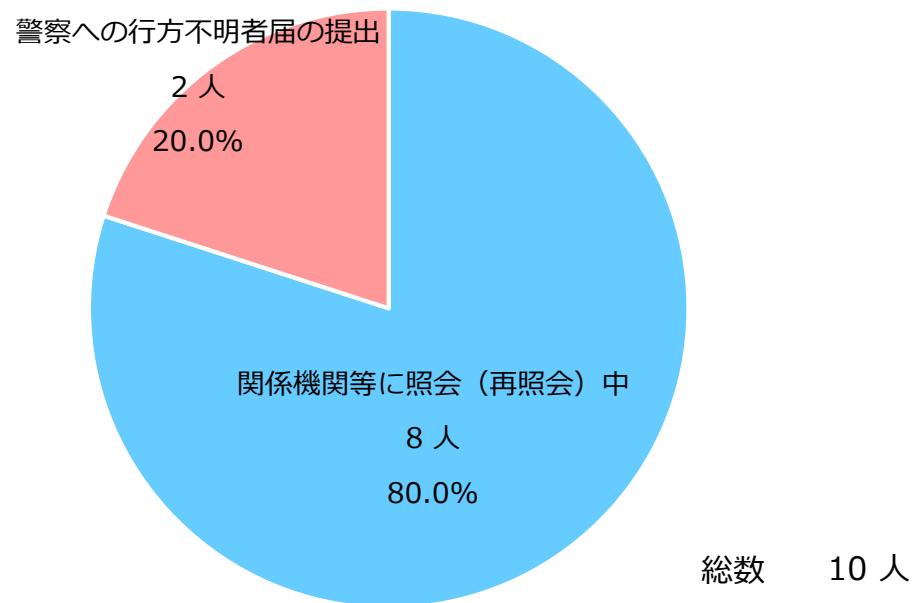
○「義務教育就学前」が3人（30.0%）、「小学生」が7人（70.0%）。



### 状況確認ができていない児童の調査状況

○令和4年8月22日時点で状況確認ができていない児童10人は、全て関係機関等\*への照会や警察への行方不明者届の提出により、調査を継続して行っている。

※東京出入国在留管理局等



## 令和4年度調査について

○ 令和4年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない子どもについて、令和5年2月28日までの確認の状況を調査する。

# 令和3年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（詳細）

## 調査の経緯

### <児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議）（抜粋）>

- 乳幼児健診未受診や、未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど、関係機関が確認できていない子どもを市町村において把握し、目視等により状況確認を進める取組について、毎年度、定期的に行う。

### <児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（抜粋）>

- 衆議院 厚生労働委員会（令和元年5月24日）
  - 二 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を定期的に実施すること。
- 参議院 厚生労働委員会（令和元年6月18日）
  - 三 虐待リスクの高い子どもを早期に発見し、支援につなげられるよう、乳幼児健診及び就学時健診未受診者、未就園、不就学等の子どもに関する安全確認を実施すること。

## 調査対象等

### <確認対象児童>

令和3年6月1日時点において、全国の1,741市区町村（1,718市町村及び23特別区）に住民票があり、以下のいずれかに該当する小学校修了前の児童。

- ① 乳幼児健康診査（自治体が独自に実施しているものを含む。）等の乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童（健診未受診等）
- ② 未就園で、福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（未就園）
- ③ 学校へ通園・通学しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（不就学等）
- ④ 児童を対象とした手当の支給事務等において連絡・接触ができず、必要な各種届出や手続を行っておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童（児童手当等の支給事務に必要な届出や手続を行っていない）

### <集計>

上記の確認対象児童について、令和4年8月22日時点における確認の状況を集計。

## 結果の概要

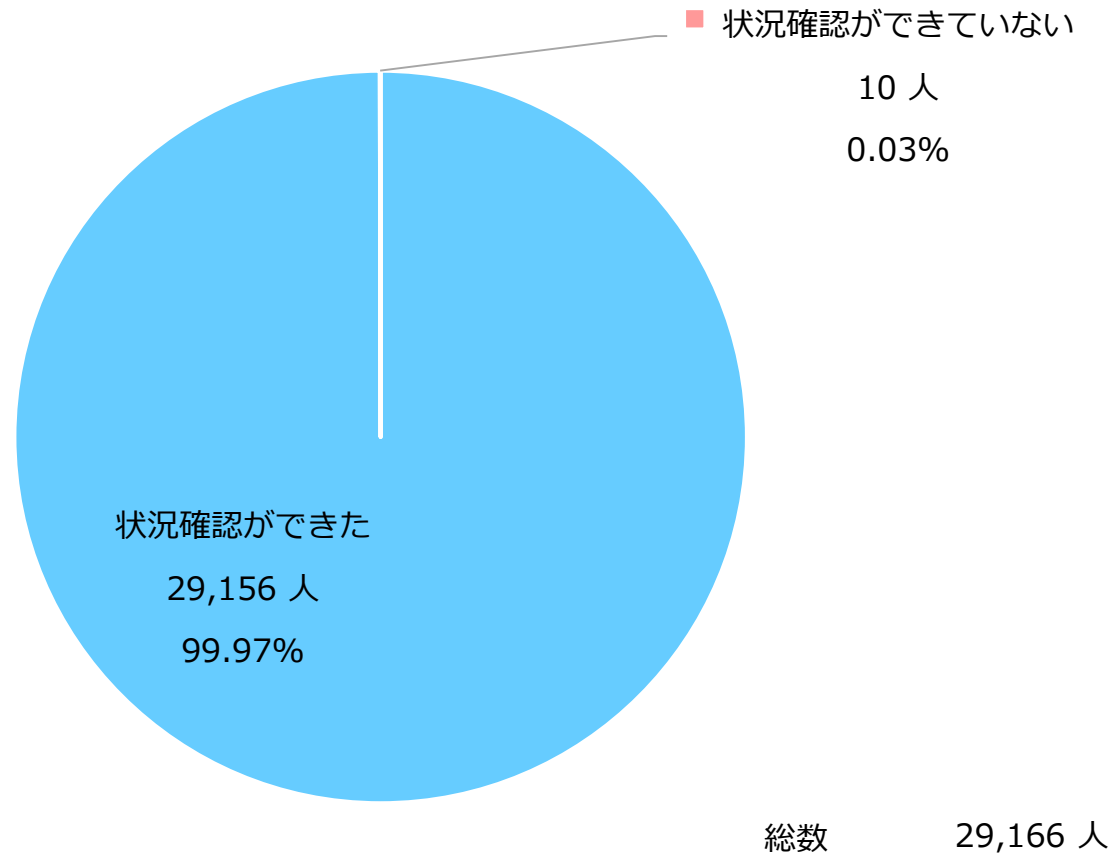
- 令和3年6月1日時点の確認対象児童29,166人のうち、状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）、状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。
- 状況確認ができた児童29,156人のうち、「虐待又は虐待の疑いに関する情報あり」とされた児童は228人（0.8%）で全て市区町村や児童相談所の支援を実施。
- 状況確認ができていない児童10人については、全て調査を継続中。

【参考】令和2年度 乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認調査結果（調査期間：令和2年10月1日～令和3年12月24日）

・確認対象児童32,079人のうち、状況確認ができた児童は32,063人（99.95%）状況確認ができていない児童は16人（0.05%）。（令和3年12月24日時点）

## 全確認対象児童（29,166人）の確認状況

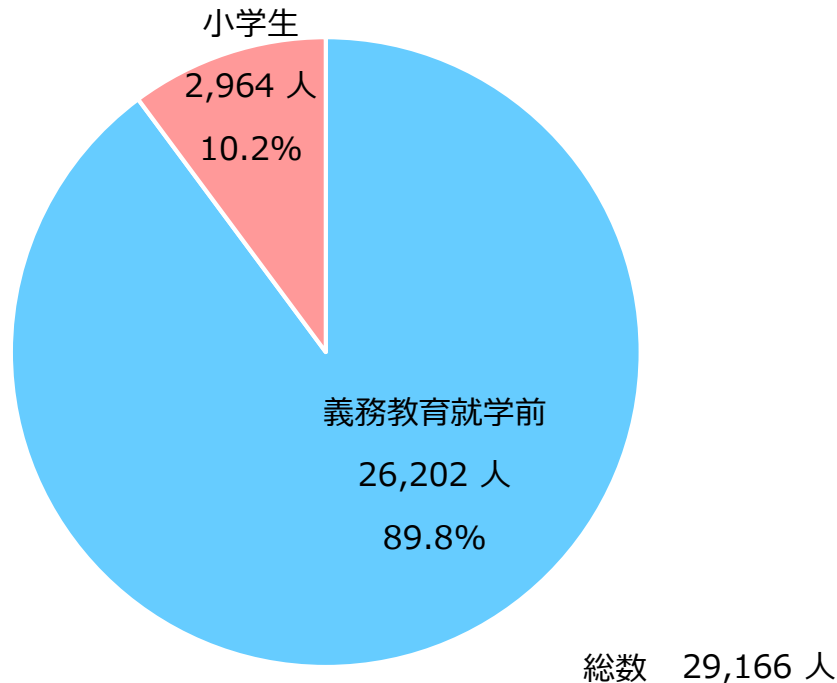
○令和3年6月1日時点で市区町村が状況確認が必要と判断した確認対象児童は全国で29,166人。  
このうち、令和4年8月22日までの間に状況確認ができた児童は29,156人（99.97%）、状況確認ができていない児童は10人（0.03%）。



# 全確認対象児童（29,166人）の確認状況

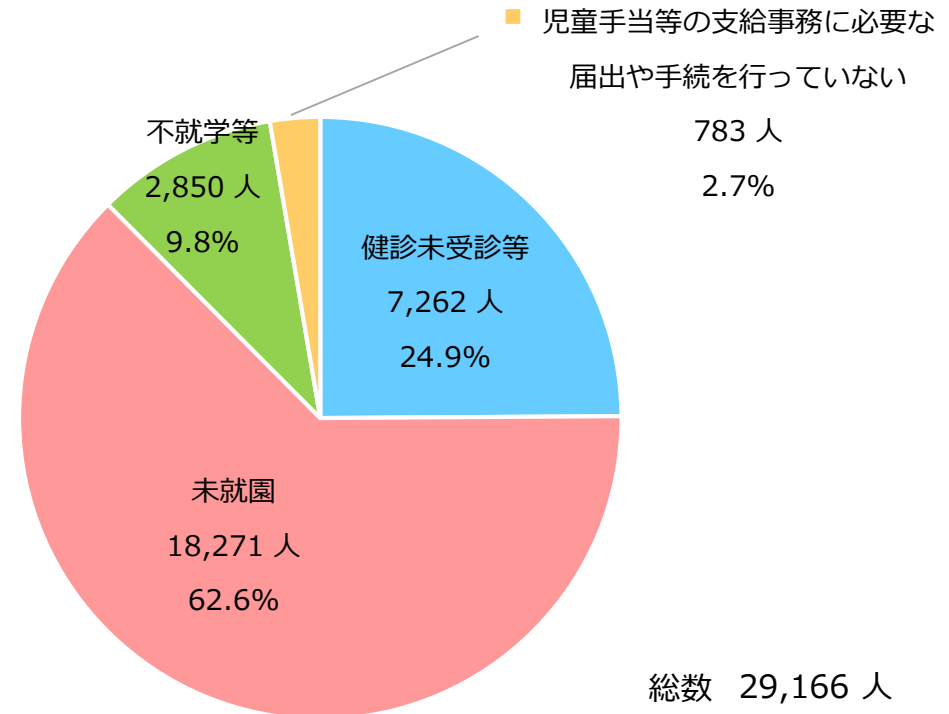
## 学年別の状況

○「義務教育就学前」が26,202人（89.8%）、  
「小学生」が2,964人（10.2%）



## 確認対象児童として判断した主な事由

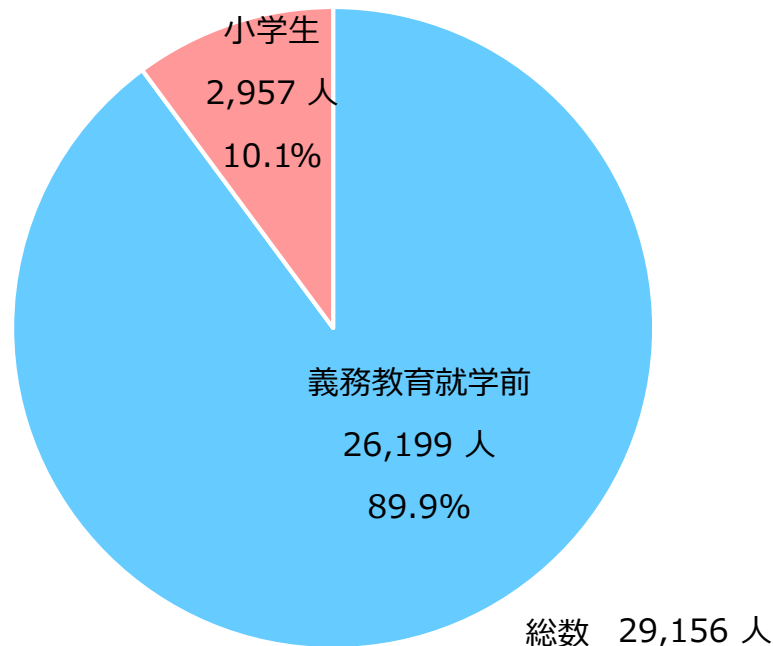
○「未就園」を理由とするものが18,271人（62.6%）で最多。次いで「健診未受診等」が7,262人（24.9%）、  
「不就学等」が2,850人（9.8%）、  
「児童手当等の支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」が783人（2.7%）。



# 状況確認ができた児童（29,156人）について

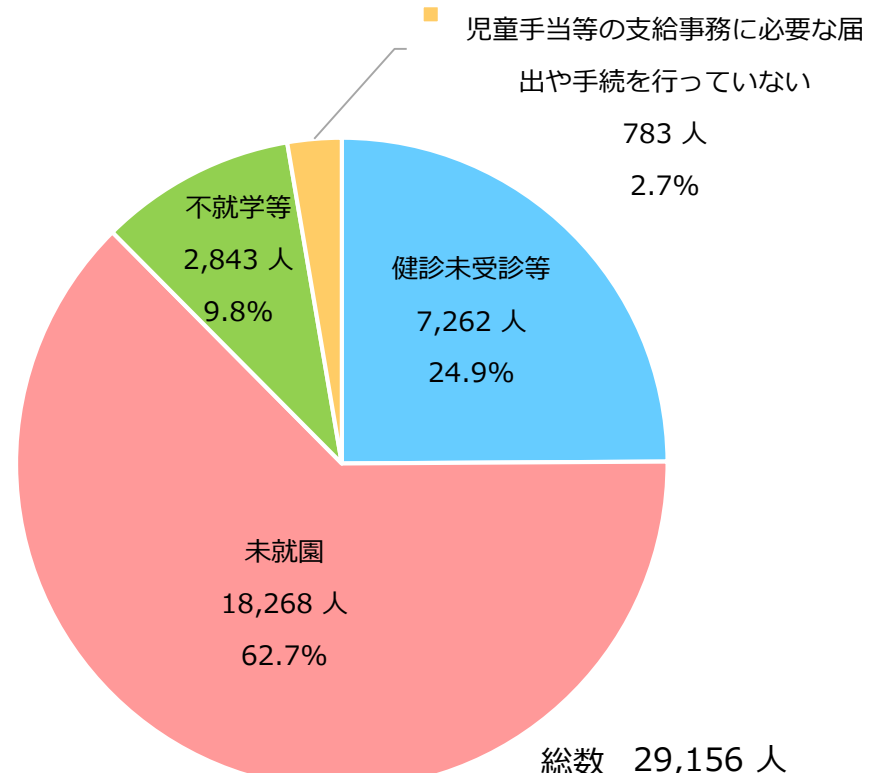
## 状況確認ができた児童の学年別の状況

- 「義務教育就学前」が26,199人（89.9%）、  
「小学生」が2,957人（10.1%）



## 状況確認ができた児童の確認対象児童として判断した主な事由

- 「未就園」を理由とするものが18,268人（62.7%）で最多。次いで「健診未受診等」が7,262（24.9%）、  
「不就学等」が2,843人（9.8%）、  
「児童手当等の支給事務に必要な届出や手続きを行っていない」が783人（2.7%）。



※小数第2位を四捨五入しているため、  
割合の合計は100%とならない

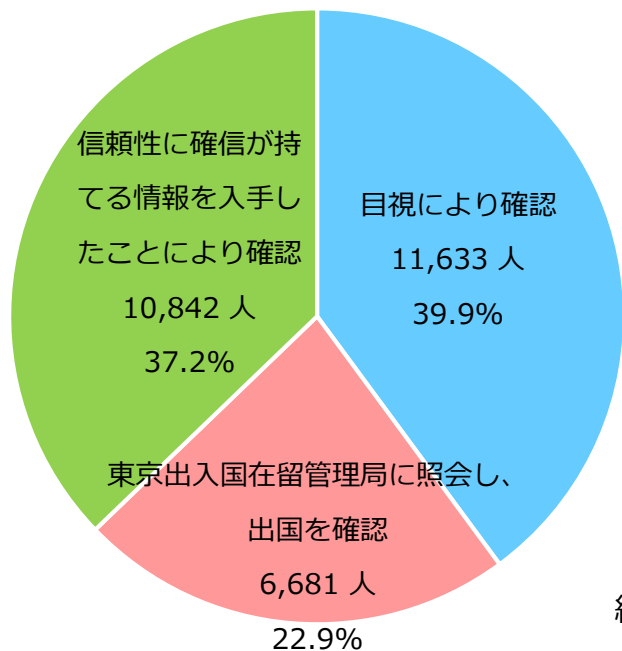


# 状況確認ができた児童（29,156人）について

## 状況確認ができた児童の確認方法

○状況確認ができた児童の確認方法は、「目視により確認」が11,633人（39.9%）で最多。次いで「信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認※」が10,842人（37.2%）、「東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認」が6,681人（22.9%）。

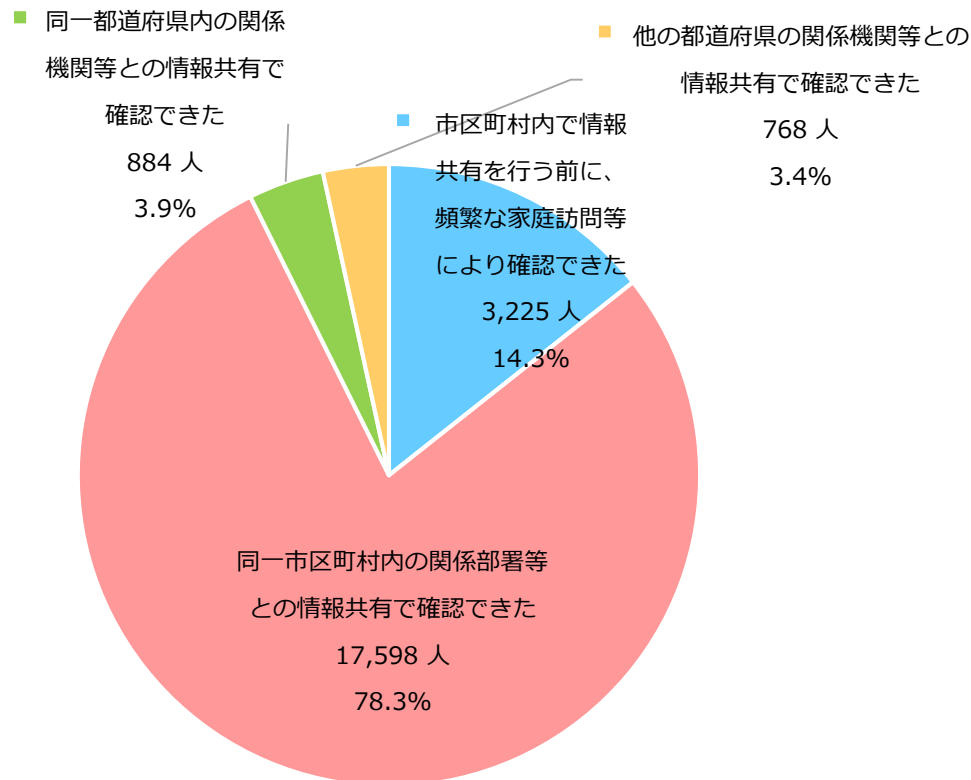
※例えば、「医療機関を受診していることが判明し、医療機関を通して状況が確認できた場合」、「海外の学校等に在籍していることが在籍証明等により確認できた場合」等。



総数 29,156人  
121

## 状況確認ができた児童の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）

○左記の確認方法の詳細（東京出入国在留管理局への照会を除く）は、「同一市区町村内の関係部署等との情報共有で確認できた」が17,598人（78.3%）で最多。次いで「市区町村内で情報共有を行う前に、頻繁な家庭訪問等により確認できた」が3,225人（14.3%）、「同一都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が884人（3.9%）、「他の都道府県内の関係機関等との情報共有で確認できた」が768人（3.4%）。



※小数第2位を四捨五入しているため、割合の合計は100%とならない  
総数 22,475人

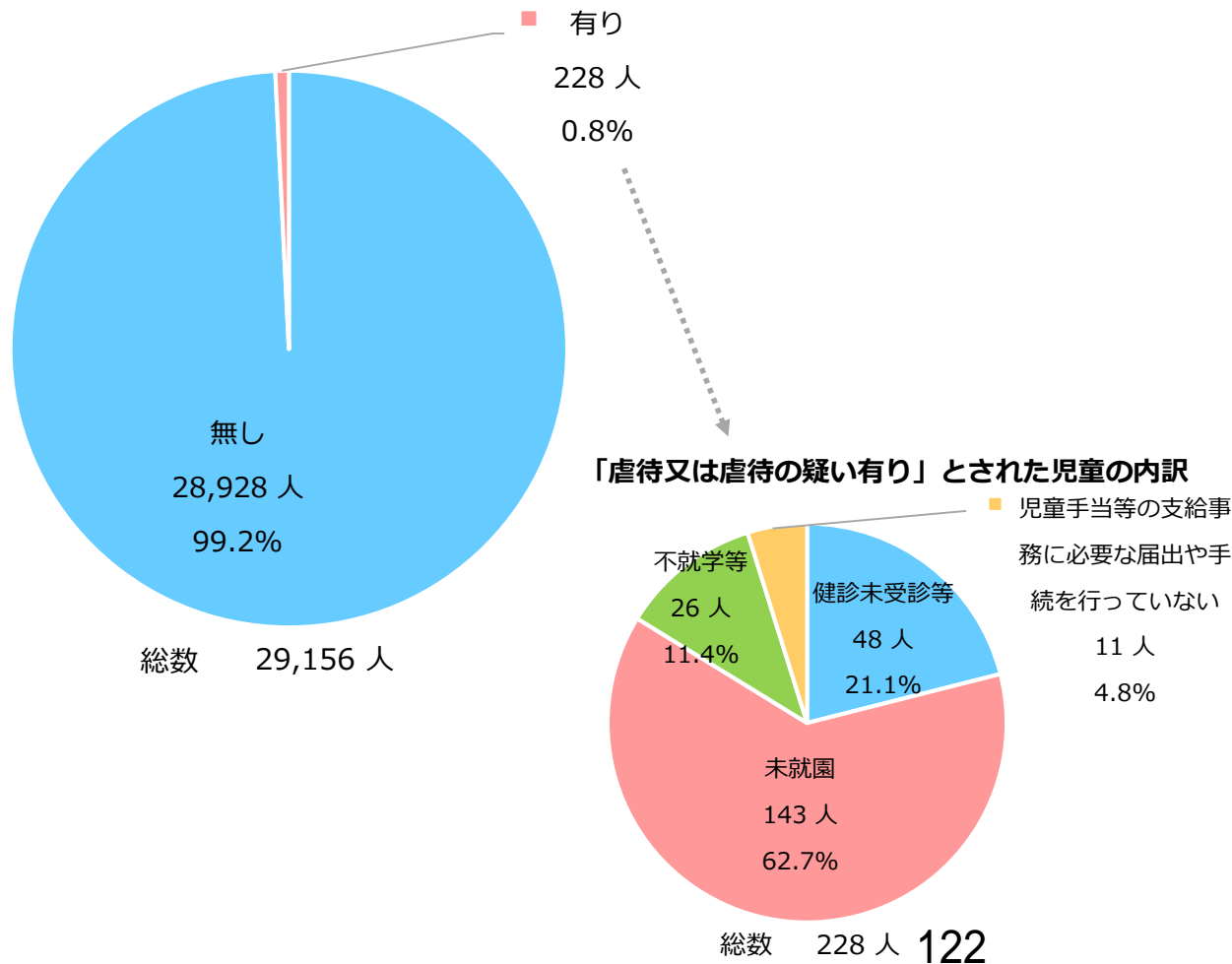
# 状況確認ができた児童（29,156人）について

## 状況確認ができた児童の虐待又は虐待の疑いの有無

○状況確認ができた児童のうち、虐待又は虐待の疑いの有無について「有り※」との回答は228人（0.8%）。

※例えば、「ネグレクトの疑い」「身体的虐待」「面前DVによる心理的虐待」等。

○虐待又は虐待の疑いの有無について「有り」と回答のあった228人は、今回の状況確認の結果を踏まえ、全て市区町村又は児童相談所の支援等が行われている。



## 虐待又は虐待の疑いの有無「有り」の家庭及び児童への支援や措置等の状況

○市区町村による支援・活用した事業

助言指導	57
継続指導	89
児童相談所送致	12
就学・就園支援	29
要保護児童対策地域協議会におけるケース管理	117
子育て短期支援事業	1
養育支援訪問事業	6
乳児家庭全戸訪問事業	3
ファミリーサポートセンター事業	0
一時預かり事業	1
地域子育て支援拠点事業	3
市区町村子ども家庭総合支援拠点事業	22
子育て世代包括支援センター事業	2
産後ケア事業	0
産前・産後サポート事業	0
その他	11

○児童相談所による支援・措置

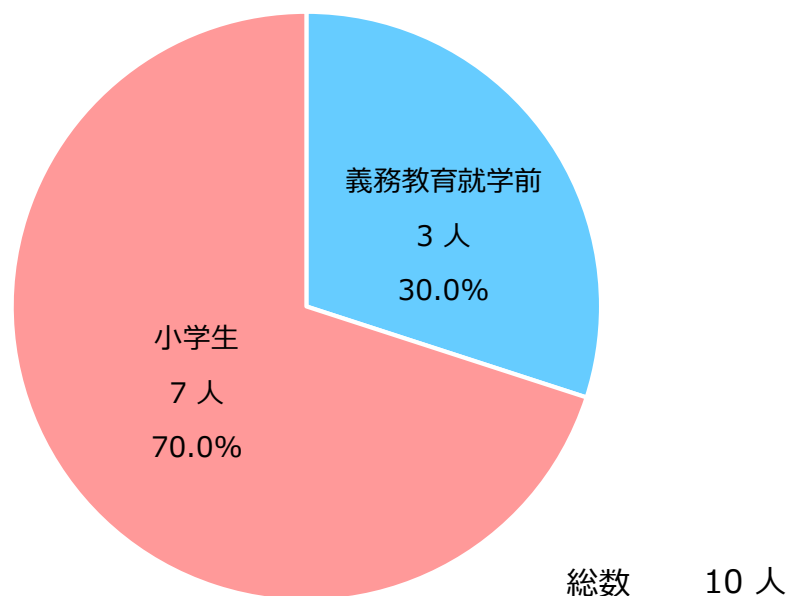
助言指導（措置によらない指導）	14
継続指導（措置によらない指導）	37
児童福祉司等指導（措置による指導）	9
施設入所措置	19
里親等委託	2
一時保護（委託含む）	10
その他	1

※複数回答のため、児童数の重複あり

## 状況確認ができていない児童（10人）について

### 状況確認ができていない児童の学年別の状況

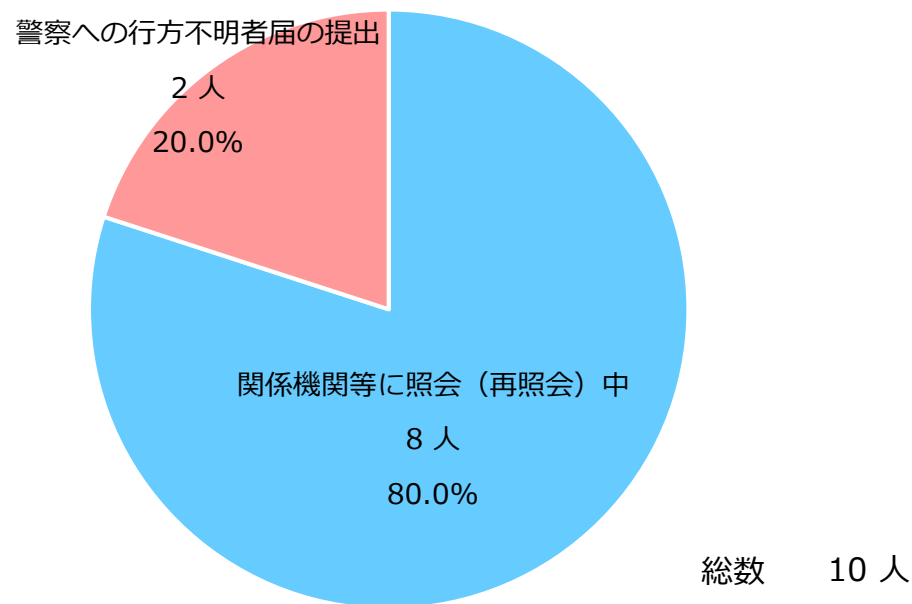
○「義務教育就学前」が3人（30.0%）、「小学生」が7人（70.0%）。



### 状況確認ができていない児童の調査状況

○令和4年8月22日時点で状況確認ができていない児童10人は、全て関係機関等\*への照会や警察への行方不明者届の提出により、調査を継続して行っている。

※東京出入国在留管理局等



## 令和4年度調査について

○ 令和4年6月1日時点において、乳幼児健診未受診者や未就園、不就学等で福祉サービス等を利用していないなど関係機関が確認できていない子どもについて、令和5年2月28日までの確認の状況を調査する。

# 都道府県別の状況

	令和3年6月1日時点の 確認対象児童数	令和3年6月1日から 令和4年8月22日までに 状況確認ができた児童数	令和4年8月22日までに 状況確認ができていない 児童数		令和3年6月1日時点の 確認対象児童数	令和3年6月1日から 令和4年8月22日までに 状況確認ができた児童数	令和4年8月22日までに 状況確認ができていない 児童数
北海道	484	484	0	滋賀県	243	243	0
青森県	36	36	0	京都府	348	348	0
岩手県	1	1	0	大阪府	2,457	2,456	1
宮城県	900	899	1	兵庫県	1,406	1,406	0
秋田県	453	453	0	奈良県	411	411	0
山形県	41	41	0	和歌山県	28	28	0
福島県	111	111	0	鳥取県	64	64	0
茨城県	385	385	0	島根県	2	2	0
栃木県	95	95	0	岡山県	268	268	0
群馬県	260	260	0	広島県	180	179	1
埼玉県	1,328	1,328	0	山口県	43	43	0
千葉県	1,661	1,659	2	徳島県	494	494	0
東京都	9,129	9,127	2	香川県	104	104	0
神奈川県	3,173	3,172	1	愛媛県	61	61	0
新潟県	62	62	0	高知県	9	9	0
富山県	112	112	0	福岡県	1,114	1,114	0
石川県	24	24	0	佐賀県	13	13	0
福井県	76	76	0	長崎県	145	145	0
山梨県	102	102	0	熊本県	257	257	0
長野県	134	134	0	大分県	95	95	0
岐阜県	174	174	0	宮崎県	695	695	0
静岡県	497	497	0	鹿児島県	118	118	0
愛知県	952	950	2	沖縄県	355	355	0
三重県	66	66	0	<b>合計</b>	<b>29,166</b>	<b>29,156</b>	<b>10</b>

子家発 0909 第 1 号  
令和 4 年 9 月 9 日

各 

都	道	府	県
市	町		村
特	別		区

 児童福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長  
(公印省略)

乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

昨年度、乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認については、「乳幼児健診未受診者、未就園児、不就学児等の状況確認の実施について（依頼）」（令和 3 年 8 月 27 日付け子家発 0827 第 1 号厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）に基づき、関係部署や関係機関との情報共有等の取組により徹底し、確認対象児童の所在及び安全の確認に努めていただきました。

乳幼児健診未受診、未就園、不就学等の子どもについては、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成 31 年 3 月 19 日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、毎年度、定期的に安全確認を行うこととされていることに加え、これら子どもは特に支援を必要としている場合もあることから、本年度も昨年度と同様に、各市区町村においては、要保護児童対策地域協議会の場を活用するとともに、児童相談所や教育委員会、警察等の関係機関と連携し、早急に子どもの状況確認を行うようお願いいたします。

併せて、都道府県におかれましては、管内の市区町村（指定都市及び中核市を除く。）が実施した状況確認の結果に係る調査票のとりまとめ等につきまして、御協力をお願いいたします。

本調査の実施に当たっては、内閣府男女共同参画局、警察庁生活安全局、総務省自治行政局、出入国在留管理庁及び文部科学省初等中等教育局と協議済みであることを申し添えます。

なお、本通知による調査は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づき依頼するものです。

## 記

### 1 趣旨・目的

本調査は、令和 4 年 6 月 1 日時点で、当該市区町村には住民票はあるが、乳幼児健診等の未受診や、未就園、不就学等で、福祉サービス等を利用していないなど関係機関が状況を確認できていない子ども（以下の①～④のいずれかに該当する小学校修了前の児童（0 歳から 12 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童をい

う。)。以下「確認対象児童」という。)の情報を市区町村において把握し、子どもを目視すること等により、福祉や教育等、家族以外との接触のない子どもの安全確認・安全確保を図ることを目的とするものです。

- ① 乳幼児健康診査(自治体が独自に実施しているものを含む。)、予防接種、新生児訪問、乳児家庭全戸訪問事業などの乳幼児等を対象とする保健・福祉サービスを受けておらず(乳幼児健康診査については、診査結果が要精密検査となっているにもかかわらず、精密検査を受診しない者を含む。)、電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにもかかわらず、自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ② 未就園(保育所、幼稚園、認定こども園等へ入所・入園をしていない)で、地域子育て支援拠点や一時預かり等の福祉サービス等を利用しておらず、関係機関においても目視による確認ができない児童
- ③ 市区町村教育委員会等が、学校への就園・就学に係る事務<sup>※1</sup>の過程で把握した児童で通園・通学していないもの<sup>※2</sup>のうち、市区町村教育委員会が各学校や学校設置者と連携して家庭への電話、文書、家庭訪問等による連絡を試みてもなお自治体職員の目視による確認ができず、関係機関においても目視による確認ができない児童  
※1 就学時健診、学齢簿の編製、就学説明会等の就園・就学前後の諸手続、幼児教育・保育の無償化に係る諸手続、学校において行う事務を含む。  
※2 ・ 就学義務の免除又は猶予を受けている児童  
・ 1年以上居所不明のため、学齢簿を別に編製されている簿冊に記載(記録)されている児童  
・ 病気や経済的理由、不登校、家庭の事情等により長期欠席している児童 等
- ④ 市区町村の児童家庭相談、保育の実施事務、子ども・子育て支援新制度における施設型給付・施設等利用給付・地域型保育給付や児童手当、児童扶養手当等の児童を対象とした手当(自治体が独自に実施している手当を含む。)の支給事務、その他児童福祉行政の実施事務の過程で把握されている家庭の児童で、家庭への電話、文書、家庭訪問等による勧奨を実施したにも関わらず、自治体職員の目視による確認ができず、それらの行政事務の実施上、必要な各種届出や手続を行っていない家庭に属し、関係機関においても目視による確認ができない児童(①から③までに該当する児童を除く。)

## 2 状況確認の実施

以下により、確認対象児童を洗い出し、状況確認を実施してください。

### (1) 確認対象児童の洗い出し

令和4年6月1日時点において当該市区町村に住民登録をしている確認対象児童について、当該市区町村の児童福祉部門・母子保健部門等の関係部署のほか、市区町村教育委員会等関係機関と連携して情報を収集し、確認対象児童数及び各児童に関する情報について把握を行う。

### (2) 確認対象児童の状況確認の実施



上記（1）の確認対象児童について、

- ・ 速やかに以下のアの方法により状況確認を行う
- ・ アの方法による状況確認ができなかった場合には、イ又はウの方法により状況確認を行う

こととし、ウによっても判断に資する十分な情報が得られない場合には、引き続きア又はイによる確認ができるよう情報収集等の調査を継続し、確認対象児童の所在がつかめない場合には警察に適切に行方不明者届を提出すること。

確認対象児童の状況確認については、確認対象児童の存在が判明した時点から随時速やかに状況確認を行うこと。なお、確認対象児童の住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による状況確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、目視により、確認対象児童に係る状況確認を実施する場合は、「児童虐待・DV対策等総合支援事業」における「児童虐待防止対策支援事業」が活用できることから、積極的な活用を検討すること。

状況確認の結果については、児童相談所も構成員となっている要保護児童対策地域協議会において速やかに関係機関と情報共有を行うこと。また、状況確認の結果、養育に関して支援が必要な家庭については、児童相談所における指導・助言・保護のほか、市区町村で継続的に養育支援訪問事業等を活用するなどによる養育に関する相談、助言指導等の支援を行うこと。特に、支援を必要とする若年妊産婦については、母子保健分野とも連携しながら、出産後の親子に対する養育支援を行うこと。さらに、保護者に対しては、今後状況確認ができなくなることがないように転出・転入の際の届出や相談窓口等についての必要な助言・情報共有等を行う。

ア 住所地市区町村の職員、要保護児童対策地域協議会の構成員となっている機関・関係者のほか、住所地市区町村が目視による確認を依頼した機関や関係者（他の市区町村の機関等を含む。）が、当該児童を目視<sup>※3</sup>により確認

※3 状況確認に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染予防を徹底するとともに、必要に応じて、ICT機器を活用した確認方法等を検討すること

イ 東京出入国在留管理局への照会により得た当該児童に係る出入（帰）国記録から、当該児童の出国の事実を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認を含む。）

ウ ア及びイのほか、住所地市区町村が実施した調査等により、当該児童の所在等について得られた情報の信頼性に確信が持てるとして、住所地市区町村が判断したことによる所在等の確認

- ① 海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合
- ② 他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況確認できた場合
- ③ 保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して確実に児童の状況が確認できた場合
- ④ 児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合 等

### 3 調査の報告

上記2により状況確認を行った確認対象児童数、各児童の状況等について、別添1及び2の回答上の留意事項を精読の上、2種類の調査票（調査票1及び調査票2）により、報告をお願いします。

#### 【調査票1】

以下の調査項目について、確認対象児童全員の個別の状況を回答してください。

○ 必須回答の調査項目

住所地都道府県名、住所地市区町村名、年齢（令和4年6月1日現在）、学年、性別、確認対象児童として判断した主な理由

○ 令和4年6月1日から令和4年11月30日まで及び令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目

居所都道府県名、居所市区町村名、状況確認ができた年月日、状況確認ができた方法、状況確認ができた後に行った支援内容 等

○ 令和4年11月30日及び令和5年2月28日時点で状況確認ができない児童について回答する調査項目

要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況、警察との情報共有・連携状況、東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会の有無、海外出国・居住の可能性に関する情報の有無、DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無 等

#### 【調査票2】

市区町村ごとに、以下の①から⑦に掲げる確認対象児童数を回答してください。

① 確認対象児童の数

② 確認対象児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数

③ 確認対象児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

④ 令和3年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数及び確認期間ごとの内数

⑤ 上記④のうち、令和2年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

⑥ 上記④のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

⑦ 上記④のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数及び確認期間ごとの内数

※ 市区町村内に対象児童が存在しない場合も、調査表2を入力の上、提出をお願いします（都道府県名、市区町村名を入力し、確認対象児童数を「0」とする）。

#### 4 提出期限等

##### (1) 厚生労働省への提出期限（期限厳守）

○ 一次報告

令和4年12月15日（木）（令和4年11月30日時点での状況確認結果）

○ 二次（最終）報告

令和5年3月15日（水）（令和5年2月28日時点での状況確認結果）

※ 令和5年2月28日時点で、なお状況確認ができていない児童がいる場合は、引き続き状況確認の調査を行います。

##### (2) 提出方法

○ 令和4年6月1日時点における確認対象児童について、当該児童に関する情報及び状況確認の状況を取りまとめの上、調査票を提出してください。

○ 提出期限前に全ての確認対象児童について状況確認できた場合には、提出期限を待たずに調査票を更新の上、速やかに提出してください。

○ 都道府県においては、管内市区町村（指定都市及び中核市を除く。）の各調査票を取りまとめの上、提出先メールアドレス宛てに送付をお願いします。

○ 提出する際のファイル名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

○ 指定都市及び中核市においては、都道府県を経由せず、提出先メールアドレス宛に直接送付をお願いします。

○ 送付の際のメールの件名は、「【〇〇県（市）】調査票」としてください。

（提出先メールアドレス） [jidounetwork@mhlw.go.jp](mailto:jidounetwork@mhlw.go.jp)

#### 5 調査結果の公表

調査結果については、とりまとめ次第速やかに公表する予定です。

**【担当者】**

厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課  
虐待防止対策推進室

自治体支援係（内線 4849/4898）

TEL 03-5253-1111（代表）

03-3595-2166（直通）

## 回答上の留意事項【調査票 1】

## 1 回答対象

調査票 1 では、確認対象児童の一人一人の個別の状況を回答してください。

個々の確認対象児童については、住所地市区町村ごとに「確認対象児童番号」(回答欄(0)に入力)を付して、情報を整理してください※1。

※1 例えば、東京都町田市で確認対象児童が3名存在する場合、「確認対象児童番号」1～3を付して整理し、八王子市で確認対象児童が2名存在する場合、町田市からの続きで「確認対象児童番号」4、5とはせず、1、2を付して整理してください。なお、「とりまとめ団体(都道府県、政令市、中核市)集計用通し番号」については、都道府県、政令市、中核市ごとに番号を付して整理してください。

## 2 調査項目及び留意事項

## (1) 全確認対象児童について必須回答の調査項目(【問1】～【問5】)

本調査項目は、令和4年6月1日時点の状況を回答してください。

## 【問1】

- 住所地都道府県名、住所地市区町村名(回答欄(1)(2))<記述式>  
→ 確認対象児童が記録されている住民基本台帳を備える都道府県名、市区町村名を回答してください。

## 【問2】

- 令和3年度状況確認調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童(回答欄(3))<選択式>  
→ 令和3年度状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する確認対象児童を回答してください。

(回答欄(3): 該当=1、非該当=0 のうちから選択)

- 令和2年度状況確認調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童(回答欄(4))<選択式>  
→ 令和3年度状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する確認対象児童を回答してください。

(回答欄(4): 該当=1、非該当=0 のうちから選択)

- 令和元年度状況確認調査で「状況確認ができない児童」として報告していた児童(回答欄(5))<選択式>  
→ 令和3年度状況確認調査で状況確認ができない児童のうち、令和元年度状況確認調査から継続して状況確認ができない児童に該当する確認対象児童を回答してください。

(回答欄(5): 該当=1、非該当=0 のうちから選択)

- 平成30年度緊急把握調査(再々フォローアップ)で「状況確認ができない児童」として報告していた児童(回答欄(6))<選択式>

→ 令和3年度状況確認調査で状況確認ができない児童のうち、平成30年度緊急把握調査（再々フォローアップ）から継続して状況確認ができない児童に該当する確認対象児童を回答してください。

（回答欄(6)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

【問3】

○ 年齢、学年、性別（回答欄(7)～(9)）＜選択式＞

→ 確認対象児童の年齢、学年、性別を回答してください。※2

※2 令和4年6月1日時点の状況を回答することに注意してください。

（回答欄(7)：0歳～12歳 のうちから選択）

（回答欄(8)：義務教育就学前、小学生 のうちから選択）

（回答欄(9)：男、女 のうちから選択）

【問4】

○ 確認対象児童として判断した主な事由（回答欄(10)）＜選択式＞

→ 確認対象児童として、判断した主な事由については、本調査依頼通知「1趣旨・目的」の①～④のいずれかを選択してください。

（回答欄(10)：選択肢①～④のうちから選択）

【問5】

○ 令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童

（回答欄(11)）＜選択式＞

→ 確認対象児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童を回答してください。

（回答欄(11)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

○ 令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童

（回答欄(12)）＜選択式＞

→ 確認対象児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童を回答してください。

（回答欄(12)：該当＝1、非該当＝0 のうちから選択）

(2) 令和4年6月1日から令和4年11月30日及び令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童について回答する調査項目（【問6】～【問9】）

【問6】

○ 居所都道府県名、居所市区町村名（回答欄(13)(14)）＜記述式＞

→ 確認対象児童が住民票を残して居所を移動している場合の移動先の居所の属する都道府県名、市区町村名を回答してください。所在等を確認した結果、居所市区町村が住所地市区町村と同一であった場合も、当該都道府県名及び市区町村名を回答してください。

【問7】

○ 状況確認ができた年月日（回答欄(15)）＜記述式＞

→ 状況確認ができた年月日について回答してください。

○ 状況確認ができた方法（回答欄(16)）＜選択式＞

→ 本通知 2 (2) のア～ウのいずれかを回答してください。

(回答欄(16)：ア 目視により確認

イ 東京出入国在留管理局に照会し、出国を確認（出国後、入（帰）国記録がないことの確認も含む）

ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認

のうちから選択)

○ 回答欄(16)で「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」を選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(17))＜選択式＞

→ 「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、市区町村においてどのような情報により状況確認ができたかについて、本調査依頼通知「2 状況確認の実施」「(2) 確認対象児童の状況確認の実施」項目「ウ」の①～④の例示及び「⑤その他」の中から回答してください。

(回答欄(17)：①海外の学校等に在籍していることが在籍証明書等により確認できた場合

②他の市区町村の医療機関を受診していることが判明し、当該医療機関を通して状況が確認できた場合

③保護者が配偶者からの暴力等により避難しており、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターを通して児童の状況が確認できた場合

④児童が自室に引きこもっているが、市区町村の職員等のドア越しの呼びかけには応答し、家族も状況改善に向けて市区町村に相談するなど協力的な姿勢が見受けられる場合

⑤その他

のうちから選択)

○ 回答欄(17)で「その他」を選択した場合の判断根拠となった情報の内容

(回答欄(18))＜記述式＞

→ 市区町村においてどのような情報により状況確認ができたかについて、記述式で回答してください。

○ 状況確認ができた際の情報共有の範囲（回答欄(19)）＜選択式＞

→ 「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合に、状況確認ができた際の情報共有の範囲を回答してください。

本調査項目については、最終的に状況確認できた段階での情報共有の範囲を回答することとし、例えば同一市区町村内で情報共有を行い、その上で、他都道府県の市区町村又は他都道府県に所在する関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた場合は、「④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた」と回答することになります。

(回答欄(19)：①継続的な家庭訪問等により状況確認ができた

②同一市区町村内の関係部署等との情報共有の結果、状況確認ができた



③同一都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた

④他の都道府県内の関係機関等との情報共有の結果、状況確認ができた

のうちから選択)

○ 状況確認につながる情報が得られた調査先

(回答欄(20)～(39)) <選択式・複数回答可>

→ 状況確認につながる情報が得られた調査先とは、確認対象児童に関する情報提供を求めるなどの調査を行い、当該関係部署等からの情報が児童の状況確認につながった場合の部署等のことを指し、当該関係部署等が目視により児童を確認した場合もこれに含まれるものとします。

複数の関係部署等からの情報提供等を組み合わせることで、状況確認につながった児童については、当該情報提供等を行った全ての調査先の部署等を選択してください。

「その他」を選択する場合は調査先を記述式で回答してください。

(回答欄(20)～(39)：該当項目に1(複数回答可))

【問8】

○ 状況確認時等における「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無

(回答欄(40)) <選択式>

→ 「状況確認できるまでの間」又は「状況確認時」のどちらか一方でも「虐待又は虐待の疑い」に関する情報があれば「情報あり」を回答してください。

(回答欄(40)：情報あり=1、情報なし=0のうちから選択)

(内容例)

～「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の例～

- ・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない(疑いがある)場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合
- ・当該児童の年齢に応じた発育状況を確認できず、保護者から虐待を疑わせる言動(例えば「子どもを外出させていない」など)があった場合
- ・当該児童が重傷(又は死亡)に至っており、保護者の説明、警察の捜査等を通じた情報から、重傷(又は死亡)の原因が保護者からの虐待によるものであることが疑われた場合

○ 回答欄(40)で「虐待又は虐待の疑い」に関する情報ありと回答した場合の当該情報の詳細、状況確認時の児童等の状況(回答欄(41)) <記述式>

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合に、当該情報の詳細、状況確認時の状況を記述式で回答してください。

○ 回答欄(40)で「虐待又は虐待の疑い」に関する情報ありと回答した児童に対する市区町村、児童相談所等による支援等の状況

(回答欄(42)～(64)) <選択式・複数回答可>

→ 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報ありの児童の状況確認後に市区町村、児童相談所等において行った児童及び家庭への支援、措置等について全て回答してください。

「その他」を選択する場合は記述式で回答してください。

(回答欄(42)～(64)：該当項目に1(複数回答))

【問9】

- 回答欄(8)で「小学生」と回答し、回答欄(16)で「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」と回答した場合の状況確認時における児童の就学の状況

(回答欄(65)) <選択式>

→ 学年が「小学生」で、「ア 目視により確認」又は「ウ 信頼性に確信が持てる情報を入手したことにより確認」により状況確認をした確認対象児童について、状況確認時における児童の就学の状況を回答してください。

(回答欄(65)：①小学校、義務教育学校、特別支援学校に通学している

②小学校、義務教育学校、特別支援学校に在籍しているが、病気等により長期欠席の状態にある

③学校以外の教育機関(インターナショナルスクール等)に通っている

④学校以外の教育機関にも通っていない(就学猶予・免除等の状況にある)

⑤把握できない

のうちから選択)

(3) **令和4年11月30日及び令和5年2月28日までに状況確認ができない児童について回答する調査項目(【問10】～【問18】)**

本調査項目は、令和4年11月30日及び令和5年2月28日時点の状況を回答してください。

【問10】

- 家族の所在の状況、住所地の住居における居住状況

(回答欄(66)(67)) <選択式>

→ 確認対象児童について、住民票上で同居している保護者や兄弟姉妹等の家族の状況(居住実態の状況)及び訪問調査を行った際の住居の状況(居住している様子があるか等)について回答してください。なお、「住所地の住居における居住状況」において、「居住状況不明」とは、訪問調査を行ったにもかかわらず、例えばマンションのオートロックで応答がなかった場合等により住民票上の住居の状況が確認できなかった場合をいい、「確認未実施」とは、訪問調査を行っていないなど住居の状況の確認自体を行っていない場合を指します。

(回答欄(66)：児童以外全員把握、児童のほか1人以上不明、児童とともに全員不明、同居家族なし、確認未実施のうちから選択)

(回答欄(67)：当該家庭が居住している様子あり、当該家庭が居住している様子なし、居住状況不明、確認未実施のうちから選択)

- 住所地の住居における児童の居住の可能性(回答欄(68)) <選択式>

→ 当該児童が居住している様子の有無について回答してください。

(回答欄(68)：居住している様子あり、居住している様子なし、不明のうちから選択)

【問11】

○ 家庭訪問調査の実施回数（回答欄(69)）＜選択式＞

→ 確認対象児童と判断して以降に行った家庭訪問調査の実施回数を回答してください。複数の部局で家庭訪問を行った場合は、その合計数を回答してください。訪問場所は、児童の住所地のほか、児童が所在している可能性がある親族宅等も含みます。

（回答欄(68)：未実施、1回、2回、3回、4回、5～9回、10回以上 のうちから選択）

【問12】

○ 確認対象児童の所在等を確認するための調査先

（回答欄(70)～(90)）＜選択式・複数回答可＞

→ 確認対象児童について、所在等を確認するために本調査の担当部署等（児童虐待担当等が要保護児童対策地域協議会の調整機関として調査を行った場合も含む。）が調査を行った先の部署等について回答してください。

なお、「警察署」については、市区町村から警察に対して、確認対象児童の存在を伝えた上で、次のいずれかを行っている場合を指します。

- ・警察の情報ネットワーク等から当該児童の状況確認につながる情報を把握した場合には、市区町村に即時に連絡してもらうよう依頼した場合
- ・当該児童の状況確認のための調査や同行訪問等を行ってもらうよう依頼した場合
- ・当該児童の行方不明者届を提出した場合

なお、要保護児童対策地域協議会を通じて、警察を含めた複数の関係機関に対して協力依頼を行った場合も同関係機関を調査先として回答してください。

本項目において「警察署」を選択する際には、警察においても市区町村から当該情報提供等を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

「その他」を選択する場合は記述式で回答してください。

（回答欄(70)～(90)：該当項目に1（複数回答可））

【問13】

○ 「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無（回答欄(91)）＜選択式＞

→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での「虐待又は虐待の疑い」に関する情報の有無を回答してください。

（回答欄(91)：情報あり＝1、情報なし＝0 のうちから選択）

（内容例）

- ・以前から転居を繰り返す世帯として情報があり、適切に乳幼児健康診査／教育等を受けさせていない（疑いがある）場合
- ・調査の過程において、保護者による身体的虐待に関する情報を確認した場合

○ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の詳細・具体的対応（回答欄(92)）＜記述式＞

→ 「「虐待又は虐待の疑い」に関する情報あり」と回答した場合の当該情報の

詳細を記述式で回答してください。また、「虐待又は虐待の疑い」に関する情報を入手した後の具体的な対応についても回答してください。

【問14】

- 要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況（回答欄(93)）＜選択式＞  
→ 確認対象児童について、要保護児童対策地域協議会へのケース登録状況を回答してください。

（回答欄(93)：登録済＝1、登録していない＝0 のうちから選択）

- 回答欄(93)で「登録していない」と回答した場合に要保護児童対策地域協議会にケース登録をしない理由

（回答欄(94)）＜記述式＞

- 「登録していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問15】

- 児童相談所との情報共有・連携状況（回答欄(95)）＜選択式＞  
→ 確認対象児童について、児童相談所との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から児童相談所に対して、確認対象児童の存在を伝え、

- ・児童相談所の情報ネットワーク等から状況確認につながる情報を確認した場合は、市区町村に即時連絡する
- ・市区町村の行う家庭訪問に同行してもらう
- ・児童相談所が把握している情報の提供を受けて、当該児童を把握し、連携して調査することとした場合 等

広く状況確認の取組について情報共有・協力依頼をすることを指します。

要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた複数の関係機関に対して情報共有・協力依頼を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、児童相談所においても市区町村から当該依頼を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

（回答欄(95)：依頼済＝1、依頼していない＝0 のうちから選択）

- 回答欄(95)で「依頼していない」と回答した場合に児童相談所に依頼しない理由（回答欄(96)）＜記述式＞

- 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問16】

- 警察との情報共有・連携状況（回答欄(97)）＜選択式＞  
→ 確認対象児童について、警察との情報共有・連携に係る依頼状況を回答してください。

本調査項目における情報共有・連携に係る依頼とは、市区町村から警察に対して、確認対象児童の存在を伝え、

- ・警察の情報ネットワーク等から当該児童の状況確認につながる情報を把握し

- た場合には、市区町村に即時に連絡してもらうよう依頼した場合
- ・当該児童の状況確認のための調査や同行訪問を行ってもらうよう依頼した場合
  - ・当該児童の行方不明者届を提出した場合
- を指します。

また、要保護児童対策地域協議会を通じて、警察を含めた複数の関係機関に対して協力依頼等を行った場合も、「依頼済」と回答してください。

なお、「依頼済」については、警察においても市区町村から当該情報提供等を受けた認識があることを確認した上で回答してください。

(回答欄(97)：依頼済=1、依頼していない=0)

- 回答欄(97)で「依頼していない」と回答した場合に警察に依頼しない理由  
(回答欄(98)) <記述式>  
→ 「依頼していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。
- 回答欄(97)で「依頼済」と回答した場合に行方不明者届提出の有無  
(回答欄(99)) <選択式>  
→ 「依頼済」と回答した場合に、確認対象児童に係る行方不明者届提出の有無を回答してください。  
ここで、行方不明者届提出については、児童相談所等の関係機関だけでなく、親族等によるものも含みます。本調査項目については、警察署や親族等に確認した上で回答してください。  
(回答欄(99)：提出済=1、提出していない=0 のうちから選択)
- 回答欄(99)で「提出済」と回答した場合に、当該行方不明者届を提出した年月日  
(回答欄(100)) <記述式>  
→ 「提出済」と回答した場合は、当該行方不明者届を提出した年月日を回答してください。
- 回答欄(99)で「提出していない」と回答した場合は、行方不明者届を提出しない理由  
(回答欄(101)) <記述式>  
→ 「提出していない」と回答した場合は、その理由を記述式で回答してください。

【問17】

- 東京出入国在留管理局への出入（帰）国記録の照会  
(回答欄(102)) <選択式>  
→ 確認対象児童について、令和4年11月30日及び令和5年2月28日までに東京出入国在留管理局へ出入（帰）国記録の照会を行ったかどうかを回答してください。  
(回答欄(102)：照会を実施=1、照会を未実施=0 のうちから選択)
- 回答欄(102)で「照会を実施」と回答した場合に、当該照会の実施年月日

(回答欄(103)) <記述式>

→ 「照会を実施」と回答した場合は、当該照会を実施した直近の年月日を回答してください。

○ 海外出国・居住の可能性に関する情報の有無(回答欄(104)) <選択式>

→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、海外出国や海外居住の可能性に関する情報の有無について回答してください。

(回答欄(104): 情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

○ 回答欄(104)で「情報あり」と回答した場合に、当該情報を把握した年月日

(回答欄(105)) <記述式>

→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報を把握した年月日を回答してください。

○ 回答欄(104)で「情報あり」と回答した場合に海外出国・居住の可能性に関する情報の内容(回答欄(106)) <記述式>

→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。

【問18】

○ DVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無

(回答欄(107)) <選択式>

→ 確認対象児童について、状況確認のための調査等を行う中での、保護者間のDVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の有無について回答してください。

(回答欄(107): 情報あり=1、情報なし=0 のうちから選択)

○ 回答欄(107)で「情報あり」と回答した場合にDVで他市区町村に避難している可能性に関する情報の内容(回答欄(108)) <記述式>

→ 「情報あり」と回答した場合は、当該情報の内容を記述式で回答してください。



## 回答上の留意事項【調査票 2】

## 1 回答対象

調査票 2 では、市区町村ごとに次の①から⑮に掲げる児童の数（小学校修了前の児童（0歳から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童をいう。））を回答してください。

## 【問 1】

令和 4 年 6 月 1 日時点の住所地都道府県名、住所地市区町村名

## 【問 2】

- ① 確認対象児童の数
- ② 確認対象児童のうち、令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数
- ③ 確認対象児童のうち、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数

## 【問 3】

- ④ 令和 3 年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数
- ⑤ 上記④のうち、令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑥ 上記④のうち、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数

## 【問 4】

- ⑦ 上記④のうち、令和 2 年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数
- ⑧ 上記⑦のうち、令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑨ 上記⑦のうち、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数

## 【問 5】

- ⑩ 上記④のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童の数
- ⑪ 上記⑩のうち、令和 4 年 6 月 1 日から令和 4 年 11 月 30 日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑫ 上記⑩のうち、令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 2 月 28 日までの間に状況確認ができた児童の数

## 【問 6】

- ⑬ 上記④のうち、平成 30 年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童の数

- ⑭ 上記⑬のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数
- ⑮ 上記⑬のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数

## 2 調査項目及び留意事項

### 【問1】

- 住所地都道府県名、住所地市区町村名（回答欄（1）（2））
  - 都道府県名及び都道府県内の全ての市区町村名を回答してください（指定都市及び中核市を除く。指定都市及び中核市の場合は当該市名を回答してください。）。市区町村内に確認対象児童が存在しない場合は、市区町村名のみ記載してください。

### 【問2】

- 確認対象児童の数（令和4年6月1日時点）（回答欄（3））
  - 各市区町村の確認対象児童の数を回答してください。
- 回答欄（3）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（4））
- 回答欄（3）の児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（5））
  - 各市区町村の確認対象児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日及び令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数を回答してください。

### 【問3】

- 令和3年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（6））
  - 令和3年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童（令和3年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。
- 回答欄（6）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（7））
- 回答欄（6）の児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（8））
  - 各市区町村の回答欄（6）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日及び令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数を回答してください。

### 【問4】

- 令和2年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（9））
  - 令和2年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童（令和2年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。

い。

- 回答欄（9）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（10））
- 回答欄（9）の児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（11））
  - 各市区町村の回答欄（9）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日及び令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数を回答してください。

【問5】

- 令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（12））
  - 回答欄（6）の児童のうち、令和元年度に実施した状況確認調査で状況確認ができない児童（令和元年度状況確認調査結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。
- 回答欄（12）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（13））
- 回答欄（12）の児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（14））
  - 回答欄（12）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日及び令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数を回答してください。

【問6】

- 平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童に該当する児童の数（回答欄（15））
  - 回答欄（6）の児童のうち、平成30年度に実施した緊急把握調査（再々フォローアップ）で状況確認ができない児童（平成30年度緊急把握調査（再々フォローアップ）結果）について、市区町村ごとに当該児童の数を回答してください。
- 回答欄（15）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（16））
- 回答欄（15）の児童のうち、令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数（回答欄（17））
  - 回答欄（15）の児童のうち、令和4年6月1日から令和4年11月30日及び令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童の数を回答してください。

【調査票1】

とりまとめ 団体(都道府県、政令市、中核市) 集計用 通し番号	確認対象 児童番号	令和4年6月1日時点で状況確認ができていない全確認対象児童について必須回答の調査項目												問6						
		問1		問2				問3		問4	問5		問6		状況確認ができた方法	情報の信頼性に確信が持てる と判断した根拠 ※回答欄(16)で「ウ」信頼性に確信が 持てる情報を入手したことにより確認 を選択した場合のみ回答	回答欄(17)で「その他」を選択 した場合は、具体的に記載			
		住所地 都道府県名 (令和4年6月1日時点)	住所地 市区町村名 (令和4年6月1日時点)	令和3年度調査で「状況確認ができていない児童」として報告していた児童	令和2年度調査で「状況確認ができていない児童」として報告していた児童	令和元年度調査で「状況確認ができていない児童」として報告していた児童	平成30年度調査の再々フォローアップで「安全確認ができていない児童」として報告していた児童	年齢 (令和4年6月1日時点)	学年 (令和4年6月1日時点)	性別	確認対象児童として判断した主な事由	令和4年6月1日から令和4年11月30日までの間に状況確認ができた児童	令和4年12月1日から令和5年2月28日までの間に状況確認ができた児童	住所 都道府県名等				住所 市区町村名等	状況確認ができた年月日	
		(0)	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)	(18)
	市区町村ごと付番	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	<記述式>	<記述式>	<選択式>	<選択式>	<記述式>	
1																				
2																				
3																				
4																				
5																				
6																				
7																				
8																				
9																				
10																				
11																				
12																				
13																				
14																				
15																				
16																				
17																				
18																				
19																				
20																				
21																				
22																				
23																				
24																				
25																				
26																				
27																				
28																				
29																				
30																				
31																				
32																				
33																				
34																				
35																				
36																				
37																				
38																				
39																				
40																				
41																				
42																				
43																				
44																				
45																				
46																				
47																				
48																				
49																				
50																				















【調査票2】

	問1		問2		問3		問4		問5		問6						
	住所地 都道府県名	住所地 市町村名	確認対象 児童数 (令和4年6月 1日時点)	(3)のうち、令 和4年11月30 日までに状況 確認ができた 児童数	(3)のうち、令 和4年12月1 日から令和5 年2月28日ま でに状況確認 ができた児童 数	令和3年度調 査で状況確認 ができない児 童数	(6)のうち、令 和4年11月30 日までに状況 確認ができた 児童数	(6)のうち、令 和4年12月1 日から令和5 年2月28日ま での間に状況 確認ができた 児童数	(6)のうち、令 和2年度調査 で状況確認が できない児童 数	(9)のうち、令 和4年11月30 日までに状況 確認ができた 児童数	(9)のうち、令 和4年12月1 日から令和5 年2月28日ま での間に状況 確認ができた 児童数	(6)のうち、令 和元年度調 査で状況確認 ができない児 童に該当する 児童数	(12)のうち、令 和4年11月30 日までに状況 確認ができた 児童数	(12)のうち、令 和4年12月1 日から令和5 年2月28日ま での間に状況 確認ができた 児童数	(6)のうち、平 成30年度緊 急把握調査 (再々プ ローアッ プ)で 状況確認が できない児 童に該当 する児童 数	(15)のうち、令 和4年11月30 日までに状況 確認ができた 児童数	(15)のうち、令 和4年12月1 日から令和5 年2月28日ま での間に状況 確認ができた 児童数
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)	(14)	(15)	(16)	(17)
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
11																	
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
21																	
22																	
23																	
24																	
25																	
26																	
27																	
28																	
29																	
30																	
31																	
32																	
33																	
34																	
35																	
36																	
37																	
38																	
39																	
40																	
41																	
42																	
43																	
44																	
45																	
46																	
47																	
48																	
49																	
50																	

# 令和4年度児童虐待防止対策等推進広報啓発事業（案）

## 児童虐待防止、体罰等によらない子育て

- 1. 「子どもの虐待防止推進全国フォーラム with かがわ」の開催**（開催日：令和4年11月20日(日)）  
児童虐待防止及び体罰等によらない子育て等をテーマとした基調講演、トークセッション、「児童虐待防止推進月間」標語最優秀作品の表彰を実施予定。香川県での現地（ホテルクレメント高松）開催のほか、厚生労働省YouTubeアカウントのライブ配信によるハイブリット形式。
- 2. 「児童虐待防止推進月間」標語の募集、決定・公表**  
6月14日～7月22日を応募受付期間として、公募した作品から最優秀作品を選出し、厚生労働大臣賞を授与。当該標語は、厚生労働省ホームページをはじめ、広報・啓発活動において広く活用する。
- 3. ポスター等の制作・配布、啓発動画の制作・展開**
  - ・ 「児童虐待防止推進月間」に向けたポスター・リーフレットの制作・配付。配布は10月下旬予定。
  - ・ 「189」「0120-189-783」「親子のための相談LINE（仮称）」普及啓発動画の制作・メディア（SNS等を含む）展開
- 4. 「子育てお悩み相談室（仮称）」の配信**  
つい手を挙げてしまう・怒鳴ってしまうなど、子育て中の親の多くが抱えがちな悩みについて、有識者が日常の「あるある」を紹介しつつ、悩みに寄り添ったアドバイスなどの動画を制作し、厚生労働省YouTubeアカウントで配信。（1か月に1回程度を想定）
- 5. 関係団体等の協力**  
一人でも多くの国民に児童虐待問題に関心をもってもらうため、プロバスケットボールリーグ「B.LEAGUE」チームとのコラボイベントや、賛同する著名人からのメッセージ等を発信。

## ヤングケアラーの社会的認知度向上

- 1. ヤングケアラー認知度向上「中高生タイアップコンテンツ」**  
ラジオ番組、文化放送「レコメン！」と1か月間コラボ、ゲストと当事者を交え対談。番組内容は、特別映像化して配信。
- 2. ポスター等の配布、認知向上普及啓発動画の展開**  
ポスター・リーフレットの配付、全国イオンにおける啓発用動画の発信（8月1日～14日）・メディア（SNS等を含む）展開
- 3. ヤングケアラー当事者参加型イベントの開催 など**



## 予算額

児童虐待防止対策推進事業委託費

【令和3年度予算】  
80百万円



【令和4年度予算】  
205百万円

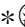
150



2022 年度下半期の研修一覧

8月26日現在

	研修名	実施期日	実施形態	定員
9月	【オンライン】 児童心理治療施設指導者研修	9月8日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
	児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース<前期>	9月15日(木) ～16日(金)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	【オンライン】 児童養護施設指導者研修	9月29日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
10月	児童相談所長研修 A<後期> 法	10月11日(火) ～13日(木)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
	児童相談所長研修 B<後期> 法	10月25日(火) ～27日(木)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
11月	【オンライン】 母子生活支援施設指導者研修	11月10日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
	【オンライン】 乳児院指導者研修	11月25日(金)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
12月	【オンライン】 市区町村虐待対応指導者研修	12月8日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	80名程度
	【オンライン】 児童相談所弁護士専門研修	12月22日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	50名程度
23年 1月	【オンライン】 指導教育担当児童福祉司 任用前研修 A<後期> 法	1月17日(火) ～19日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
	【オンライン】 指導教育担当児童福祉司 任用前研修 B<後期> 法	1月31日(火) ～2月2日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
2月	【オンライン】 指導教育担当児童福祉司 任用前研修 C<後期> 法	2月14日(火) ～16日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	受付終了
	児童福祉司スーパーバイザー アドバンスコース<後期>	2月21日(火) ～22日(水)	子どもの虹情報研修センター に参集	受付終了
3月	【オンライン】 児童相談所医師研修	3月3日(金)	オンラインで ライブ配信を受講	50名程度
	【オンライン】 医師専門研修	3月3日(金)	オンラインで ライブ配信を受講	50名程度
	【オンライン】 テーマ別研修 「アウトリーチで支援をつなぐ」	3月16日(木)	オンラインで ライブ配信を受講	200名程度
年間	施設職員事例検討会	6月～3月	～2月まで：月1回オンラインで開催 3月：子どもの虹情報研修センター に参集(3月9日～10日)	受付終了

\*：法定研修。都道府県市との委託契約による研修

※最新の情報は当センターホームページでご確認ください。

2022年度（令和4年度）虐待対応研修一覧（実施月別）

実施月	研修名(案)	受講対象	期間	定員
5月	子ども虐待対応研修担当者等養成研修	都道府県、市区町村、児童相談所、児童家庭支援センター等の職員に対する研修企画、又は研修講師を行う者、要保護児童対策地域協議会の調整担当者、家庭児童相談員や子ども家庭相談担当者等で子ども虐待関連業務経験通算3年を満たした者（各機関1名）	5月11日（水） ～13日（金）	60名
5月	児童養護施設職員指導者研修	児童養護施設で基幹的職員等指導的立場にある指導員、保育士、家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、個別対応職員、グループホーム長等で、児童福祉施設経験通算5年を満たした者※（各施設1名）	5月25日（水） ～27日（金）	60名
6月	児童相談所児童心理司指導者研修	児童相談所児童心理司経験通算5年を満たした児童心理司（スーパーバイザー含む）	6月15日（水） ～17日（金）	60名
6月	【参集とオンライン】 乳児院職員指導者研修	乳児院で基幹的職員等指導的立場にあり、児童福祉施設経験通算5年を満たした者	6月29日（水） ～7月1日（金）	60名
7月	児童相談所弁護士等専門研修	児童相談所に勤務している弁護士（常勤・非常勤・嘱託を問わない）	7月14日（木） ～15日（金）	40名
7月	市区町村子ども家庭支援指導者研修	市区町村の子ども家庭支援業務（関係業務を含む）において指導的立場にある者（注：子ども家庭総合支援拠点設置の有無は問わない） 例：子ども家庭総合支援拠点、児童相談室、要保護児童対策地域協議会、子育て支援担当課、児童家庭支援センター、母子保健担当課、子育て世代包括支援センター、ひとり親支援担当課、DV担当課等、管理的立場の者、子育て支援センター（保育所含む） 都道府県において市区町村への助言指導を担当する者 例：児童相談所、研修企画担当課	7月27日（水） ～29日（金）	60名
8月	【オンライン】 教育機関・児童福祉関係職員 合同研修	学校（幼小中高）や教育委員会で虐待対応に携わる指導的立場の教職員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー（経験年数の制限なし）市区町村、児童相談所等で子ども虐待対応経験通算3年を満たした者（各機関1名）*パソコンを使用しオンラインによる受講環境が可能な者	8月16日（火） （上記に日程変更）	200名
9月	【オンライン】 こころのシリーズ 「虐待を受けた子どもの こころの支援」	指導的立場にある以下の者 ①子ども虐待に関わる者 ②メンタルヘルスに関わる者 ③子どもの生活と環境を調整する者で、指導的立場にある者 機関：児童相談所、児童福祉施設（児童心理治療施設、障害児施設、母子生活支援施設、保育所を含む）、市区町村、保健機関、教育機関、医療機関、警察・司法等（各機関1名）	9月14日（水） 9月15日（木）	80名

11月	【オンライン】 特別企画「虐待の世代間伝達を 理解する」	子ども虐待対応に関わる指導的立場にあるあらゆる職種の専門職（各機関1名）*パソコンを使用しオンラインによる受講環境が可能な者 *受講後のアンケートを期間内に提出できる者	11月11日（金）	80名
12月	子ども虐待対応 母子保健関係職員指導者研修	市区町村、保健所の母子保健活動、子育て支援、子ども虐待防止対策に携わっている指導的立場にある保健師、助産師、看護師、医師、精神保健相談員で、子ども虐待対応関連業務経験通算5年を満した者	11月30日（水） ～2日（金）	60名
12月	一時保護所指導者研修	児童福祉領域又は児童相談所での勤務経験が5年以上あり、一時保護所職員において指導的立場にある者、もしくは、一時保護専用施設（児童養護施設等）の指導的立場にある者	12月14日（水） ～16日（金）	60名
1月	【オンライン】 健康障害のシリーズ 「ネグレクトと健康障害」	児童相談所（保健師・医師・弁護士・児童福祉司・児童心理司等）、市区町村（福祉・保健）、保護された子どもの回復をケアする一時保護所・児童福祉施設（保育士・児童指導員・嘱託医・看護師）、日常的に子どもと接する学校・幼稚園・保育所（教員・養護教諭・保育士等）、里親、警察・司法等で指導的立場にある者	1月19日（木） 1月20日（金）	80名
9月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修A<前期課程> *法	児童福祉司経験3年以上勤務した者であって、指導教育担当児童福祉司として職務を行うことが期待される者。かつ、後期は、ZOOMを用いることができる者。（eラーニングシステムによるオンデマンド受講と筆記試験があります。） （児童福祉法第13条第9項の規定に基づき、受講が義務づけられています）	9月1日（木） 9月2日（金）	60名
9月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修B<前期課程> *法		9月29日（木） 9月30日（金）	60名
10月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修C<前期課程> *法		10月13日（木） 10月14日（金）	60名
2月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修A<後期課程> 【オンライン】 *法		2月1日（水） ～3日（金）	60名
2月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修B<後期課程> 【オンライン】 *法		2月15日（水） ～17日（金）	60名
3月	指導教育担当児童福祉司任用 前研修C<後期課程> 【オンライン】 *法		3月1日（水） ～3日（金）	60名
3月	テーマ別研修「子どもの権利 （仮）」 【オンライン】		この問題に関わる専門職で、各所属機関で指導的立場にあり、児童虐待関連業務経験通算3年を満した者（各機関1名）	3月中旬

\*：改正児童福祉法の施行に伴い「児童相談所児童福祉司スーパーバイザー義務研修」の名称を変更しました。  
 法：法定研修。法定研修は、委託契約を締結した上での受講となります。

各〔都道府県  
市町村  
特別区〕児童福祉主管部局 御中

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策推進室

### 警察との実質的な情報共有による連携の強化について

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

児童虐待は、個々の事案について事態が急展開して警察の関与が必要な重大事件に発展するおそれもあり、その対応に当たっては、児童相談所及び市町村において日頃から警察と緊密な連携を図ることが重要です。

児童虐待への対応における警察との具体的な連携の在り方につきましては、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」（平成30年7月20日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定。以下「緊急総合対策」という。）を踏まえ、「児童虐待への対応における警察との連携の強化について」（平成30年7月20日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知）、「警察との情報共有に関するFAQ（自治体向け）」の送付について」（平成30年11月27日付け厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室事務連絡）等により示しているところですが、今般、警察庁より、別添のとおり「児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について（通達）」（令和4年3月2日付け警察庁丁少発第162号。以下「警察庁通達」）が各都道府県警察に対して発出されたところです。

つきましては、緊急総合対策等により、児童相談所及び市町村において警察との間で共有することとされている

- ① 虐待による外傷、ネグレクト又は性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 児童相談所が通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

について、警察庁通達を踏まえ、特にリスク要因があると判断される事案については、警察とともに虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検するなどして情報共有を実質的なものとし、警察との連携強化による子どもの安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

#### 【照会先】

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策推進室 自治体支援係 内尾  
TEL：03-5253-1111（内線 4849）

原義保存期間	1年(令和5年3月31日まで)
有効期間	二種(令和5年3月31日まで)

警視庁生活安全部長  
 各道府県警察(方面)本部長  
 (参考送付先)  
 各管区警察局広域調整部長

警察庁丁少発第162号  
 令和4年3月2日  
 警察庁生活安全局少年課長

児童相談所等との実質的な情報共有による連携の強化について(通達)

児童相談所等関係機関と連携した児童虐待への対応については、平成30年7月20日付け「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(以下、「緊急総合対策」という。)をはじめとする累次の関係閣僚会議決定により、政府一体の取組として連携強化を推進しているほか、警察では、「児童の安全確保を最優先とした児童虐待への対応について」(令和元年10月1日付け警察庁丙少発第17号ほか)等に基づき、児童虐待の早期発見と被害児童の早期保護のため、児童相談所等と連携し、適切な対応に努めているところであるが、依然として、虐待行為により児童が亡くなる痛ましい事件が後を絶たない状況にある。

児童虐待は、児童に対する危険性やその切迫性を正確に把握することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある。特に、緊急総合対策等により児童相談所や市区町村との間で共有することとされている

- ① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報
- ② 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全が確認できない事案に関する情報
- ③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であつて、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報

については、児童相談所等と共に虐待行為のエスカレートや再発に係るリスク要因を点検するなどして、情報共有を実質的なものとし、児童相談所等と連携して対応することが肝要である。

各都道府県警察においては、別紙を参考にし、随時、児童相談所等との実質的な情報共有がなされているか点検し、児童相談所等との連携強化による児童の安全確保を最優先とした対応に万全を期されたい。

なお、本通達については、生活安全企画課、捜査第一課及び厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

## 別紙

児童相談所や市区町村からの情報共有	左記情報に対する警察の対応
<p>① 虐待による外傷、ネグレクト、性的虐待があると考えられる事案等に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 事件化の可否及び要否を迅速かつ的確に判断した上で、事件化する場合には、必要な捜査を可能な限り速やかに行い、捜査を契機とした児童の安全確保を図ること。</li> <li>○ 事件化する場合には、児童相談所に対して、捜査手続の流れ、警察における過去の相談・110番通報受理状況、警察による聴取内容及び捜査の結果判明した事項について、捜査への支障に配慮しつつ、必要かつ相当と認められる範囲で情報を提供し、児童相談所における適切な措置に資するよう配慮すること。</li> <li>○ 事件化に至らない場合には、必要に応じ、左記③の情報共有における対応と同様の対応を執ること。</li> </ul>
<p>② 通告受理後、子どもと面会ができず、48時間以内に児童相談所や関係機関において安全確認ができない事案に関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所に対し、立入調査等を促すこと。</li> <li>○ 児童相談所の要請に応じ、又は警察から児童相談所に申し入れるなどし、児童相談所職員による児童の安全確認に警察職員が同行すること。</li> </ul>
<p>③ ①の児童虐待に起因した一時保護や施設入所等の措置をしている事案であって、当該措置を解除し、家庭復帰するものに関する情報</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 児童相談所側のリスクに関する認識とその根拠について聴取し、特に、リスク要因があると判断される場合には、児童相談所のリスクに関する認識に影響し得る警察が保有する情報を提供し、相互にリスク要因がないか点検すること。</li> <li>○ 児童の安全に対する不安要素が認められる場合には、児童の安全が継続的に確保されるよう、児童相談所に積極的に協力し、連携を密に対応すること。</li> </ul>



事務連絡  
令和4年3月31日

各〔都道府県〕  
〔指定都市〕 児童福祉主管部局 御中  
〔児童相談所設置市〕

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策推進室

### 少年警察活動規則の一部を改正する規則の施行について

平素より、児童虐待防止対策の推進にご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

現在、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）第38条第2項の規定により、警察は、児童虐待を受けた児童を含む要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められる時には、児童通告書により児童相談所に通告するものとされています。

この度、少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）が令和4年1月11日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、改正規則第38条第2項及び第39条第2項の規定並びに「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号）により、警察からの通告は、

- ・ 児童虐待を受けたと思われる児童等を発見したときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するとともに、口頭により通告したときには、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付すること
  - ・ 口頭による通告は、電話等を含むものとし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第25条第1項の規定等による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付すること
  - ・ 児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によることとして差し支えないこと
- 等となり、また、警察庁長官が定める児童通告書の様式が改正等され、警察署長の公印が省略されることとなります。

各自治体におかれましては、本件ご了解いただくとともに、引き続き、警察との連携を密にし、子どもの安全確保を最優先に行っていただきますようお願いいたします。

なお、警察庁から都道府県警察に対し、「犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）」（令和4年1月11日付け警察庁丙少発第1号ほか）（別添1）及び「少年警察活動推進上の留意事項について（依命通達）」（令和4年3月31日付け警察庁乙生発第10号）（別添2）が発出されているほか、「触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令」（令和4年警察庁訓令第1号）（別添3）が示されていることを申し添えます。

#### 【照会先】

厚生労働省子ども家庭局  
家庭福祉課虐待防止対策推進室  
自治体支援係 内尾  
TEL：03-5253-1111（内線4849）

# 別添 1

原議保存期間	30年（令和34年3月31日まで）
有効期間	一種（令和34年3月31日まで）

各 地 方 機 関 の 長  
各 都 道 府 県 警 察 の 長  
（参考送付先）  
庁 内 各 局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
殿

警察庁丙少発第1号、警察庁丙刑企発第2号  
令 和 4 年 1 月 1 1 日  
警 察 庁 生 活 安 全 局 長  
警 察 庁 刑 事 局 長

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則の公布について（通達）少年法等の一部を改正する法律（令和3年法律第47号。以下「改正法」という。）が令和4年4月1日から施行されることとなったこと等に伴い、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。）が、本日、別添のとおり公布され、令和4年4月1日から施行されることとなった。

改正規則の概要については下記のとおりであることから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

本通達については、関係部局と協議済みであるので申し添える。

なお、この通達において「少年法」とは改正法による改正後の少年法（昭和23年法律第168号）を、「犯罪捜査規範」とは改正規則による改正後の犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）を、「少年警察活動規則」とは改正規則による改正後の少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）をそれぞれいう。

## 記

### 1 改正の概要

#### (1) 犯罪捜査規範

##### ア 特定少年に係る事件の新聞発表等に関する規定の整備（第209条関係）

少年法第68条においては、特定少年のとき犯した罪により公訴を提起された場合には、略式手続による場合を除き、記事等の掲載の禁止に係る同法第61条の規定を適用しないこととされた。

これに伴い、特定少年のとき犯した罪に係る事件であって当該罪により公訴を提起された者に係るもの（略式命令の請求がされたものを除く。）について報道機関等に発表するときは、犯罪捜査規範第209条本文に規定された推知に係る制限の対象としないこととした。

##### イ 特定少年に係る事件の送致先等に関する規定の整備（第210条関係）

少年法第41条においては、司法警察員は、少年の被疑事件について捜査を遂げた結果、罰金以下の刑にあたる犯罪の嫌疑があるものと思料するときは、これを家庭裁判所に送致しなければならないと規定しているところ、同条は、同法第67条第1項により、特定少年の被疑事件については適用しないこととされた。

これに伴い、少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、全て検察官に送致し、又は送付しなければならないこととした。

#### (2) 少年警察活動規則

ア 特定少年に係る継続補導等に関する規定の整備（第8条、第14条及び第36条関係）

特定少年は民法（明治29年法律第89号）上の成年となること等を踏まえ、特定少年に係る継続補導及び継続的な支援については、本人の同意を得た上で実施することとした。

イ 児童虐待を受けたと思われる児童等に関する規定の整備（第2条、第38条及び第39条関係）

児童虐待の通告件数が急増していること等から、児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとするとともに、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする等の規定を整備することとした。

2 施行期日

令和4年4月1日

3 参考資料

（別添）官報

○国家公安委員会規則第一号  
 少年法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十七号）の施行に伴い、及び警察法施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年一月十一日

国家公安委員会委員長 二之湯 智

犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部改正

（犯罪捜査規範の一部改正）

第一条 犯罪捜査規範（昭和三十三年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。次表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>（立会い）</p> <p><b>第四百四十三条</b> 「1・2 略」</p> <p>3 女子の身体について捜索を行う場合には、十八歳以上の女子を立ち会わせなければならぬ。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 女子の身体を検査する場合には、医師又は十八歳以上の女子を立ち会わせなければならない。</p> <p>（捜索調書）</p> <p><b>第四百四十九条</b> 「略」</p> <p>2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、又は女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、十八歳以上の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。</p> <p>（少年事件捜査の基本）</p> <p><b>第二百三条</b> 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年（少年法第二条第一項に規定する少年をいう。以下同じ。）の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。</p>	<p>（立会い）</p> <p><b>第四百四十三条</b> 「1・2 同上」</p> <p>3 女子の身体について捜索を行う場合には、成年の女子を立ち会わせなければならない。ただし、急速を要する場合は、この限りでない。</p> <p>4 女子の身体を検査する場合には、医師または成年の女子を立ち会わせなければならない。</p> <p>（捜索調書）</p> <p><b>第四百四十九条</b> 「同上」</p> <p>2 捜索に際し、処分を受ける者に捜索許可状を示すことができなかつたとき、立会人を得ることができなかつたとき、または女子の身体について捜索を行う場合に急速を要し、成年の女子の立会いが得られなかつたときは、捜索調書にその旨を記載し、その理由を明らかにしておかなければならない。</p> <p>（少年事件捜査の基本）</p> <p><b>第二百三条</b> 少年事件の捜査については、家庭裁判所における審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもつて、これに当たらなければならない。</p>

（新聞発表等の際の注意）

**第二百九条** 少年事件については、新聞その他の報道機関等に発表するときは、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。ただし、特定少年（少年法第六十二条第一項に規定する特定少年をいう。次条及び第二百五十五条第二号において同じ。）のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの（刑訴法第四百六十一条の請求がされたもの（刑訴法第四百六十三条第一項若しくは第二項又は第四百六十八条第二項の規定により通常の規定に従い審判をすることとなつたものを除く。）を除く。）については、この限りでない。

（少年事件の送致及び送付先）

**第二百十條** 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

2 送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

（関連事件の送致及び送付）

**第二百十一條** 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号に定めるところによるものとする。

一 少年事件が少年事件以外の事件（以下「非少年事件」という。）と関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、

（報道上の注意）

**第二百九条** 少年事件については、新聞その他の報道機関に発表する場合においても、当該少年の氏名又は住居を告げ、その他その者を推知することができるようなことはしてはならない。

（少年事件の送致及び送付先）

**第二百十條** 少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。

2 送致又は送付に当たり、その少年の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらをともに一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。

（関連事件の送致及び送付）

**第二百十一條** 他の被疑者に係る事件と関連する少年事件の送致又は送付については、次の各号の規定によるものとする。

一 少年事件が成人事件と関連する場合において、これらをともに検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録として送

又は送付するときは、各別の記録として送致し、又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が非少年事件についても必要であるときは、その謄本又は抄本を添付すること。

二 数個の少年事件が関連する場合において、これらを共に検察官に送致し、又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致し、又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致し、又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第二百二十二条 少年事件が非少年事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致し、又は送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号に定めるところによるものとする。

一 少年事件と非少年事件とが関連する場合においては、非少年事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にその旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二 数個の少年事件のみが関連する場合においては、検察官へ送致し、又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にその旨を記載すること。

(触法少年及びごく犯少年)

第二百二十五条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当するときは、少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第三章の定めるところによる。

一 被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつたとき。

致又は送付すること。ただし、少年事件に関する書類が成人事件についても必要であるときは、この謄本又は抄本を添付すること。

二 数個の少年事件が関連する場合において、これらをともに検察官に送致又は送付するときは、各別の記録とすることを要しないこと。

三 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、その一方を検察官に送致又は送付し、他方を家庭裁判所に送致する場合において、一方の事件に関する書類が他方の事件についても必要であるときは、検察官に送致又は送付する事件の記録に、他の事件に関する書類の謄本又は抄本を添付すること。

(共通証拠物の取扱い)

第二百二十二条 少年事件が成人事件と関連し、又は数個の少年事件が関連し、これらを各別に送致若しくは送付する場合において、共通の証拠物があるときは、次の各号の規定によるものとする。

一 少年事件と成人事件とが関連する場合においては、成人事件に証拠物を添付すること。この場合においては、少年事件の記録にその旨を記載すること。ただし、少年事件のみが重要と認められるときは、少年事件に証拠物を添付すること。

二 数個の少年事件のみが関連する場合においては、検察官へ送致又は送付する事件に証拠物を添付すること。この場合においては、家庭裁判所に送致する事件の記録にその旨を記載すること。

(触法少年及びごく犯少年)

第二百二十五条 捜査の結果、次の各号のいずれかに該当する場合においては、少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第三章の定めるところによる。

一 被疑者が少年法第三条第一項第二号に規定する少年であることが明らかとなつた場合

二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつた場合であつて、その者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年(特定少年を除く。)であるとき。

(少年に対する同行状の執行)

第二百六十七条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条(同法第六十五条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(引致状の執行)  
第二百六十八条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十三条第六項(同法第七十三条の三第四項及び売春防止法(昭和三十一年法律百十八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たつて準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、「第二十六条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「の指揮」とあるのは「の嘱託」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

二 被疑者が罪を犯した事実がないことが明らかとなつたときであつて、この者が少年法第三条第一項第三号に規定する少年である場合

(少年に対する同行状の執行)

第二百六十七条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、少年法第十三条又は同法第二十六条の規定により、家庭裁判所から、同行状の執行の指揮を受けた場合について準用する。この場合において、これらの規定中「検察官」とあるのは、「家庭裁判所」と読み替えるものとする。

(引致状の執行)  
第二百六十八条 第二百五十七条(検察官の指揮による執行)、第二百五十九条(有効期間内に執行不能の場合)及び第二百六十条(勾引状等執行不適の場合)の規定は、更生保護法(平成十九年法律第八十八号)第六十三条(売春防止法(昭和三十一年法律百十八号)第二十六条第二項において準用する場合を含む。)の規定により保護観察に付されている者に対する引致状の執行に当たつて準用する。この場合において、第二百五十七条及び第二百五十九条中「検察官」とあるのは「地方更生保護委員会又は保護観察所の長」と、「指揮」とあるのは「嘱託」と、「報告して、指揮を受けなければ」とあるのは「通知しなければ」と読み替えるものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(少年警察活動規則の一部改正)

**第二条** 少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分(連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所及び「」で注記した項番号を含む。)に二重傍線を付した規定(以下「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p><b>第一条</b> [略]</p> <p>2 少年警察活動に関しては、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)、犯罪捜査規範(昭和三十三年国家公安委員会規則第二号)その他の法令(地方公共団体の条例又は規則を含む。)によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 略</p> <p>二 特定少年 少年法第六十二条第一項に規定する特定少年をいう。</p> <p>三 [略]</p> <p>四 [略]</p> <p>五 ぐ犯少年 少年法第三条第一項第三号に規定する少年(特定少年に該当する場合を除く。)をいう。</p> <p>六 八 [略]</p>	<p><b>第一条</b> [同上]</p> <p>2 少年警察活動に関しては、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)、少年法(昭和二十三年法律第六十八号)、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、犯罪捜査規範(昭和三十三年国家公安委員会規則第二号)その他の法令(地方公共団体の条例又は規則を含む。)によるほか、この規則の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p><b>第二条</b> [同上]</p> <p>一 同上</p> <p>二 [号を加える。]</p> <p>三 [同上]</p> <p>四 [同上]</p> <p>五 ぐ犯少年 少年法第三条第一項第三号に規定する少年をいう。</p> <p>六 七 [同上]</p>

九 要保護少年 児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年又は児童虐待を受けたと思われる児童に該当する場合を除く。)をいう。

十 児童虐待を受けたと思われる児童 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童をいう。

十一 低年齢少年 十四歳未満の者をいう。

十二 [略]

十三 少年補導職員 少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。)、継続補導(第八条第二項(同条第五項(第十四条第二項)において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合並びに第十三条第三項及び第十四条第二項において準用する場合を含む。)の規定により行う継続的な補導をいう。)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員(警察官を除く。)のうちから警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。))が命じた者をいう。

十四 [略]

(早期発見)

**第六条** 第二条第六号から第十号までに掲げる少年については、街頭補導(次条第一項に規定する街頭補導をいう。)及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

八 一号ずつ繰り下げる。

九 要保護少年 児童虐待を受けた児童、保護者のない少年その他の児童福祉法による福祉のための措置又はこれに類する保護のための措置が必要と認められる少年(非行少年に該当する場合を除く。)をいう。

[号を加える。]

九 低年齢少年 十四歳に満たない者をいう。

十 [同上]

十一 少年補導職員 少年相談(少年の非行の防止及び保護に関する相談をいう。以下同じ。)、継続補導(第八条第二項(第十三条第三項及び第十四条第二項)において準用する場合を含む。))の規定により行う継続的な補導をいう。以下同じ。)、被害少年に対する継続的な支援その他の特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動を行わせるため、当該活動に必要な知識及び技能を有する都道府県警察の職員(警察官を除く。)のうちから警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。))が命じた者をいう。

十二 [同上]

(早期発見)

**第六条** 第二条第五号から第八号までに掲げる少年については、街頭補導(次条第一項に規定する街頭補導をいう。)及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間及び警察と関係機関の連携を図り、これらを早期に発見するように努めるものとする。

(街頭補導)

第七条 街頭補導(道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、前条に規定する少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項、第三十八条第一項又は第三十九条第一項に規定する措置を執る活動をいう。以下同じ。)は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2 前条に規定する少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

(少年相談)

第八条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

〔254 略〕

5 特定少年に対する第二項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(不良行為少年についての活動)

第十四条 [略]

2 第八条第二項から第五項までの規定は、不良行為少年について準用する。

(共通証拠物の取扱い)

第二十四条 触法少年に係る事件が二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致し、又は送付する場合において、

共通の証拠物があるときは、二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にその旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該触法少年について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置が執られた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

(街頭補導)

第七条 街頭補導(道路その他の公共の場所、駅その他の多数の客の来集する施設又は風俗営業の営業所その他の少年の非行が行われやすい場所において、第二条第五号から第八号までに掲げる少年を発見し、必要に応じその場で、これらに第十三条第一項、第十四条第一項、第三十六条第一項又は第三十八条第一項に規定する措置をとる活動をいう。以下同じ。)は、自らの身分を明らかにし、その他相手方の権利を不当に害することのないよう注意して行うものとする。

2 第二条第五号から第八号までに掲げる少年を早期に発見するため必要があるときは、街頭補導の実施に当たり、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者の協力を求めるものとする。

(少年相談)

第八条 少年又は保護者その他の関係者から少年相談を受けたときは、懇切を旨として、当該事案の内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

〔254 同上〕

〔項を加える。〕

(不良行為少年についての活動)

第十四条 [同上]

2 第八条第二項から第四項までの規定は、不良行為少年について準用する。

(共通証拠物の取扱い)

第二十四条 触法少年に係る事件が成人又は犯罪少年に係る事件と関連し、これらを送致若しくは送付する場合において、共通の

共通の証拠物があるときは、成人又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にその旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該触法少年について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置が執られた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

て、共通の証拠物があるときは、二十歳以上の者又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にその旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該触法少年について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置が執られた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

( < 犯少年に係る事件の送致又は通告 )

第三十三条 < 犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号に定める手続により処理をするものとする。

一 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるとき。長官が定める様式の < 犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置に委ねるのが適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

〔2 略〕

証拠物があるときは、成人又は犯罪少年に係る事件に証拠物を添付し、触法少年に係る事件の記録にこの旨を記載するものとする。ただし、触法少年に係る事件のみが重要と認められ、かつ、当該事件について児童福祉法第二十七条第一項第四号の措置がとられた場合は、当該措置に係る家庭裁判所に証拠物を送付するものとする。

( < 犯少年に係る事件の送致又は通告 )

第三十三条 < 犯調査の結果、次の各号に該当するときは、当該各号の手続により処理をするものとする。

一 処理をする時において、当該少年が十四歳以上であつて、その者を家庭裁判所の審判に付することが適当と認められるとき。長官が定める様式の < 犯少年事件送致書を作成し、これに長官が定める様式の身上調査表その他の関係書類を添付して家庭裁判所に送致すること。

二 処理をする時において、当該少年が十四歳以上十八歳未満であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められ、かつ、家庭裁判所に直接送致するよりも、まず、児童福祉法による措置にゆだねるのが適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

三 処理をする時において、当該少年が低年齢少年であつて、保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるとき。長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告すること。

〔2 同上〕



(被害少年についての活動)  
**第三十六条** 「1」3 略  
 4 特定少年に対する前二項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは「本人」とする。  
 (要保護少年についての活動)

**第三十八条** 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項の規定による児童相談所への通告、同法第三十三条第一項又は第二項の規定による委託を受けて行う一時保護その他これらに類する保護のための措置の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

2 十八歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、長官が定める様式の児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。  
 (児童虐待を受けたと思われる児童についての活動)

**第三十九条** 「1」 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童虐待の防止等に関する法律第六条第一項の規定による児童相談所への通告又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。

2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、長官が定める様式の児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した書面を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

(被害少年についての活動)  
**第三十六条** 「1」3 同上  
 「項を加える。」

(要保護少年についての活動)  
**第三十八条** 要保護少年については、児童福祉法第二十五条第一項に基づく児童相談所への通告又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による委託を受けて行う一時保護の適切な実施のため、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置をとるものとする。

2 要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適当であると認められるときは、長官が定める様式の児童通告書により児童相談所に通告するものとする。

(児童虐待を受けている児童等についての活動)  
**第三十九条** 「項を加える。」

「項を加える。」

3 児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第十条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする。

備考 表中の「」の記載は注記である。

附則

(施行期日)

1 この規則は、少年法等の一部を改正する法律の施行の日(令和四年四月一日)から施行する。  
 (少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則の一部改正)

2 少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則(平成十九年国家公安委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p><b>第一条</b> (警察職員の職務)            少年補導職員(少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第二条第十三号に規定する少年補導職員をいう。)のうちから、低年齢少年(十四歳未満の者をいう。)に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が少年法(以下「法」という。第六条の二第三項に規定する警察職員に指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年(法第三条第一項第二号に規定する少年をいう。)に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。</p>	<p><b>第一条</b> (警察職員の職務)            少年補導職員(少年警察活動規則(平成十四年国家公安委員会規則第二十号)第二条第十一号に規定する少年補導職員をいう。)のうちから、低年齢少年(十四歳未満でない者をいう。)に対する質問その他の職務に必要な事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有する者として警察本部長(警視総監及び道府県警察本部長をいう。以下同じ。)が少年法(以下「法」という。第六条の二第三項に規定する警察職員に指定したものは、上司である警察官の命を受け、触法少年(法第三条第一項第二号に規定する少年をいう。)に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。</p>

## 別添 2

原議保存期間	30年(令和34年3月31日まで)
有効期間	一種(令和34年3月31日まで)

各都道府県(方面)公安委員会委員長 殿  
各都道府県警察の長  
(参考送付先)  
庁内各局 部 課 長  
各 附 属 機 関 の 長  
各 地 方 機 関 の 長

警察庁乙生発第10号  
令和4年3月31日  
警察庁次長

### 少年警察活動推進上の留意事項について(依命通達) (抄)

少年警察活動については、少年警察活動規則(平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)及び「少年警察活動推進上の留意事項について」(平成19年10月31日付け警察庁乙生発第7号。以下「旧通達」という。)に基づき実施しているところであるが、少年法等の一部を改正する法律(令和3年法律第47号。以下「改正法」という。)、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則(令和4年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。)等の施行に伴い、少年警察活動推進上の留意事項について新たに下記のとおり定めたので、改正法及び改正規則の施行の日(令和4年4月1日)からは、これにより少年警察活動を積極的かつ効果的に推進することとされたい。

なお、旧通達は、令和4年3月31日をもって廃止する。

命により通達する。

### 記

第1～第8 (略)

第9 少年の保護のための活動

1、2 (略)

3 要保護少年に係る活動

(1) 児童相談所への通告

18歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不相当であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする(規則第38条第2項)。

口頭による通告については、電話等を含むものとし、児童福祉法第25条第1項の規定による通告であることを告げ、児童通告書の記載事項を確実に伝達するとともに、時機を失することなく、児童通告通知書を当該児童相談所に送付するものとする。

また、児童通告書及び児童通告通知書の送付については、各児童相談所との合意の下、電子メールの送信その他適当な方法によることとして差し支えない。ただし、この場合においては、警察における情報セキュリティに関する訓令（平成15年警察庁訓令第3号）及び同訓令に基づき定められた情報セキュリティに関する事項を遵守するものとする。

通告を行わない要保護少年についても、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を執るものとする（規則第38条第1項）。

(2) 一時保護

児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合においても、第6の14に掲げる事項に留意するものとする。

(3) 少年事案処理簿の作成

児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年事案処理簿に事案の処理の状況を記載するものとする。

4 児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(1) 児童相談所への通告

児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所へ送付するものとする（規則第39条第2項）。

また、児童虐待を受けたと思われる児童に係る口頭による通告並びに児童通告書及び児童通告通知書の送付の要領については、第9の3(1)の例によるものとする。

なお、児童虐待の事実が必ずしも明らかでない場合であっても、児童虐待を受けたと思われる場合には、児童の早期保護のため、幅広く児童相談所に通告するものとする。

(2) 一時保護

児童福祉法第33条の規定により、児童相談所長の委託を受けて児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においても、第6の14に掲げる事項に留意するものとする。

(3) 関係機関との連携

児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下、当該児童に対するカウンセリング、保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するほか、児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下、必要な措置を執るものとする（規則第39条第3項）。

児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるもので

あることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るとともに、被害児童の保護に向けた関係機関との連携の強化、厳正な捜査と被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童に対するカウンセリング等の支援、警察本部少年担当課への情報の集約と組織としての的確な対応を執るものとする。

また、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする（規則第39条第1項）。

(4) 少年事案処理簿の作成

児童虐待を受けたと思われる児童については、第9の3(3)と同様に、少年事案処理簿を作成するものとする。

## 別添 3

### 警察庁訓令第1号

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月30日

警察庁長官 中村 格

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令の一部を改正する訓令

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号）の一部を次のように改正する。

別紙の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

#### 附 則

この訓令は、犯罪捜査規範及び少年警察活動規則の一部を改正する規則（令和4年国家公安委員会規則第1号）の施行の日（令和4年4月1日）から施行する。

別紙

触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令（平成 19 年警察庁訓令第 12 号）

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令</u></p> <p>少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 17 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び第 5 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 1 項各号、第 30 条第 3 項、第 31 条第 1 項及び第 3 項、第 33 条第 1 項各号、第 35 条、<u>第 38 条第 2 項並びに第 39 条第 2 項の規定により作成する書類は、別記様式第 1 号から第 47 号までによるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>触法調査又はぐ犯調査に関する書類の様式を定める訓令</u></p> <p>少年警察活動規則（平成 14 年国家公安委員会規則第 20 号）第 17 条第 2 項、第 20 条第 1 項及び第 5 項、第 21 条第 3 項、第 22 条第 1 項各号、第 30 条第 3 項、第 31 条第 1 項及び第 3 項、第 33 条第 1 項各号、第 35 条<u>並びに第 38 条第 2 項の規定により触法調査又はぐ犯調査に関して作成する書類は、別記様式第 1 号から第 47 号までによるものとする。</u></p>

<h2 style="margin: 0;">児童通告書</h2>			
年 月 日			
殿			
警察署長			
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第25条第1項の規定により下記児童を通告する。 <input type="checkbox"/> 児童虐待の防止等に関する法律第6条第1項			
児 童	ふりがな 氏名	男・女	生年月日 年 月 日生 ( 歳)
	職 業 学校・学年	学校 学年在学	
保 護 者	氏 名 <small>(名称又は商号及び代表者の氏名)</small>	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
	職 業 住 居 <small>(主たる事務所又は本店の所在地)</small>	児 童 と の 続 柄	(電話 )
通告理由及び処遇意見			
備考			
担当者の官職氏名 (電話 )			

注意 1 □印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。  
 2 必要に応じて、児童の引渡しの有無、健康状態、所持金品等を備考欄に記入すること。

(用紙 日本産業規格A4)

<h2 style="margin: 0;">児童通告書</h2>			
年 月 日			
殿			
警察署長			
官職 ㊟			
<input type="checkbox"/> 児童福祉法第25条第1項の規定により下記児童を通告する。			
児 童	ふりがな 氏名	男・女	生年月日 年 月 日生 ( 歳)
	職 業 学校・学年	学校 学年在学	
保 護 者	本 籍 ( 国 籍 )		
	氏 名 <small>(名称又は商号及び代表者の氏名)</small>	生年月日	年 月 日生 ( 歳)
住 居 <small>(主たる事務所又は本店の所在地)</small>	児 童 と の 続 柄	(電話 )	
通告理由及び処遇意見			
所持金品等の品名及び数量並びにそれに対する措置			
備考			
担当者の官職氏名 (電話 )			

注意 1 電話又は口頭による通告の場合は、この様式の記載事項を連絡し、事後遅滞なく本通告書を作成し  
 送付すること。  
 2 備考欄には身柄の措置等を記入すること。

(用紙 日本産業規格A4)



別記様式第37号の2。(活動規則第38条、第39条)

## 児 童 通 告 通 知 書

年 月 日

殿

警察署長

少年警察活動規則第38条第2項の規定により下記児童を口頭により  
 少年警察活動規則第39条第2項  
 通告したので通知する。

通 告 し た 年 月 日 時	年 月 日 午 時 分			
通告した者の 官 職 氏 名				
通告受付者の 所 属 ・ 氏 名				
児 童	ふりがな	男・女	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )
	職 業 学校・学年			
保 護 者	住 居			
	氏 名 <small>(名称又は商号及び代表者の氏名)</small>	生年月日	年 月 日生 ( 歳 )	
	職 業	児 童 と の 続 柄		
	住 居 <small>(主たる事務所又は本店の所在地)</small>	( 電話 )		
通告理由及び処遇意見				
備考				
担当者の官職氏名 ( 電話 )				

- 注意 1 この書類は、少年警察活動規則第38条第2項又は第39条第2項の規定による通告を口頭により行った場合に作成し、児童相談所に送付すること。  
 2 印のある欄については、該当の口内に $\searrow$ 印を付すこと。  
 3 必要に応じて、児童の引渡しの有無、健康状態、所持金品等を備考欄に記入すること。

(用紙 日本産業規格A4)

[様式を加える。]

備考 表中の [] の記載は注記である。

# 市区町村の要保護児童対策地域協議会等に関する調査研究」報告書 <概要>

(令和3年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 [調査主体：株式会社リベルタス・コンサルティング])

## <調査研究の目的>

子ども家庭総合支援拠点（以下、「支援拠点」）及び要保護児童対策地域協議会（以下、「要対協」）の活動等を通じた市区町村と民間との連携強化に資することを目的として、以下を実施。

- 支援拠点及び要対協の活動等を通じた市区町村と民間との連携に取り組む好事例に関する事例調査。
- 好事例調査に基づき、官民の連携や情報共有を促進するポイントを分析・整理。

## <調査研究報告書の概要>

### 1.官民連携に係る事例

支援拠点を通じた連携、要対協を通じた連携、事業を通じた連携など地域の実情に応じた連携事例（14事例）を紹介。【別紙】

### 2.支援拠点／要対協と民間との連携の目的・効果

支援拠点及び要対協を活用した官民連携の目的・効果として、「人員体制の充実」、「対応力の強化」の2点について整理。

	目的・効果	内容
人員体制の充実	1) 配置人員の確保	支援拠点の最低配置人員を確保する。補助金受給基準を満たす。必要な職種・専門職を確保する。
	2) 人員の固定	自治体職員は人事異動もあり、同じ職員が継続的に関与することが難しい。民間職員に長期的に対応してもらうことで、市民への安心感を醸成。
	3) 民間団体の人材ネットワークの活用	民間団体の豊富な人材ネットワークから適切な人材を確保。自治体が募集しても集まらない等のリスク低減につなげる。
対応力・機能の強化	4) 土日祝・夜間対応の充実	公務員は業務時間が限られるため、民間連携により、土日祝日、夜間の対応力を強化する。
	5) 専門的知見に基づく対応力強化	民間連携により、専門職（臨床心理士、虐待対応専門職等）を確保。専門的知見に基づく相談、支援を拡充。
	6) 市民にとってのアクセスのしやすさ	市民にとっては、自治体よりも民間団体の方が敷居が低く、心理的に相談しやすいケースがみられる。
	7) 虐待等の予防・早期発見	子ども・親と接する機会が多い民間団体との連携により、「あれっ!?!」、「おかしいな?」等の情報をいち早く察知。予防・早期発見につなげる。
	8) 利用者支援	官民様々な機関と連携する民間団体が利用者支援業務を担うことで、市民目線による、官民の支援施策を活用するコーディネートも可能に。
	9) 民間のアイデア・実行力の活用	民間団体からのアイデア・提案に対し、補助事業等により実践を支援。民間のアイデアを活用しつつ、その実行力を高める。

### 3.支援拠点／要対協と民間の情報共有促進に向けた方策

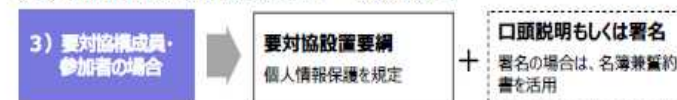
連携パターンに応じた情報共有の方策を整理するとともに、守秘義務に係る具体的な契約文面等の雛形を紹介。

- ・市区町村と民間団体が委託・補助契約関係にある場合  
→ 委託契約書・仕様書や補助金交付指令書等において個人情報保護、情報管理方法等について規程。
- ・民間団体が要対協のメンバーである場合  
→ 要対協設置要綱内の個人情報保護規定に基づき、守秘を義務づけ

#### (1) 市区町村と民間団体が委託・補助等の契約関係にある場合



#### (2) 民間団体が要対協のメンバーである場合



# 支援拠点／要対協を通じた官民連携事例

	事例 1	事例 2	事例 3
市区町村	下関市（山口県）	別府市（大分県）	嵐山町（埼玉県）
民間団体	なかべこども家庭支援センター「紙風船」 （要対協構成員）	社会福祉法人 別府光の園 （要対協構成員）	一般社団法人 彩の国子ども・若者支援ネットワーク （要対協参加なし）
官民連携の内容	支援拠点業務の委託（中規模型） 要対協調整業務の委託 子ども家庭支援員 1 名、心理担当支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名を配置	支援拠点業務の委託（小規模 B 型） 要対協調整業務の委託 子ども家庭支援員 1 名、虐待対応専門員 1 名を配置	支援拠点業務の委託（小規模 A 型） 子ども家庭支援員 1.5 名を配置
連携の目的	支援拠点の配置人員確保、 土日・休日対応の強化 等	専門的知見に基づく対応強化、 夜間休日の対応強化 等	児童と直接接する支援機能の充実等
民間の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども家庭支援全般（実情把握、情報提供、相談対応、総合調整）</li> <li>要支援児童等支援業務（相談・通告受付、アセスメント、支援計画作成、支援・指導、支援終了）</li> </ul> ※上記は民間が分担・協働する業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談事業</li> <li>弁護士による専門相談</li> <li>要対協に関する業務</li> <li>個別ケースワーク業務</li> <li>虐待防止普及・啓発業務</li> <li>児童の安全確認</li> <li>広報事業</li> <li>乳幼児健診未受診者への家庭訪問</li> <li>研修会への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>親子体験活動、体験教室等の運営支援</li> <li>子育てに関する               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 相談・支援業務支援</li> <li>➢ 講習等支援</li> <li>➢ 情報収集・提供支援</li> </ul> </li> <li>親同士の交流の場提供支援</li> <li>子育てサークルの育成・支援 等</li> </ul>

	事例 4	事例 5	事例 6
市区町村	福井市（福井県）	高鍋町（宮崎県）	日光市（栃木県）
民間団体	学校法人 福井仁愛学園 （要対協構成員）	高鍋町社会福祉協議会 （要対協構成員）	特定非営利活動法人だいじょうぶ （要対協構成員）
官民連携の内容	支援拠点業務の委託（中規模型） 事業責任者 1 名、心理担当職員 1 名、子ども家庭支援員 1 名を配置（土曜はさらに 3 名追加）	支援拠点業務の委託（小規模 A 型） 要対協調整業務の委託 子ども家庭支援員 2 名を配置	支援拠点業務の委託 子ども家庭支援員 2 名を配置
連携の目的	専門職の確保と対応強化、 休日の対応強化 等	専門性を有する固定的な担当者による継続的な対応	相談業務の 24 時間 365 日化、 固定担当者による継続的対応
民間の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども相談業務</li> <li>要対協業務（各会議への出席、会議報告書の作成等）</li> <li>要保護児童等への支援業務（要保護児童等の把握、アセスメント、支援方針の設定、支援等、児童記録票の作成、支援終了への対応）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援拠点業務（子ども・家庭に係る総合相談、関係機関の連携・調整、社会資源の開発、軽度虐待・養育困難等の家庭の支援、利用者支援事業等）</li> <li>その他、ふれあい総合相談（全町民）、障がい者（児）等基幹相談支援センター、地域包括支援センター（高齢者）の運営も委託。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談業務</li> <li>24 時間電話相談</li> <li>育児支援家庭訪問事業</li> <li>子育て短期支援事業</li> <li>子どもの居場所づくり事業</li> <li>ペアレンツ・プログラム事業</li> </ul>



	事例 7	事例 8	事例 9
市区町村	越前市（福井県）	中津市（大分県）	世田谷区（東京都）
民間団体	児童家庭支援センター 一陽 （要対協構成員）	児童家庭支援センター 和 （要対協構成員）	特定非営利活動法人 せたがや子育てネット （要対協構成員）
官民連携の内容	要対協調整業務の一部委託（協議会調整支援員 1 名を配置）による機能強化	事業の委託（養育訪問支援事業、子育て短期支援事業、支援対象児童等見守り強化事業等）	おでかけひろば、地域子育て支援コーディネーター、フードパントリー等
連携の目的	支援拠点の配置人員確保、 土日・休日対応の強化 等	子ども・家庭のニーズに応じた迅速・柔軟・個別の対応 等	予防的観点から情報察知、 関係機関との情報共有、支援 等
民間の業務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>協議会に関する業務</li> <li>支援実施状況の進行管理</li> <li>関係機関との連携調整</li> <li>家庭訪問の実施</li> <li>研修会の企画実施</li> <li>地域住民への周知</li> <li>その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援（養育訪問支援事業、支援対象等児童見守り強化事業）</li> <li>一時保護、子育て短期支援事業（ショート／トワイライトステイ、特定妊婦産後ショート）、里親レスパイト</li> <li>地域連携（各種研究機事務局）</li> <li>地域支援（子育てしつけ支援教室、乳幼児健診職員派遣、子ども食堂 等）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>おでかけひろば：子育て経験豊富なスタッフに気軽に育児相談が可能。</li> <li>世田谷区地域子育て支援コーディネーター：利用可能な官民サービスをコーディネート。利用者支援事業。</li> <li>せたがやこどもフードパントリー：配食を通じて子ども・家庭の見守りを支援。等</li> <li>区内ステークホルダーとの情報共有ワークショップ「区民版こどもこそだて会議」開催</li> </ul>

	事例 10	事例 11	事例 12
市区町村	松戸市（千葉県）	江東区（東京都）	和光市（埼玉県）
民間団体	おやこ DE 広場ネットワーク （要対協構成員）	一般社団法人ママリングス （要対協参加なし）	特定非営利活動法人 わこう子育てネットワーク （要対協構成員）
官民連携の内容	事業の委託（おやこ DE 広場）	事業の実施（こうとう子育てメッセ、脱孤育て®プロジェクト等）	事業の委託（子育て世代包括支援センター）
連携の目的	おやこ DE 広場の活動を通じた、虐待の疑いのあるケースの早期発見、支援 等	民間のアイデア、専門性、ネットワーク等を活用した地域課題の解決と新事業の創出	母子保健相談事業の要となる拠点運営、個別マネジメントの充実 等
民間の業務内容	子育てコーディネーターの配置による、 <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の個別ニーズ把握と、それに基づく情報の集約・提供、相談等</li> <li>関係機関との連絡・調整、連携</li> <li>広報・啓発、サービス利用者への周知</li> <li>その他必要な諸業務</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>こうとう子育てメッセ</li> <li>子育て情報発信イベント（トークショー、出店・パネル展示等）</li> <li>脱孤育て®プロジェクト</li> <li>子育て応援 MAP の作成-「WEB こうとう子育てポシエット」</li> <li>児童虐待予防研修プログラムの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域の子育て支援拠点としての下記活動等</li> <li>子育て支援ケアマネージャーの配置</li> <li>出産・子育て相談</li> <li>イベントの開催</li> <li>手あそびや製作のアドバイス等</li> </ul>

	事例 13	事例 14
市区町村	鶴見区（神奈川県横浜市）	江戸川区（東京都）
民間団体	特定非営利活動法人サードプレイス （児家セン運営者として要対協構成員）	特定非営利活動法人パディチーム （要対協参加なし）
官民連携の 内容	事業の委託（児童家庭支援センター）	事業の委託（おうち食堂、おとなりさん事業）
連携の目的	家庭生活に密着した支援の提供・充実 子どもが安心できる居場所の構築 等	虐待発生子防に向けた早期支援、 養育困難家庭の家事・育児等の支援
民間の 業務内容	児童家庭支援センター業務 ・ 相談業務 ・ 他機関連携 ・ 里親支援 ・ 地域交流事業 子育て短期支援事業（預かり事業） ・ ショートステイ／トワイライトステイ ・ 休日預かり	おうち食堂 ・ 食事の支度、片付け等 ・ 食材の買物 ・ その他必要と認める業務 おとなりさん事業 ・ 乳児支援（沐浴・育児支援・離乳食等） ・ 子ども支援（遊び・学び・支援同行等） ・ 家事支援（掃除・洗濯・買い物等） ・ 学習支援（家庭での学習・同行支援等）

各 { 都道府県知事  
指定都市市長  
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働省子ども家庭局長  
(公 印 省 略)

「旧統一教会」問題・相談集中強化期間における相談対応について（協力依頼）

平素より、児童福祉行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、政府においては、

- ・ 本年 9 月 5 日から 30 日までの間を想定し、合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、
- ・ 警察相談専用電話、消費者ホットラインなど関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口においても、相互に連携して集中的に対応すること

とされています。（別紙 1 参照）

そのため、上記合同電話相談窓口等において児童虐待に関する相談を受けた場合には、児童相談所を案内する場合が考えられることから、今般、別添の法務省人権擁護局長通知「「旧統一教会」問題・相談集中強化期間における相談対応について（依頼）」（法務省権調第 64 号令和 4 年 8 月 31 日付）が発出され、自治体等の窓口において適切な対応がとられるようお願いする旨の協力依頼があり、さらに、9 月 1 日付で、厚生労働省子ども家庭局長及び同社会・援護局長は「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の構成員となりました。（別紙 2 及び 3 参照）

貴所管児童相談所におかれては、これまでも相談の内容に応じて適切に対応頂いていると承知しておりますが、本件についてご了解頂くとともに、上記合同電話相談窓口等からの案内を含め、児童相談所に旧統一教会について社会的に指摘されている問題を背景とした児童虐待に関する相談があった際には、必要に応じて警察等の関係機関とも連携しつつ、適切に対応をお願いいたします。

また、旧統一協会を背景とした児童虐待に関する相談は、貴管下の子ども家庭総合支援拠点等にも寄せられることが考えられることから、各都道府県におかれましては、管内市区町村（指定都市及び児童相談所設置市を除く。）への周知をお願いします。

なお、上記合同電話相談窓口等においては、生活困窮者支援制度や心の健康不安に関する相談に対する相談窓口の案内も想定されていることから、厚生労働省社会・援護局長及び同障害保健福祉部長からも別途協力依頼があることを申し添えます。



# 「旧統一教会」問題相談集中強化期間

## 合同電話相談窓口を開設します



# 0120-090590

受付時間 9:30~17:00 (平日)

開設期間 9月5日(月)~30日(金)



### 悩みを抱えている方、まずはお電話ください

内閣官房・警察庁・消費者庁・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省  
(孤独・孤立) (犯罪被害相談) (消費者トラブル) (行政相談) (人権・法的支援) (子どものいじめ) (児童虐待・生活困窮・心の健康)

----- お悩みに応じて、こんな相談窓口もご利用できます。 -----

#### 警察相談専用電話

(# (シャープ) 9110)

各都道府県警察本部・警察署における相談窓口



犯罪による被害等の相談を受け付けます！

#### 消費者ホットライン (188)

消費者トラブルに関する相談を受け付けます！

高価な物品を買わされたが取り消せないか等



#### みんなの人権110番

(0570-003-110)

人権についてのお悩み何でも受け付けます！

- 差別を受けた
- いじめを受けた
- ネットで誹謗中傷された 等



人KENまもる君 人KENあゆみちゃん  
人権イメージキャラクター

#### 法テラス・サポートダイヤル

おなやみなし (0570-078374)

法的トラブル解決に役立つ情報をオペレーターが無料で提供します！



#### 行政相談「きくみみ」 (0570-090110)

どこに相談してよいか分からない  
お困りごとは行政相談へ！  
関係機関を案内します。

総務省行政相談センター

## きくみみ

困ったら一人で悩まず  
行政相談！



行政相談マスコット「キクーン」

法務省権調第64号  
令和4年8月31日

厚生労働省子ども家庭局長 殿  
厚生労働省社会・援護局長 殿  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長 殿

法務省人権擁護局長  
(公印省略)

「旧統一教会」問題・相談集中強化期間における相談対応について（依頼）

いわゆる「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等へのあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、過日、別紙1のとおり、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議が設けられました。

本月18日に開催された上記連絡会議の結果に基づき、別紙2のとおり、本年9月5日から30日までの間を想定し、合同電話相談窓口を開設して、「旧統一教会」問題に関する相談に集中的に対応するとともに、関係省庁に係る全国の既存の各相談窓口（以下「既存窓口」という。）においても、相互に連携して集中的に対応することとしました。

また、当該相談対応は、別紙3に基づいて行うところ、相談の主訴として、児童虐待、生活困窮者支援及び精神保健分野に関わるものについては、当該分野に係る地方公共団体等の窓口（以下「自治体等窓口」という。）を案内することとしております。

つきましては、本年9月5日以降、自治体等窓口において、上記合同電話相談窓口や既存窓口において案内を受けた者からの相談等が寄せられることが予想されますので、自治体等窓口において適切な対応がとられるよう、御配慮方よろしくお取り計らい願います。

## 「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議の開催について

令和4年8月15日  
 関係省庁申合せ  
 令和4年9月1日  
 一部改正

1 「旧統一教会」（現在は世界平和統一家庭連合）について社会的に指摘されている問題に関し、悪質商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、法務大臣の主幸により、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議（以下「連絡会議」と言う。）を開催する。

2 連絡会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	法務大臣
議長代理	法務事務次官
構成員	内閣官房孤独・孤立対策担当室長
	警察庁生活安全局長
	消費者庁次長
	総務省大臣官房地域力創造審議官
	総務省行政評価局長
	法務省人権擁護局長
	法務省大臣官房司法法制部長
	外務省領事局長
	文部科学省初等中等教育局長
	厚生労働省子ども家庭局長
	厚生労働省社会・援護局長

3 連絡会議の下に幹事会を置く。幹事会の構成員は、関係行政機関の職員で議長の指定する官職にある者とする。

4 連絡会議及び幹事会の庶務は、法務省人権擁護局において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、連絡会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。